

2019年度

# 学生便覧



広島大学

広島大学医学部

## 『学生便覧』について

1. この『履修の手引』は、医学部 2019 年度入学生を対象とする大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. 「Ⅰ 教育課程」では、前半部に医学部の教育科目履修基準（教養教育及び専門教育）等を記載し、後半部に、主として、全学部に共通した教育プログラム及び教養教育に関する内容が記載してあります。
3. 「Ⅱ 教務・学生生活関係」では、学生生活における注意事項が記載してあります。
4. 「Ⅲ 諸規則」では、学部生に必要な大学の規則等を記載してあります。
5. 2019 年度入学生は、卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければならないので、紛失しないよう大切に扱ってください。
6. 2019 年度入学生は、この『学生便覧』と『もみじ（広島大学学生情報システム）』で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した『講義概要（シラバス）』を活用して、遺漏なく各自の履修計画を立ててください。

## 注 意

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「もみじ」電子掲示板により行いますので、1日1度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてください。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項につきましても同様に掲示します。「もみじ」及び掲示を確認しなかったために、思いもかけない不利益を被る場合があるので、注意してください。

## 広島大学の理念

---

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

## 広島大学歌

一 光あり

遠き山なみ 輝きて

新たなる日は ひらけたり

ああわれら

はてなき空に かたちなす

真まことをぞ きはめん望まみなり

二 流あり

古き歴史は 七筋に

わかれてとはに 伝へたり

ああわれら

移らふ時に かはらざる

善よきをこそ 努つとめん集つどひなり

三 緑あり

つよき不死の樹き 廣ひろごりて

葉末は風に そよぎたり

ああわれら

明あるき道に 影かげしるす

美うしきもの 求もとめん願ねがひなり

## 広島大学医学部学生歌

一 東海の孤島にわれら

生を亨く

ひたすらに

生命の神秘けふも究むる

青春の日の希望抱きて

二 ギリシヤの歴史は遠し

いまもなほ

尊たきは

人の生命ぞわれら護らむ

アスクレピオスの神前に悔なく

三 人の世の榮譽は虚し

みはるかす

天と地を

貫く線に立ちて歩まむ

永遠に変わらぬ

真理もとめて

# 総 目 次

広島大学学期区分, 授業時間割  
医学部 学部教育の理念と目標

## I 教育課程

- 1 教育科目履修基準について
  - ・教養教育科目・専門教育科目・養護教諭一種免許取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）  
履修基準表・・課程 1
  - ・医学科進級判定基準・・課程11
  - ・医学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について・・・・・・・・・・・・・・・・課程12
  - ・広島大学既修得単位等の認定に関する細則の広島大学医学部における取り扱いについて・課程13
  - ・外国語技能検定試験等による単位認定の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・課程13
  - ・外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定に関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・課程14
  - ・成績評価に対する異議申立制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・課程15
  - ・学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準（保健学科各専攻）・・・・・・・・・・・・・・・・課程17
- 2 到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について・・・・・・・・・・・・・・・・ハイプロ 1
- 3 教養教育について・・教養 1

## II 教務・学生生活関係

- 1 諸手続について・・手続等 1
  - ※「事件・事故発生時の対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・手続等 3
- 2 「賞罰」及び「除籍」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・手続等 5
- 3 学生生活注意事項・・手続等 6
- 4 国家試験について・・手続等 8
- 5 保健管理センターについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・手続等 9

## III 諸規則

- 1 広島大学通則・・規則 2
- 2 広島大学医学部細則・・規則13
- 3 広島大学学生交流規則・・規則17
- 4 広島大学学位規則・・規則19
- 5 広島大学授業料等免除及び猶予規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則26
- 6 広島大学既修得単位等の認定に関する細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則30
- 7 広島大学転学部の取扱いに関する細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則33
- 8 広島大学科目等履修生規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則35
- 9 広島大学学生表彰規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規則38
  - ※広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・規則39

10	学生表彰基準	規則40
11	広島大学学生懲戒規則	規則41
12	広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則	規則44
13	広島大学学生生活に関する規則	規則45
14	広島大学学生証取扱細則	規則47
15	広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則49
16	広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則	規則50
17	身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	規則51
18	社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則52
19	期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則53
20	広島大学研究生規則	規則54
	※広島大学研究生規則医学部取扱内規	規則55
21	広島大学外国人研究生規則	規則56
22	広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則58
23	広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則	規則64
24	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則73
25	広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則75
26	学業に関する評価の取扱いについて	規則77
27	気象警報の発表，公共交通機関の運休又は事件・事故等における 授業等の取扱いについて	規則78
28	広島大学霞地区体育館使用細則	規則79
29	広島大学医学部自治会会則	規則81
	広島大学医学部自治会細則	規則82
	広島大学医学部自治会運動部および文化部細則	規則83

#### IV 職員・配置図

1	組織及び職員	その他 1
2	霞地区建物配置図	その他 4

## 広島大学学期区分

期	区 分	期 間
前 期	春 季 休 業	4 月 1 日 ~ 4 月 5 日
	授 業 期 間	4 月 8 日 ~ 8 月 7 日
	夏 季 休 業	8 月 8 日 ~ 9 月 3 0 日
後 期	授 業 期 間	1 0 月 2 日 ~ 1 2 月 2 5 日
	創 立 記 念 日	1 1 月 5 日
	冬 季 休 業	1 2 月 2 6 日 ~ 1 月 5 日
	授 業 期 間	1 月 6 日 ~ 2 月 6 日
	学 年 末 休 業	2 月 7 日 ~ 3 月 3 1 日

(注)学期区分は、広島大学通則に基づく期間であり、授業スケジュールとは異なる場合があります。

## 授 業 時 間 割

### 昼間授業時間(全学共通)

時 限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
時 刻	8 : 4 5		1 0 : 3 0		1 2 : 5 0		1 4 : 3 5		1 6 : 2 0	
	}		}		}		}		}	
	1 0 : 1 5		1 2 : 0 0		1 4 : 2 0		1 6 : 0 5		1 7 : 5 0	

### 昼間授業時間(医学科専門科目※2年次以降)

時 限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
時 刻	8 : 4 0	9 : 3 0	1 0 : 2 5	1 1 : 1 5	1 2 : 5 0	1 3 : 4 0	1 4 : 3 5	1 5 : 2 5	1 6 : 2 0	1 7 : 1 0
	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
	9 : 2 5	1 0 : 1 5	1 1 : 1 0	1 2 : 0 0	1 3 : 3 5	1 4 : 2 5	1 5 : 2 0	1 6 : 1 0	1 7 : 0 5	1 7 : 5 5

### 夜間授業時間

時 限	1	2	3	4
時 刻	1 8 : 0 0		1 9 : 4 0	
	}		}	
	1 9 : 3 0		2 1 : 1 0	

## 医学部 学部教育の理念とディプロマ・ポリシー

医学部の学部教育においては、医学・医療、保健、福祉の実践者にふさわしい豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、専門職となるための基礎的知識、技能、態度を修得し、さらには科学的思考力と創造性に富む人材を育成することを共通の理念とする。

この理念に基づいた各学科の目標は次のとおりである。

### 1. 医学科の目標

- (1) 医師としての基本的診察能力を身につける。
- (2) 医学・医療における事象を適切に分析・評価し問題点を解決する能力を身につける。
- (3) 全人的医療の実践のために医師としてとるべき態度を身につける。
- (4) 医学・医療の基礎的及び応用的な研究の発展に寄与できる柔軟な発想と創造性を養う。
- (5) 医療に関わる行政制度や社会保障・医療経済の仕組み及び医療に関わる法制度を知り、これらに適切に対処する能力を身につける。
- (6) 医学・医療の国際化・情報化に対応して、外国語の運用能力と情報処理能力を身につける。
- (7) 医学以外の幅広い多様な学問に触れ、多様な文化や価値観を学ぶ。
- (8) 患者やその家族、あるいは同僚と良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力を身につけ、チームの一員として協調性を重んじ、リーダーシップをとれる能力を涵養する。
- (9) 生涯にわたって学習する習慣を養う。

### 2. 保健学科の目標

- (1) 多様な健康関連職種の一員として他の職種と相互協力のもとに人類の健康と福祉に寄与する看護師・保健師・助産師・養護教諭、理学療法士、あるいは作業療法士として必要な幅広く、調和のとれた教養と態度を身につける。
- (2) 社会の国際化や情報化に適応できる国語や外国語の運用能力、情報処理関連能力を身につける。
- (3) 看護学、理学療法学、作業療法学の基礎となる自然科学、人文科学、社会科学に関する基本原理を理解する。さらに、関連・隣接領域に対する関心を培い、学際性の重要性を認識する。
- (4) 看護、理学療法、あるいは作業療法における事象を適切に評価し、問題の構造を見極め、それぞれの職種の独自性が発揮された適切な対応方法を決め、それを実施する基本的な能力を身につける
- (5) 健康関連職種として関わる社会の仕組みや社会制度を知り、これらに適切に対処できる基本的な能力を身につける。
- (6) 各専門職の歴史と現状と使命を理解し、将来的展望を考えることを学ぶ。

# I 教育課程

## 1 教育科目履修基準について

- ・ 教養教育科目・専門教育科目・養護教諭一種免許取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）  
履修基準表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 課程 1
- ・ 医学科進級判定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 課程11
- ・ 医学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について・・・・・・・・・・ 課程12
- ・ 広島大学既修得単位等の認定に関する細則の広島大学医学部における取り扱いについて・・ 課程13
- ・ 外国語技能検定試験等による単位認定の取り扱いについて・・・・・・・・・・ 課程13
- ・ 外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定に関する申合せ・・・・・・・・ 課程14
- ・ 成績評価に対する異議申立制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 課程15
- ・ 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準（保健学科各専攻）・・・・・・ 課程17

## 2 到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS(R)」について・・・・・・・・・・・・ハイプロ 1

## 3 教養教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 教養 1



# 1 教育科目履修基準について



## 教養教育科目履修基準表

医学部医学科

区分	科目区分	要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)										
						1年次		2年次		3年次		4年次				
						前	後	前	後	前	後	前	後			
教養教育科目	平和科目	2		2	選択必修			○								
	基礎科目 大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○										
	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○										
	領域科目	8	人文社会科学系科目群から2科目4単位以上 自然科学系科目群から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	○	○									
	共通科目	外国語科目	英語(注2)	コミュニケーション演習	2	コミュニケーション演習 I	1	必修	○							
				コミュニケーション演習 II	1				○							
			コミュニケーション I	コミュニケーション I A	1	必修	○									
				コミュニケーション I B	1			○								
		コミュニケーション II	コミュニケーション II A	1	必修		○									
			コミュニケーション II B	1				○								
		初修外国語 (ドイツ語, フランス語のうちから1言語選択)	ベーシック外国語 I	1	選択必修	○										
			ベーシック外国語 II	1		○										
	ベーシック外国語 III		1			○										
	ベーシック外国語 IV		1				○									
	情報科目(注3)	情報活用基礎	2	選択必修	○											
情報活用演習		2			○											
健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○										
基盤科目(注5)	6	細胞科学	2	必修	○											
		医療従事者のための心理学(注4)	2			○										
		人間理解のための人体解剖学 I	1			○										
		人間理解のための人体解剖学 II	1			○										
	2	初修物理学	2	選択必修(注6)	○											
		初修生物学	2		○											
2	統計学	2	選択必修		○											
	基礎微分積分学	2		○												
教養教育科目計		38														

注1: ○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅱ・Ⅲ」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細は、学生便覧に掲載の教養教育の英語に関する項を参照のこと。

注3: 1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4: 「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注5: 履修基準表で指定されていない基盤科目の単位を修得した場合、又は履修基準表で指定された基盤科目の選択必修科目のうち2単位を超えて修得した場合は、2単位まで領域科目を履修したものとみなす。

注6: 「初修物理学」、「初修生物学」から、履修すべき初修科目を医学科において指定する。指定された科目以外の初修科目を修得しても卒業に必要な単位にはならない。

別表第2

専門教育科目履修基準表

医学部医学科

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修指定	履修年次															
						1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次					
						前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後				
専門教育科目	専門関連科目	17	医療者プロフェッショナリズム	2	必修	2															
			医学研究序論	2		2															
			生命・医療倫理学Ⅰ	1		1															
			生命・医療倫理学Ⅱ	1							1										
			医療行動学	2			2														
			グローバルリーダー概論	2		2															
			コミュニケーション学	2			2														
			放射線生物学・放射線健康リスク科学	2			2														
			人類遺伝学	2			2														
	医学英語	1				1															
	専門関連科目計			17		11	4		1	1											
	190	脳神経医学Ⅰ	2		2																
		人体構造学	7			7															
		脳神経医学Ⅱ	4			4															
		組織細胞機能学	10			10															
		生体反応学	12				12														
		病因病態学	5				5														
		器官・システム病態制御学Ⅰ	12					12													
		器官・システム病態制御学Ⅱ	13					13													
		脳神経医学Ⅲ	7					7													
全身性疾患制御学		12					12														
臨床病理学		2						2													
社会医学		11						11													
医学研究実習		10							10												
症候診断治療学		9								9											
臨床実習入門プログラム		4									4										
臨床実習Ⅰ		40										40									
臨床実習Ⅱ		30														30					
専門科目（必修）計			190		2	38		57	23							70					
科選目扱	0	先端基盤医学方法論	0	選択					1												
専門教育科目計			207																		

卒業要件	単位数
教養教育科目	38
専門教育科目	207
専門関連科目	17
専門科目（必修）	190
合計	245

教養教育科目履修基準表

医学部保健学科看護学専攻

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)									
						1年次		2年次		3年次		4年次			
						前	後	前	後	前	後	前	後		
教養教育科目	平和科目	2		2	選択必修			○							
	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○									
	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○									
	領域科目	8	人文社会科学系科目群から2科目4単位以上 自然科学系科目群から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	○	○								
	外国語科目	英語(注2)	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎 I	1	必修	○								
				コミュニケーション基礎 II	1			○							
		英語(注2)	コミュニケーション I	コミュニケーション I A	1	必修	○								
				コミュニケーション I B	1		○								
		英語(注2)	コミュニケーション II	コミュニケーション II A	1	必修		○							
				コミュニケーション II B	1			○							
	初修外国語(ドイツ語, フランス語, 中国語, のうちから1言語選択)	(0)	ベーシック外国語 I から2科目	1	自由選択	○									
		ベーシック外国語 II から2科目	1				○								
	情報科目(注3)	2	情報活用基礎	2	選択必修	○									
			情報活用演習	2			○								
	健康スポーツ科目	(0)		1又は2	自由選択	○	○								
社会連携科目	(0)		1又は2	自由選択	○	○									
基盤科目	2	医療従事者のための心理学(注4)	2	必修		○									
	2	統計学	2	選択必修		○									
		ヘルスサイエンスのための基盤数学	2		○										
	0	初修物理学	2	(注5)	○										
0	初修生物学	2	(注5)	○											
計	必修・選択必修科目小計	26													
	自由選択科目小計	12	(注6)												
	教養教育科目合計	38													

注1: ○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により開設期が異なる場合があるので、学生便覧の教養教育開設授業科目一覧で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習 I」, 「オンライン英語演習 II」, 「オンライン英語演習 III」: 各1単位(同一科目を重複して単位を修得することは不可)の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験, 語学研修による単位認定制度もある。詳細は、学生便覧に掲載の教養教育の英語に関する項を参照のこと。

注3: 1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得出来なかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4: 「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、「医療従事者のための心理学」の単位の修得として卒業に必要な単位(2単位)に算入することが可能である。

注5: 「初修物理学」, 「初修生物学」の単位を修得すべき者は、保健学科において指定する。ただし、卒業要件単位には含まない。

注6: 自由選択科目は、要修得単位数を超えて修得した領域科目, 初修外国語, 健康スポーツ科目及び履修基準表で指定されていない基盤科目, 社会連携科目の中から合計12単位以上を修得すること。

(注) 養護教諭一種免許状を取得しようとする者は、領域科目の「日本国憲法」2単位, 及び健康スポーツ科目から2単位を修得すること。

医学部保健学科看護学専攻

区分	科目区分	授業科目	単位数	履修指定	履修年次									
					1年次		2年次		3年次		4年次			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
専門基礎科目		人間発達学	2	必修	②									
		人体構造学Ⅰ	1	必修		①								
		人体構造学Ⅱ	1	必修			①							
		生理機能学Ⅰ	1	必修		①								
		生理機能学Ⅱ	1	必修			①							
		微生物学・免疫学	2	必修			②							
		基礎医学演習	2	必修				②						
		栄養学	2	必修			②							
		病理学	2	必修			②							
		臨床薬理学	2	必修			②							
		臨床生化学	2	選択			2							
		臨床病態学	2	選択			2							
		保健英語	1	選択			1							
		Introduction to Epidemiology and Population Sciences	2	選択				2						
		Global Health and Current Public Health Issues	2	選択					2					
専門教育科目		成人健康障害看護	2	必修			②							
		老年健康障害看護	2	必修				②						
		小児健康障害看護	2	必修				②						
		周産期健康障害看護	2	必修				②						
		精神健康障害看護	2	必修					②					
		健康管理論	2	必修			②							
		疫学	2	必修					②					
		社会福祉学	2	必修				②						
		看護実践学原論	2	必修	②									
		看護技術学・基礎演習	2	必修			②							
		看護技術学・応用演習	2	必修				②						
		看護診断方法論演習	1	必修				①						
		看護管理学概論	2	必修								②		
		医療安全と看護倫理	1	必修				①						
		国際健康看護論	1	必修									①	
		基礎看護実習Ⅰ	1	必修	①									
		基礎看護実習Ⅱ	1	必修			①							
		基礎看護実習Ⅲ	2	必修				②						
		総合実習	2	必修								②		
		看護教育学概説	1	選択									1	
		がん看護学	1	選択						1				
		家族看護学	1	選択						1				
		カウンセリング演習	1	選択						1				
		成人看護学概論	2	必修			②							
		成人看護方法演習・慢性期	1	必修					①					
		成人看護方法演習・急性期	2	必修					②					
		老年看護学概論	2	必修			②							
		老年看護方法演習	1	必修					①					
		小児看護学概論	2	必修			②							
		小児看護方法演習	1	必修					①					
		母性看護学概論	2	必修			②							
		母性看護方法演習	1	必修					①					
		精神看護学概論	2	必修					②					
		精神看護方法演習	1	必修					①					
		地域看護学概論	2	必修					②					
		地域看護学Ⅰ	2	必修					②					
		地域看護学Ⅱ	2	必修						②				
		地域看護学演習	1	必修								①		
		地域看護実習	2	必修								②		
		成人看護学実習(急性期)	2	必修						②				
		成人看護学実習(慢性期)	2	必修							②			
		成人看護学実習(回復期・緩和ケア)	2	必修						②				
		老年看護学実習	2	必修						②				
		小児看護学実習	2	必修						②				
		N I C U看護実習	1	必修						①				
	母性看護学実習	2	必修						②					
	精神看護学実習	2	必修						②					
	卒業研究	4	必修									④		
	保健情報学演習	1	選択					1						
	保健政策論	2	選択						2					
	環境生態学演習	1	選択					1						

医学部保健学科看護学専攻

区分	科目区分	授業科目	単位数	履修指定	履修年次								
					1年次		2年次		3年次		4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
専門教育	専門科目	公衆衛生看護学Ⅰ	2	選択					2				
		公衆衛生看護学Ⅱ	2	選択					2				
		公衆衛生看護管理	2	選択									2
		公衆衛生看護実習	3	選択								3	
		助産学概論	2	選択					2				
		母子看護論	2	選択					2				
		助産診断学	4	選択						4			
		助産技術学	2	選択								2	
		助産疾病論	2	選択								2	
		助産方法論	2	選択								2	
		地域母子保健	1	選択								1	
		助産管理学	2	選択								2	
		助産学実習	11	選択									11
		学校保健概論	1	選択			1						
		学校保健演習	2	選択							2		
専門基礎科目 開設単位数 必修：16単位			2	選択：9単位	要履修単位数 必修：16単位								
専門科目 開設単位数 必修：78単位			2	選択：48単位	要履修単位数 必修：78単位								
専門教育科目計			94										
卒業要件単位数			134										

注1: 実習科目の履修は、所定の授業科目の単位を取得していない場合、許可されないことがある。

注2: 保健師国家試験を受けようとする者は、専門基礎科目及び専門科目に掲げる必修科目のほか、次の選択科目を全て履修しなければならない。保健情報学演習、保健政策論、環境生態学演習、公衆衛生看護学Ⅰ、公衆衛生看護学Ⅱ、公衆衛生看護管理、公衆衛生看護実習。

注3: 助産師国家試験を受けようとする者は、専門基礎科目及び専門科目に掲げる必修科目のほか、次の選択科目を全て履修しなければならない。助産学概論、助産診断学、母子看護論、助産技術学、助産疾病論、助産方法論、地域母子保健、助産管理学、助産学実習。

注4: 養護教諭の免許状を取得しようとする者は、課程10「養護教諭免許取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）」を参照のこと。

保健師国家試験受験資格取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）

区分	科目区分	授業科目	単位数	履修指定	履修年次								
					1年次		2年次		3年次		4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
専門教育	専門科目	保健情報学演習	1	選択					1				
		保健政策論	2	選択						2			
		環境生態学演習	1	選択				1					
		公衆衛生看護学Ⅰ	2	選択					2				
		公衆衛生看護学Ⅱ	2	選択					2				
		公衆衛生看護管理	2	選択									2
		公衆衛生看護実習	3	選択								3	

注 保健学科看護学専攻学生で、保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、教育課程に掲げた履修基準（教養教育科目、専門教育科目）の必修科目を含めて、上記科目を必ず履修しなければならない。

助産師国家試験受験資格取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）

区分	科目区分	授業科目	単位数	履修指定	履修年次								
					1年次		2年次		3年次		4年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
専門教育	専門科目	助産学概論	2	選択					2				
		母子看護論	2	選択					2				
		助産診断学	4	選択						4			
		助産技術学	2	選択								2	
		助産疾病論	2	選択								2	
		助産方法論	2	選択								2	
		地域母子保健	1	選択								1	
		助産管理学	2	選択								2	
		助産学実習	11	選択									11

注 保健学科看護学専攻学生で、助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、教育課程に掲げた履修基準（教養教育科目、専門教育科目）の必修科目を含めて、上記科目を必ず履修しなければならない。

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目（保健学科看護学専攻）

科目区分	授業科目	単位数	必要 単位数	履修セメスター	開講キャンパス	
教養教育科目	外国語科目(英語)	コミュニケーションⅡA	1	1	2セメ	東千田
		コミュニケーションⅡB	1	1		
	情報科目	情報活用基礎 (又は情報活用演習)	2	2	1セメ (2セメ)	東千田 (東広島)
	領域科目	日本国憲法	2	2	1又は2セメ	東千田又は東広島
	健康スポーツ科目		2	2	1又は2セメ	東千田又は東広島
専門教育科目	教職に関する 専門科目	教職入門	2	2	1・2又は3・4セメ	奇数年は霞, 偶数年は東千田
		教育の思想と原理	2	2	3・4又は5・6セメ	奇数年は霞, 偶数年は東千田
		児童・青年期発達論	2	2		奇数年は東千田, 偶数年は霞
		教育と社会・制度	2	2		奇数年は東千田, 偶数年は霞
		教育課程論	2	2		奇数年は東千田, 偶数年は霞
		教育方法・技術論	2	2		奇数年は霞, 偶数年は東千田
		道徳教育指導法	2	2		奇数年に霞で開講
		特別活動指導法	2	2		偶数年に東千田で開講
		生徒・進路指導論	2	2		奇数年は霞, 偶数年は東千田
		教育相談	2	2		奇数年は東千田, 偶数年は霞
		総合的な学習の時間の指導法	1	1		*別途通知する
		特別支援教育	1	1		*別途通知する
		養護実習	5	5		7・8セメ
	教職実践演習(注)	2	2	8セメ		霞(医学部)で開講
	専門基礎科目	臨床薬理学	2	2	3セメ	霞(医学部)で開講
		微生物学・免疫学	2	2	3セメ	霞(医学部)で開講
	専門科目	公衆衛生看護学Ⅱ	2	2	5セメ	霞(医学部)で開講
		学校保健概論	1	1	3セメ	霞(医学部)で開講
		学校保健演習	2	2	6セメ	霞(医学部)で開講

- 保健学科看護学専攻学生で、養護教諭一種免許単位を取得しようとする者は、教育課程に掲げた履修基準(教養教育科目、専門教育科目)の必修科目を含めて、上記科目を必ず履修しなければならない。
- 「教職に関する科目」については、霞キャンパスでは医学部保健学科生用の昼間集中講義で開講し、東千田キャンパスでは法学部及び経済学部夜間主コース生用の夜間集中講義で開講する。

(注) 教職実践演習(養護教諭)(8セメスター集中授業)を履修するためには、7セメスターに養護実習の履修手続を済ませ、教職実践演習の開始までに養護実習の単位を修得又は修得見込みであること。  
7セメスター終了時点で養護実習の単位が修得できておらず、8セメスターで教職実践演習と並行して養護実習を履修することとなった場合、教職実践演習の単位は、養護実習の単位が認定されることを条件として認定する。

## 教養教育科目履修基準表

## 医学部保健学科理学療法専攻

区分	科目区分	要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)								
						1年次		2年次		3年次		4年次		
						前	後	前	後	前	後	前	後	
教 養 教 育 科 目	平和科目	2		2	選択必修			○						
	基礎 大学 教育 科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○							
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○							
	領域科目		2	倫理学	2	必修		○						
			6	人文社会科学系科目群から1科目2単位以上 自然科学系科目群から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	○	○						
	共通 科目	外国 語 科 目	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	○					
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1		○							
		コミュニケーションⅠ	2	コミュニケーションⅠA	1	必修	○							
		コミュニケーションⅠB	1		○									
		コミュニケーションⅡ	2	コミュニケーションⅡA	1	必修		○						
		コミュニケーションⅡB	1				○							
		初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語, のうちから1言語選択)	(0)	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	自由選択	○							
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1			○						
		情報科目	(0)	情報活用基礎	2	自由選択	○							
				情報活用演習	2			○						
		健康スポーツ科目	(0)		1又は2	自由選択	○	○						
	社会連携科目	(0)		1又は2	自由選択	○	○							
基 盤 科 目		4	医療従事者のための心理学(注3)	2	必修		○							
			統計学	2			○							
		0	初修物理学	2	(注4)	○								
		0	初修生物学	2	(注4)	○								
		0	ヘルスサイエンスのための基盤数学	2	(注4)	○								
計	必修・選択必修科目小計	24												
	自由選択科目小計	16	(注5)											
	教養教育科目合計	40												

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により開設期が異なる場合があるので、学生便覧の教養教育開設授業科目一覧で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ」、「オンライン英語演習Ⅱ」、「オンライン英語演習Ⅲ」：各1単位（同一科目を重複して単位を修得することは不可）の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位（6単位）に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細は、学生便覧に掲載の教養教育の英語に関する項を参照のこと。

注3：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、「医療従事者のための心理学」の単位の修得として卒業に必要な単位（2単位）に算入することが可能である。

注4：「初修物理学」、「初修生物学」、「ヘルスサイエンスのための基盤数学」の単位を修得すべき者は、保健学科において指定する。ただし、これらの単位は卒業要件単位には含まない。

注5：自由選択科目は、要修得単位数を超えて修得した領域科目、初修外国語、情報科目、健康スポーツ科目及び履修基準表で指定されていない基盤科目、社会連携科目の中から合計16単位以上を修得すること。



## 教養教育科目履修基準表

## 医学部保健学科作業療法学専攻

区分	科目区分	要修得 単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修年次(注1)													
						1年次		2年次		3年次		4年次							
						前	後	前	後	前	後	前	後						
教 養 教 育 科 目	平和科目	2		2	選択必修			○											
	大学教育 基礎科目	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	○												
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○												
	領域科目	8	人文社会科学系科目群から2科目4単位以上 自然科学系科目群から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	○	○												
	共通 科目	外国 語	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎 I	1	必修	○										
				コミュニケーション基礎 II	1			○											
		英語 (注2)	コミュニケーション I	コミュニケーション I A	2	コミュニケーション I A	1	必修	○										
				コミュニケーション I B	1			○											
		英語 (注2)	コミュニケーション II	コミュニケーション II A	2	コミュニケーション II A	1	必修		○									
				コミュニケーション II B	1				○										
	初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語 のうちから1言語選択)	ベーシック外国語 I	(0)	ベーシック外国語 I	1	自由選択	○												
		ベーシック外国語 II	(0)	ベーシック外国語 II	1			○											
	情報科目	情報科目	(0)	情報活用基礎	(0)	情報活用基礎	2	自由選択	○										
				情報活用演習	(0)	情報活用演習	2			○									
	健康スポーツ科目	健康スポーツ科目	(0)		(0)		1又は2	自由選択	○	○									
				(0)		1又は2	自由選択	○	○										
目	基盤科目	(0)	医療従事者のための心理学(注3)	4	医療従事者のための心理学(注3)	2	必修		○										
			統計学	0	統計学	2			○										
			初修物理学	0	初修物理学	2	(注4)	○											
			初修生物学	0	初修生物学	2	(注4)	○											
			ヘルスサイエンスのための基盤数学	0	ヘルスサイエンスのための基盤数学	2	(注4)	○											
計	必修・選択必修科目小計	24																	
	自由選択科目小計	16	(注5)																
	教養教育科目合計	40																	

注1 : ○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2 : 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習Ⅰ」、「オンライン英語演習Ⅱ」、「オンライン英語演習Ⅲ」: 各1単位(同一科目を重複して単位を修得することは不可)の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(6単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細は、学生便覧に掲載の教養教育の英語に関する項を参照のこと。

注3 : 「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学概論A」又は「心理学概論B」の履修により修得した単位を、「医療従事者のための心理学」の単位の修得として卒業に必要な単位(2単位)に算入することが可能である。

注4 : 「初修物理学」、「初修生物学」、「ヘルスサイエンスのための基盤数学」の単位を修得すべき者は、保健学科において指定する。ただし、卒業要件単位には含まない。

注5 : 自由選択科目は、要修得単位数を超えて修得した領域科目、初修外国語、情報科目、健康スポーツ科目及び履修基準表で指定されていない基盤科目、社会連携科目の中から合計16単位以上を修得すること。

専門教育科目履修基準表

医学部保健学科作業療法学専攻

○数字は必修科目

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目	単位数	履修指定	履修年次																	
						1年次		2年次		3年次		4年次											
						前	後	前	後	前	後	前	後										
専 門 基 礎 科 目	専	28	人体構造学Ⅰ	2	必修		②																
			人体構造学Ⅱ	2	必修			②															
			人体構造学実習Ⅰ	1	必修			①															
			人体構造学実習Ⅱ	1	必修					①													
			生理機能学Ⅰ	1	必修			①															
			生理機能学Ⅱ	1	必修					①													
			生理機能学特論	1	必修					①													
			生理機能学実習	1	必修							①											
			運動学	1	必修							①											
			運動学実習	1	必修								①										
			人間発達学	1	必修			①															
			生理学の心理学	1	選択																		1
			病理学	2	必修							②											
			リハビリテーション内科学Ⅰ	1	必修							①											
			リハビリテーション内科学Ⅱ	1	選択								1										
			内部障害リハビリテーション学	1	必修									①									
			リハビリテーション整形外科学総論	1	必修								①										
			リハビリテーション整形外科学各論	1	必修									①									
			リハビリテーション神経内科学	2	必修								②										
			リハビリテーション精神医学総論	1	必修									①									
			リハビリテーション精神医学各論	1	必修										①								
			精神障害学特論	1	必修										①								
			発達障害リハビリテーション学	1	必修								①										
			老年期障害学	1	選択									1									
			救急法及び感染予防	1	必修											①							
			リハビリテーション概論	1	必修							①											
			保健政策論	1	選択必修																		1
			社会福祉学	1	選択必修									1									
			保健英語	1	選択								1										
			応用統計学	1	選択										1								
			Introduction to Epidemiology and Population Sciences	2	選択									2									
			Global Health and Current Public Health Issues	2	選択										2								
			作業療法学概論	2	必修			②															
			職業倫理・職場管理学	1	必修																		①
			作業技術学演習	2	必修								②										
			作業技術学実習	1	必修									①									
			作業療法基礎評価学	2	必修								②										
			作業学総論	1	必修							①											
			作業療法学理論	1	必修									①									
			日常生活活動評価学	1	必修										①								
			在宅日常生活活動学演習	1	必修											①							
			余暇関連活動学演習	1	必修												①						
			仕事関連活動学演習	1	必修													①					
			地域作業療法学	2	必修													②					
			地域作業療法学演習	1	選択必修													1					
国際作業療法学	1	選択必修													1								
身体障害作業療法学演習Ⅰ(評価法演習)	1	必修										①											
身体障害作業療法学実習Ⅰ(評価法実習)	1	必修											①										
身体障害作業療法学演習Ⅱ(治療法演習)	1	必修											①										
身体障害作業療法学実習Ⅱ(治療法実習)	1	必修												①									
身体障害作業療法学実習Ⅲ(土肢機能介入法実習)	1	必修												①									
老年期障害作業療法学	1	必修										①											
老年期障害作業療法学演習	1	必修											①										
高次脳機能障害作業療法学	1	必修										①											
高次脳機能障害作業療法学演習	1	必修											①										
精神障害作業療法学	1	必修										①											
精神障害作業療法学評価学	1	必修											①										
精神障害作業療法学演習Ⅰ	1	必修												①									
精神障害作業療法学演習Ⅱ	1	必修													①								
発達障害作業療法学	1	必修										①											
発達障害作業療法学演習Ⅰ	1	必修											①										
発達障害作業療法学演習Ⅱ	1	必修												①									
作業療法学研究法	2	必修												②									
応用作業療法学研究法	1	選択必修													1								
卒業研究	4	必修																		④			
基礎臨床実習Ⅰ	2	必修											②										
基礎臨床実習Ⅱ	2	必修													②								
基礎臨床実習Ⅲ	2	必修													②								
総合臨床実習Ⅰ	9	必修																		⑨			
総合臨床実習Ⅱ	9	必修																		⑨			
専門基礎科目	開設単位数	必修:27単位	選択必修:2単位	選択:9単位	要履修単位数	必修:27単位	選択必修:1単位																
専門科目	開設単位数	必修:62単位	選択必修:3単位		要履修単位数	必修:62単位	選択必修:1単位																
専門教育科目計				91																			
卒業要件単位数				131																			

注 実習および演習科目の履修は、所定の授業科目の単位を取得していない場合、許可されないことがある。(シラバス参照)  
 注 選択必修科目は、「専門基礎科目」から1単位以上を、「専門科目」からは作業療法学専攻において指定する科目1単位を修得すること。  
 注 選択科目については、作業療法学専攻において指定する科目を履修することが望ましい。

## <医学科進級判定基準>

<平成 31 年 3 月 19 日 医学科会議承認>

医学科の学生が、各年次に進級するときは下記の基準を基に判定します。

1. 2 年次の授業科目を履修するためには、1 年次に履修すべきすべての専門関連科目（医療者プロフェッショナルリズム、医学研究序論、医療行動学、グローバルリーダー概論、コミュニケーション学）および専門科目（脳神経医学 I）の単位を修得していることを必要とする。
2. 1 年次で領域科目、健康スポーツ科目の 10 単位のうちの 1 科目 2 単位、英語科目（コミュニケーション I, II, コミュニケーション演習 I, II）6 単位のうちの 1 単位、初修外国語 4 単位のうちの 1 単位のうち計 3 単位までの未修得者は 2 年次の授業科目の履修を認める。
3. 1 年次で「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった者は、2 年次の授業科目の履修を認める。
4. 上記 2, 3 以外の教養教育科目の単位未修得者は未修得単位を修得した年の翌年度から、2 年次の授業科目の履修を認める。
5. 上記 2, 3 で履修を認められた者は、霞キャンパスでの 2 年次の授業科目の履修と並行して、東広島キャンパス又は東千田キャンパスで行われる授業科目を履修し、2 年次終了時まで未修得単位を修得するものとする。
6. 2 年次以降は、各学年で履修すべきすべての授業科目の単位を修得していることを進級の要件とする。
7. 2 年次以降の専門教育科目の単位認定は、原則としてその科目で行われるすべての試験等に合格していることを要件とする。進級については医学科の教授会（医学科会議）で協議し、決定する。
8. 履修基準表の授業科目が変更または閉講された場合の履修科目は、医学科の教授会（医学科会議）で協議し、決定する。
9. この基準は 2019 年度入学生から適用する。

## 医学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について

対象学部・学科		夜間授業時間帯に開設する授業科目		昼間授業時間帯 に開設する 授業科目	備考
		外国語科目	外国語科目以外の 教養教育科目		
医学部	全学科 1年次生	不可	不可	可	
	全学科 2年次生以上	可	可	可	
	保健学科 編入学生	可	可	可	

※平成28年度から適用

(注1) 「可」は、当該科目を受講できることを示しています。

(注2) 転学部生については、2年次生と同じ扱いとします。

## 広島大学既修得単位等の認定に関する細則の 広島大学医学部における取扱いについて

〔平成 5. 4. 22  
教授会承認〕

改正 平成 6. 5. 26, 平成 9. 5. 8, 平成 18. 3. 20, 平成 23. 3.

1. 広島大学医学部における医学科及び保健学科に係る既修得単位等の認定に関しては、広島大学既修得単位等の認定に関する細則に定めるもののほか、この取扱いの定めるところによる。
2. 認定できる科目及び単位数は、次のとおりとする。

### 医学科

#### (1) 共通科目

外国語科目		6 単位以内
〔 英語 ドイツ語又はフランス語	4 単位以内	〕
	2 単位以内	
情報科目		2 単位以内

#### (2) 共通科目及び基盤科目

領域科目, 健康スポーツ科目及び基盤科目	10 単位以内
----------------------	---------

### 保健学科

#### (1) 共通科目

外国語科目		8 単位以内
〔 英語 ドイツ語, フランス語, スペイン語, ロシア語, 中国語, 韓国語, アラビア語の中から 1 か国語	4 単位以内	〕
	4 単位以内	
情報科目		2 単位以内

#### (2) 共通科目及び基盤科目

領域科目及び基盤科目	8 単位以内
健康スポーツ科目	2 単位以内

3. 「2.」により認定を受けた者は、原則としてその単位に相当する他の授業科目を履修することが望ましい。
4. この取扱いに定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、教授会が別に定める。
5. この取扱いは、平成 23 年度入学生から適用する。

### 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

認定の対象となる外国語技能検定試験等及び単位認定の申請方法等は、  
「教養教育について」の教養 32 ページを参照してください。

## 外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定に関する申合せ

平成18.4.1 制定

(趣旨)

第1 この申合せは、広島大学医学部（以下「学部」という。）に在学中の学生が外国の大学又は短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。）に留学した場合の単位の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(留学の願い出)

第2 単位の認定を受けようとする者は、あらかじめチューターと相談の上、留学願に外国の大学等における留学申請書（別記様式第1）を添えて学部長に願い出なければならない。

2 学部長は、前項の規定による願い出があったときは、教授会の議を経て、承認するものとする。

(単位の認定の願い出)

第3 単位の認定を受けようとする者は、評価依頼状（別記様式第2）に評価表（別記様式第3）を添えて、外国の大学等に対し評価を依頼するものとする。

2 単位の認定を受けようとする者は、帰国後1月以内に、外国の大学等における留学単位認定願（別記様式第4）に評価表（別記様式第3）を添えて、学部長に願い出るものとする。

(単位の認定)

第4 学部長は、前条の規定による願い出があったときは、教授会の議を経て、単位の認定を行うものとする。

2 学部長は、前項の審査の結果について、単位の認定を行ったときは単位等認定通知書（別記様式第5）により、認定を行わなかったときは適宜の方法により、速やかに願い出た者に通知するものとする。

3 認定できる単位数は、60単位を超えない範囲とする。

(研修の総時間数)

第5 学部長は、外国の大学等で履修した授業科目の単位の認定を行ったときは、チューターに対して、認定した単위에代えて他の選択科目等の履修を行わせるなどの適切な指導を行わせるものとする。

附 則

この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

## 成績評価に対する異議申立制度について

本学では、厳正な成績評価に努めていますが、学生への説明責任を果たすことを通じて、成績評価の厳正さを高めるため、成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は、次の手順に従ってください。ただし、理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

### 1. 申立手続

別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「4. 担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。

### 2. 申立期間

各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。

### 3. 申立への回答

原則 My もみじの掲示板で回答しますので、確認を怠らないようにしてください。なお、申立日から2週間以内に回答がない場合は、担当事務にご連絡ください。

### 4. 担当事務窓口一覧

#### (1) 教養教育科目

- ・教育推進グループ 教養教育担当 【総合科学部事務棟 1F】
- ・東千田地区支援室（学生支援担当）

※法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当）に申し出ること。

#### (2) 専門教育科目

該当科目の開講学部／研究科等	担当事務窓口
総合科学部／総合科学研究科	総合科学研究科支援室（学生支援担当）
文学部／文学研究科	文学研究科支援室（学生支援担当）
教育学部／特別支援教育特別専攻科 ／教育学研究科	教育学研究科支援室（学生支援担当）
法学部・経済学部 昼間コース	社会科学部支援室（学生支援担当）
社会科学部 （マネジメント専攻を除く）	
法学部・経済学部 夜間主コース	東千田地区支援室（学生支援担当）
社会科学部 マネジメント専攻	
理学部／理学研究科	理学研究科支援室（学生支援担当）
先端物質科学研究科	先端物質科学研究科支援室（学生支援担当）
医学部	霞地区学生支援グループ 医学部担当
歯学部	霞地区学生支援グループ 歯学部担当
薬学部	霞地区学生支援グループ 薬学部担当
医歯薬保健学研究科	霞地区学生支援グループ 大学院担当
工学部／工学研究科	工学研究科支援室（学生支援担当）
生物生産学部／生物圏科学研究科	生物圏科学研究科支援室（学生支援担当）
国際協力研究科	国際協力研究科支援室（学生支援担当）
法務研究科	東千田地区支援室（学生支援担当）
国際センター	国際交流グループ 【学生プラザ 3F】
上記に該当しない専門教育科目 ※1	教育推進グループ 学士課程・大学院課程担当 【学生プラザ 3F】

※1 特定プログラムや大学院共通授業科目など、国際センター以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。

## 成績評価に対する異議申立書

申立日：平成 年 月 日

所属学部・研究科等名称	
学生番号	
氏名	

以下の授業科目の成績評価について異議申立てを行います。

開講年度		講義コード	
開講学部・研究科等			
授業科目名			
授業担当教員名			
現在の成績評価			
申立内容・理由			

- ※ 本申立書と併せて学業成績証明書を提出すること。
- ※ 回答は、原則 My もみじの個人掲示により連絡する。
- ※ 申立日から2週間以内に回答がない場合は、該当の担当事務窓口に連絡すること。

## 広島大学医学部保健学科看護学専攻 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

### 【学士課程】

広島大学医学部保健学科看護学専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士（看護学）の学位を授与する。

卒業論文の評価は、次に定める評価基準に基づいて評価するとともに、関連する科目の成績評価基準に含める。

### （卒業論文の評価基準）

#### I 論文の審査項目

- (1) 看護学専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し説明する基本的な能力を身につけているか。
- (2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が適切であり、論理的に妥当な結論が導かれているか。
- (4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

## 広島大学医学部保健学科理学療法学専攻 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

### 【学士課程】

広島大学医学部保健学科理学療法学専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士（保健学）の学位を授与する。

1. 卒業論文は次に定める「卒業論文の評価基準」に基づき評価されるとともに、当該専門分野の発表会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。
2. 卒業論文の評価は、関連する科目の成績評価基準に含める。

（卒業論文の評価基準）

#### I 論文の審査項目

- (1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し説明する基本的な能力を身につけているか。
- (2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文，図，表，引用など）が適切であり，論理的に妥当な結論が導かれているか。
- (4) 設定したテーマに際して，適切な調査・実験方法，あるいは論証方法を採用し，それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

【学士課程】

広島大学医学部保健学科作業療法学専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士（保健学）の学位を授与する。

1. 卒業論文は次に定める「卒業論文の評価基準」に基づき評価されるとともに、当該専門分野の発表会で学術研究に相応しい研究発表を行い、質疑に対し論理的かつ明解に応答すること。
2. 卒業論文の評価は、卒業研究の成績評価基準に含める。

（卒業論文の評価基準）

I 論文の審査項目

- (1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し説明する基本的な能力を身につけているか。
- (2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- (3) 論文の記述（本文、図、表、引用など）が適切であり、論理的に妥当な結論が導かれているか。
- (4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。



## 2 到達目標型教育プログラム

ハイプロスペクツ  
「HiPROSPECTS (R)」について



# 目 次

I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS <sup>®</sup> 」	ハイプロ 2
1. HiPROSPECTS <sup>®</sup> とは	ハイプロ 2
2. 卒業までの主な流れ	ハイプロ 2
II. HiPROSPECTS <sup>®</sup> の構成	ハイプロ 3
1. 主専攻プログラム	ハイプロ 3
2. 副専攻プログラム・特定プログラム	ハイプロ 4
■ HiPROSPECTS <sup>®</sup> をより良く理解するための3つの資料	ハイプロ 6
III. 評価の方法	ハイプロ 7
1. 授業科目の成績評価	ハイプロ 7
2. 本学共通の平均評価点（GPA：Grade Point Average）	ハイプロ 7
3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価	ハイプロ 9
■ 成績評価，GPA 及び到達度の評価の確認方法	ハイプロ 9
IV. 副専攻プログラム一覧	ハイプロ 10
V. 特定プログラム一覧	ハイプロ 11
■ 特定プログラムに関する資格	ハイプロ 11
VI. HiPROSPECTS <sup>®</sup> 関係規則等	ハイプロ 13
1. 広島大学教育プログラム規則	ハイプロ 13
2. 広島大学副専攻プログラム履修細則	ハイプロ 17
3. 広島大学特定プログラム履修細則	ハイプロ 19
VII. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先	ハイプロ 22
VIII. TOEIC <sup>®</sup> L&R IP テストの全学実施について	ハイプロ 23
IX. 情報科学パッケージ科目について	ハイプロ 24
X. 初年次インターンシップ（社会体験）の全学実施について	ハイプロ 26

# I. 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS<sup>®</sup>」

ハイプロスペクツ

## 1. HiPROSPECTS<sup>®</sup>とは

広島大学では、みなさん一人ひとりに応じたきめ細かい学習サポートの実現と、卒業生の質の確保及び教育の質の向上を目指し、「到達目標型教育プログラム『HiPROSPECTS<sup>®</sup>』」という独自の教育システムを実施しています。HiPROSPECTS<sup>®</sup>は、広島大学の到達目標型教育プログラムの愛称です。

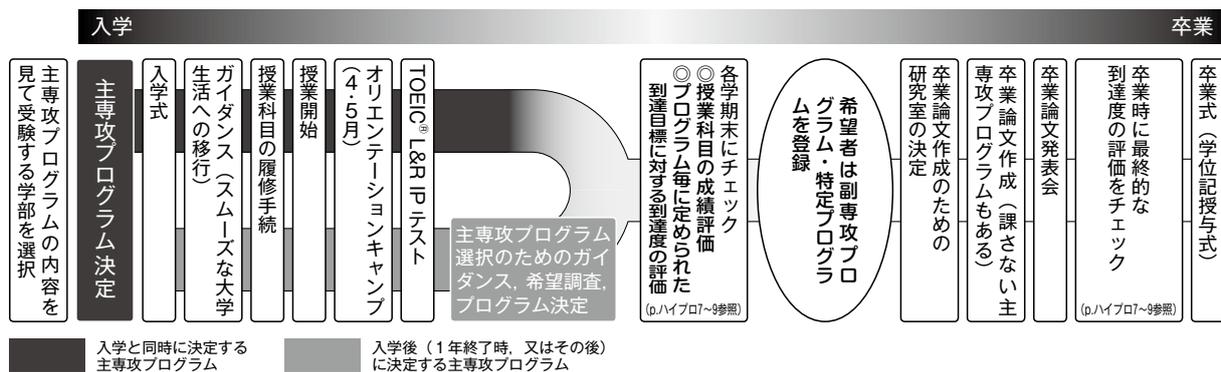
HiPROSPECTS<sup>®</sup>では、

- まず入学時に、卒業までに身につけておくべき知識や能力を「到達目標」という形で示します。みなさんはその到達目標の実現に向けて、所定のカリキュラム（教育課程）に従い学習を進めてください。
  - 到達目標に対してみなさん一人ひとりが今どのくらい到達しているのか、定期的を確認してみなさんにお伝えし、その確認結果に基づいた学習サポートを行います。例えば、確認の結果、弱い点が見つければ、それを克服するためにどのような学習をすれば良いかアドバイスする、といったことです。
- 以上を踏まえ、みなさんは到達目標の実現はもちろんのこと、それ以上の知識や能力を身につけられるようにがんばってください。

## 2. 卒業までの主な流れ

授業を受けるためには、学期の始めに履修手続きを行います。授業を受けて学期末試験等に合格すれば、単位を修得することができます。

そして、主専攻プログラム（p.ハイプロ3参照）で示されている卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができます。



## Ⅱ. HiPROSPECTS<sup>®</sup> の構成

HiPROSPECTS<sup>®</sup> は、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムの3種類のプログラムで構成されています。

主専攻プログラムは、学士号を取得して卒業するために全員が登録します。一方、副専攻プログラム及び特定プログラムは、その履修を希望する学生のみ登録します。

以下に示すように、各プログラムの内容を理解して、学習を進めてください。

### 1. 主専攻プログラム

#### 1) 目的

主専攻プログラムとは、所属する学部・学科等を卒業するために履修するカリキュラム（教育課程）のことをいい、学士号の取得を目的として、教養教育及び専門教育が一貫して編成されたプログラムです。

したがって、所属する学部・学科等が提供する主専攻プログラムを全員1つ登録します。

なお、所属する学部・学科等以外が提供する主専攻プログラムを登録したい場合は、その主専攻プログラムを提供する学部・学科等へ、転学部・転学科等を行う必要があります。

#### 2) 学期毎の評価、卒業

主専攻プログラムでは、学期毎に履修した各授業科目で評価（p.ハイプロ7～9参照）が行われ、自らの到達度のチェックができるようになっています。また、主専攻プログラムで示されている卒業要件を満たせば、学士号を取得して卒業することができます。

#### 3) その他

主専攻プログラムの詳細については、専門教育に関するページをご覧ください。

## 2. 副専攻プログラム・特定プログラム

### 1) 目的

副専攻プログラム及び特定プログラムとは、主専攻プログラムと並行して異なる分野を学習することを目的として編成されたプログラムです。なお、その履修を希望する学生のみ登録します。

プログラム	目的
副専攻プログラム	主専攻プログラムの基礎又は概要の学習を目的として編成されたプログラムです。
特定プログラム	①主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習（高度な英語能力を養成するものなど）、又は、②資格（学芸員や学校図書館司書教諭など）の取得を目的として編成されたプログラムです。

### 2) 共通点・相違点

副専攻プログラムと特定プログラムには、その他、次のような共通点・相違点があります。

#### ①共通点

項目	副専攻プログラムと特定プログラムの共通点
主専攻プログラムとの関係	主専攻プログラムの履修基準によっては、副専攻プログラムや特定プログラムで修得した単位を主専攻プログラムの卒業要件単位に算入することができる場合があります。各自の主専攻プログラムの履修基準を確認してください。
プログラムの登録手続	説明書に記載されている「履修開始時期」に合わせ、毎年1月上旬から2月上旬（※）に「My もみじ」のアンケート機能によりプログラムの登録を申請し、登録許可を受けた場合に、翌年度から履修を開始します。
授業科目の履修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目のうち、入学から当該プログラムの登録前までに修得した単位があれば、その単位は当該プログラムの修了要件単位に算入されます。</li> <li>○授業時間割の関係で、副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目の一部が履修できない場合があります。</li> <li>○副専攻プログラム・特定プログラムの授業科目も本学共通の平均評価点(GPA) (p.ハイプロ7～9参照)の計算対象に含まれます。</li> </ul>
成績証明書への記載	副専攻プログラム・特定プログラムに登録されると「履修中」である旨、記載されます。プログラムの修了条件を満たすと、「修了」した旨、記載されます。

※一部の特定プログラムでは、登録申請時期が異なります。詳しくはHiPROSPECTS®ウェブサイト内の特定プログラムのページをご覧ください (p.ハイプロ6参照)。

## ②相違点

項 目	副専攻プログラム	特定プログラム
登録できるプログラム数	1プログラムのみ登録できます。	複数のプログラムを登録できます。
プログラムの選択範囲	各自の主専攻プログラムが提供するプログラム以外から選択することができます。	原則、全てのプログラムから選択することができます。
プログラムの修了条件	副専攻プログラムの修了要件単位を修得し、卒業の認定を受けた場合に修了することができます。	特定プログラムの修了要件単位を修得し、卒業又は離籍（退学など）した場合に修了することができます。
修了証書の交付	交付されます。	一部のプログラムでのみ修了証書が交付されます。

## 3) 履修開始までの流れ

副専攻プログラムと特定プログラムの履修を始めるまでの流れは、次のとおりです。

時 期	詳 細
1月上旬から 2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○副専攻プログラム・特定プログラムのプログラム登録申請方法等を「My もみじ」で確認</li> <li>○登録のための要件、時期等希望するプログラムの詳細を説明書で確認</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>○必要に応じて事前にチューター又は指導教員に相談</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>○「My もみじ」のアンケート機能から、副専攻プログラム・特定プログラムの登録を申請</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>○登録許可の審査結果を確認</li> </ul>
翌年度前期	○登録許可を受けた場合、副専攻プログラム・特定プログラムの履修を開始

## 4) その他

登録を希望するプログラムの説明書を必ずよく読み、到達目標などをしっかり理解した上で学習しましょう。また、登録する際に不明な点等があれば、チューターや指導教員、所属する学部の学生支援担当に相談してください。

## ■ HiPROSPECTS® をより良く理解するための3つの資料

HiPROSPECTS® の各プログラムの内容についての資料を、次のとおり公開しています。

	記載内容	確認方法
詳 述 書	<u>各主専攻プログラム</u> の詳細 (プログラムの概要, ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針・プログラムの到達目標), カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針), 学修の成果, 取得可能な資格 等)	HiPROSPECTS® 公式ウェブサイト
説 明 書	<u>各副専攻プログラム, 各特定プログラム</u> の詳細 (プログラムの概要, 到達目標, 登録時期, 登録要件, 授業科目 等)	
シラバス	<u>プログラムを構成する各授業科目</u> の詳細 (授業計画, 予習・復習へのアドバイス, テキスト, 成績評価の基準 等)	「My もみじ」で閲覧できます。

※ HiPROSPECTS® 公式ウェブサイトURL

(主専攻プログラム) <https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/syusenkou>

(副専攻プログラム) <https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/hukusenkou>

(特定プログラム) <https://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/program/tokutei>

## Ⅲ. 評価の方法

HiPROSPECTS®の大きな特徴の一つは、これまでにない新しい学習成果の評価方法を導入したことです。

広島大学は、HiPROSPECTS®を導入し、プログラム毎に到達目標を定めることにより、みなさん一人ひとりに対し、従来から行われている**授業科目の成績評価**に加えて、**プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価**を行います。

これにより、みなさんは自分自身が身につけた力をより分かりやすく知ることができ、今後の学習方法についてのヒントを得ることができるのです。

### 1. 授業科目の成績評価

みなさんは、履修基準に従って授業科目を履修し、試験を受けて、必要な単位を修得していきませんが、みなさんの学習成果の評価は、まずその授業科目毎に行われます。それが授業科目の成績評価です。

成績評価は、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) の5段階評価とし、秀、優、良、可を合格とします。成績評価の結果は、学期毎に通知します。

なお、各授業科目で行われる成績評価の基準等は、シラバスに明示されています。

### 2. 本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average)

授業科目の成績評価をまとめた指標として、全学的に算出方法を統一した平均評価点 (GPA : Grade Point Average) を通知します。算出公式は次のとおりです。

この GPA は、履修指導に活用する他、奨学金、授業料免除、成績優秀者及び学生表彰等の選定基準としても用いられます。

#### 【本学共通の平均評価点 (GPA : Grade Point Average) 算出公式】

$$\text{GPA} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(注) 分母が「総登録単位数」に基づくものであることに注意してください。むやみに多くの授業を履修登録すると、履修しきれなくなり GPA が下がってしまうことがあります。

GPA の具体的な計算事例は次のとおりです。

**Aさんの場合** 適正な履修計画に基づき授業科目を登録した場合

登録した単位：20単位（10科目（各2単位））

前期成績：秀／10単位，優／4単位，良／2単位，可／4単位

$$\frac{10(\text{秀}) \times 4 + 4(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 4(\text{可}) \times 1}{20 \times 4} \times 100 = 75.00$$

**Bさんの場合** 無理な履修計画で多くの授業科目を登録した場合

登録した単位：30単位（15科目（各2単位））

前期成績：秀／0単位，優／10単位，良／2単位，可／12単位，（不可／6単位）

$$\frac{0(\text{秀}) \times 4 + 10(\text{優}) \times 3 + 2(\text{良}) \times 2 + 12(\text{可}) \times 1}{30 \times 4} \times 100 = 38.33$$

**【GPA の計算対象となるもの】**

5段階評価（欠席を含む。）が付された授業科目が GPA の計算対象になります。なお、副専攻プログラムや特定プログラムとして履修した授業科目も GPA の計算対象になります。

**【GPA の計算対象とならないもの】**

成績評価欄が「認定」となっている授業科目は、5段階評価が付されていないことから、GPA の計算対象となりません。また、履修手続の際に、履修届出区分を「単位不要」とした授業科目については、そもそも単位が出ませんので GPA の計算対象となりません。

**【参考：「認定」の授業科目について】**

他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位を認定し、5段階評価を付さない場合は、当該授業科目の成績欄が「認定」となります。その取扱いは、下記のとおりです。

- ・入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合、5段階評価は付さない。
- ・入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語技能検定試験等を含む。）を本学の授業科目の履修と見なして単位認定する場合、原則として5段階評価は付さないが、協定等により5段階評価を付す根拠がそれ相応にある場合に限り、5段階評価を付すことができる。（各学部で取扱いが異なり、5段階評価を付す場合は、GPA の計算対象となる。）

### 3. プログラム毎に定められた到達目標に対する到達度の評価

主専攻プログラムでは、詳述書に明示された到達目標の具体的な項目について、到達度の評価を行っています。

到達度の評価は、「極めて優秀 (Excellent)」、「優秀 (Very Good)」、「良好 (Good)」の3段階で評価し、その結果は、学期毎に通知します。

「優」や「可」などの成績評価からは、その授業科目の履修の成果は分かりますが、プログラムが掲げる到達目標に対して、自分が今どの程度達成できているかは分かりづらいと思います。到達度の評価を知ることは、到達目標の実現に向けて、具体的にどのような能力がどの程度身につき、何が足りないのかを把握でき、またそれに基づいて、次のタームの学習に向けた履修計画にも役立てることができます。

到達度の評価は、学期毎に更新され、卒業時に通知される評価内容が、最終の到達度を表します。したがって、例えばある段階で「良好 (Good)」という評価を一旦受けても、その後がんばって学習を続けた結果、卒業時には「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けることもありますし、逆にある段階で「極めて優秀 (Excellent)」という評価を受けていても、その後の努力を怠った結果、評価が下がる可能性もあります。学期毎に通知される到達度の評価を参考にしながら、卒業までがんばって学習を続けるようにしてください。

#### ■成績評価、GPA 及び到達度の評価の確認方法

成績評価、GPA 及び到達度の評価は、「My もみじ」で確認することができます。

My **もみじ** MOMIJI 広島大学 学生情報システム

**Menu**

HOME

マニュアルはメニュー下のリンク欄にあります。(学生は必ず「新もみじについて」を見て下さい)

- 学籍情報
- 履修
- 成績
  - 履修成績確認
  - 確定成績確認
  - GPA参照
- 到達度評価
  - プログラム到達度評価参照

掲示

- 個人掲示/Personal Information  
テスト(未)
- 学部・研究科掲示/Message from your Faculty, School of Science and Technology
- 教養教育掲示/General Education Information

成績評価・GPAの確認ができます。

到達度の評価の確認ができます。

## Ⅳ. 副専攻プログラム一覧

開講キャンパス	副専攻プログラムの名称	開設学部
東広島キャンパス	総合科学副専攻プログラム	総合科学部
	哲学・思想文化学副専攻プログラム	文学部
	歴史学副専攻プログラム	
	地理学・考古学・文化財学副専攻プログラム	
	日本・中国文学語学副専攻プログラム	
	欧米文学語学・言語学副専攻プログラム	
	初等教育教員養成副専攻プログラム	教育学部
	特別支援教育教員養成副専攻プログラム	
	中等教育科学（理科）副専攻プログラム	
	中等教育科学（数学）副専攻プログラム	
	中等教育科学（技術・情報）副専攻プログラム	
	中等教育科学（社会・地理歴史・公民）副専攻プログラム	
	中等教育科学（国語）副専攻プログラム	
	中等教育科学（英語）副専攻プログラム	
	日本語教育副専攻プログラム	
	健康スポーツ教育副専攻プログラム	
	人間生活教育副専攻プログラム	
	音楽文化教育副専攻プログラム	
	造形芸術教育副専攻プログラム	
	教育学副専攻プログラム	
	心理学副専攻プログラム	
	公共政策副専攻プログラム	法学部
	ビジネス法務副専攻プログラム	経済学部
	現代経済副専攻プログラム	
	数学副専攻プログラム	理学部
	化学副専攻プログラム	
	地球惑星システム学副専攻プログラム	工学部
	機械システム副専攻プログラム	
	輸送システム副専攻プログラム	
	材料加工副専攻プログラム	
	エネルギー変換副専攻プログラム	
	電気システム情報副専攻プログラム	
	電子システム副専攻プログラム	
	応用化学副専攻プログラム	
	化学工学副専攻プログラム	
	生物工学副専攻プログラム	
	社会基盤環境工学副専攻プログラム	
	建築副専攻プログラム	
	水圏統合科学副専攻プログラム	生物生産学部
	応用動植物科学副専攻プログラム	
	食品科学副専攻プログラム	
	分子農学生命科学副専攻プログラム	
情報科学副専攻プログラム	情報科学部	

副専攻プログラムの登録・履修にあたっては、必ず事前に副専攻プログラムの説明書（p. ハイプロ6 参照）に目を通し、到達目標等を理解しておいてください。

## V. 特定プログラム一覧

### 【主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的とするプログラム】

開講キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	Global Peace Leadership Program	教育本部
	グローバル教員養成特定プログラム	教育学部
	法律専門職養成特定プログラム	法学部 法務研究科
	科学コミュニケーター養成特定プログラム	理学部
	基本統計学特定プログラム	情報科学部
	基本情報処理特定プログラム	情報メディア教育研究センター
	情報メディア教育特定プログラム（情報デザインコース）	総合科学部 情報メディア教育研究センター
	英語プロフェッショナル養成特定プログラム	外国語教育研究センター
	トライリンガル養成特定プログラム	
	アクセシビリティリーダー育成特定プログラム	アクセシビリティセンター
ひろしま平和共生リーダー育成特定プログラム	産学・地域連携センター	
霞キャンパス	食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	薬学部

### 【資格の取得を目的とするプログラム】

開講キャンパス	特定プログラムの名称	開設学部等
東広島キャンパス	学芸員資格取得特定プログラム	総合博物館 総合科学部 文学部 教育学部 理学部 生物生産学部
	社会調査士資格取得特定プログラム	総合科学部 文学部 教育学部 法学部
	社会教育主事基礎資格特定プログラム	教育学部
	学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム	

特定プログラムの登録・履修にあたっては、必ず事前に特定プログラムの説明書（p. ハイプロ6参照）に目を通し、到達目標等を理解しておいてください。

### ■特定プログラムに関する資格

特定プログラムには、前述のとおり、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習を目的としたもの及び資格の取得を目的として編成されたものの2種類があります。そのうち、資格の取得を目的として編成されたプログラム及びその資格の概要は次表のとおりです。

なお、プログラムを修了するだけでは、その資格を取得することはできません。修了に必要な授業科目の単位を修得した後に所定の手続等を経る必要がありますので、説明書等で確認してください。

資 格 (関連する特定プログラム)	資 格 の 概 要 等
<p style="text-align: center;"><b>学 芸 員</b> (学芸員資格取得 特定プログラム)</p>	<p>学芸員は、博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務です。博物館法上の博物館には、いわゆる歴史博物館、考古館、美術館のほかに、動物園、植物園、水族館、科学館などがあります。</p> <p>学芸員の資格を得るためには、学士の学位を有し、文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要があります。これらの科目を取得できるよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムです。</p> <p>なお、本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできません。学芸員の資格とは、免許状のようなものが与えられるようなものではなく、博物館に任用されることによって初めて学芸員となることができるものです。</p>
<p style="text-align: center;"><b>社会調査士</b> (社会調査士資格取得 特定プログラム)</p>	<p>社会調査士は、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等を捉えることのできる能力を有する調査の専門家のことです。</p> <p>社会調査士の資格を得るためには、社会調査協会が定める「社会調査士のための必修科目」の単位を修得する必要があります。これらの科目で編成されたものが、社会調査士資格取得特定プログラムです。</p>
<p style="text-align: center;"><b>社会教育主事</b> (社会教育主事基礎資格 特定プログラム)</p>	<p>社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導にあたる役割を担います。</p> <p>社会教育主事として任用されるためにはまず、社会教育主事講習等規程で定められた、「大学において修得すべき社会教育に関する科目」の単位を修得する必要があります。これらの科目で編成されたものが、社会教育主事基礎資格特定プログラムです。</p> <p>なお、本プログラムを修了（社会教育主事基礎資格の取得）しただけでは社会教育主事として任用される条件を満たすことにはなりません。社会教育主事基礎資格を取得した後、行政機関などで社会教育関連の職務（社会教育主事補など）を一定期間経験した上ではじめて、社会教育主事として任用される条件をみたすこととなります。</p>
<p style="text-align: center;"><b>学校図書館司書教諭</b> (学校図書館司書教諭資格 取得特定プログラム)</p>	<p>学校図書館は、児童・生徒に今日求められる「確かな学力」「豊かな人間性」などの「生きる力」の育成に、学習情報センターや読書センターなどの機能を果たす学校に不可欠な施設です。司書教諭は、この学校図書館の専門的職務をつかさどります。</p> <p>司書教諭の資格を得るには、まず、教員免許状を取得し教諭であること、そして、学校図書館法に規定する司書教諭の講習（以下、「講習」という）を修了する必要があります。学校図書館司書教諭講習規程で定められた、この講習で修得する必要がある科目で編成されたものが、学校図書館司書教諭資格取得特定プログラムです。</p>

## VI. HiPROSPECTS<sup>®</sup> 関係規則等

### 1. 広島大学教育プログラム規則

平成18年2月14日

規則第5号

#### 広島大学教育プログラム規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第19条第5項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の教育プログラムは、到達目標を明示し、その到達度の評価を組み込んだ体系的なカリキュラムを構築するとともに、学生に多様な学習の機会を提供することを目的とする。

(名称)

第3条 本学の教育プログラムは、到達目標型教育プログラム（HiPROSPECTS（ハイプロスペクツ））と称する。

(種類)

第4条 プログラムの種類は、その教育目的により、主専攻プログラム、副専攻プログラム及び特定プログラムとする。

第5条 主専攻プログラムとは、学位の取得を目的として、教養教育及び専門教育を全学年間に一貫的及び調和的に複合させるように編成するプログラムをいう。

第6条 副専攻プログラムとは、学士課程教育の多様性を確保するとともに、学生の多様な能力、適性及び学習意欲に応え、学生に主専攻プログラムの学習と併行して異なる分野の主専攻プログラムの基礎又は概要等を学習する機会を提供することを目的として編成するプログラムをいう。

第7条 特定プログラムとは、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習又は資格の取得を目的として編成するプログラムをいう。

(開設及び編成)

第8条 主専攻プログラム及び副専攻プログラムは、単一の学部で、又は学部をまたがって開設することができる。

2 特定プログラムは、単一の学部等（学部、研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）で、又は学部等をまたがって開設することができる。

3 プログラムを新規に開設しようとするときは、第12条から第14条までに規定する担当教員会は、原則として開設する前年度の7月末までに第15条に規定する詳述書等を作成し、プログラムを開設しようとする学部等を通じて、理事（教育担当）の承認を得るものとする。

第9条 主専攻プログラムは、到達目標とその意義、育成しようとする人材像を明示して

編成するものとし、修了要件単位は通則第44条第1項に示す単位数とする。

2 主専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、学部が定める。

第10条 副専攻プログラムは、一つの主専攻プログラムを構成する授業科目のうちから、そのプログラムの基礎又は概要等を学ぶためのものとして、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は16単位以上で、30単位を超えない範囲とする。

2 副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

第11条 特定プログラムは、主専攻プログラムを構成する授業科目又は新規に開設した授業科目により、主専攻プログラムでは専門的に扱わない分野の学習や資格の取得を目的として、到達目標を明示して編成するものとし、修了要件単位は10単位程度を目安とする。

2 特定プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

(実施体制)

第12条 プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織として、各プログラムに担当教員会を置く。

2 副専攻プログラムの提供の基礎となっている主専攻プログラムの担当教員会は、当該副専攻プログラムの責任ある実施体制を保証するための教員組織を兼ねるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特定プログラムを開設する学部等が支障がないと判断したときは、責任者を置き特定プログラム担当教員会を置かないことができるものとする。

第13条 主専攻プログラム担当教員会は、当該主専攻プログラムを担当する教員のうち、専門教育科目を担当する本学専任教員によって組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

2 二つ以上の主専攻プログラムの専門教育科目を担当する教員は、原則として一つの主たるプログラムを選び、その担当教員会の構成員となる。

第14条 特定プログラム担当教員会は、当該特定プログラムの授業科目担当教員で組織するものとし、その業務を総括するため、主任を置く。

(詳述書等)

第15条 前3条に規定する担当教員会は、プログラムごとに、その到達目標並びにプログラム選択に必要な情報及び履修方法等を定め、次に掲げる詳述書等に明記するものとする。

(1) 主専攻プログラム 主専攻プログラム詳述書(別記様式第1号)

(2) 副専攻プログラム 副専攻プログラム説明書(別記様式第2号)

(3) 特定プログラム 特定プログラム説明書(別記様式第3号)

(シラバス)

第16条 教員は、担当する授業科目について、履修する上で必要な情報をまとめたものとして、シラバスを作成するものとする。

(登録)

第17条 主専攻プログラムは、入学と同時に決定され登録するもの並びに入学後に選択及び登録するものがあり、学生は一つの主専攻プログラムに登録するものとする。

2 副専攻プログラム及び特定プログラムは、学生がその履修を希望し、許可された場合に登録するものとする。

(主専攻プログラムの変更)

第18条 学生が、他の主専攻プログラムに変更することを志望するときは、次の各号によ

り取り扱うものとする。

(1) 他学部が開設する主専攻プログラムを志望するときは、通則第36条の規定により、転学部の許可を受けた上で変更するものとする。

(2) 所属学部が開設する他の主専攻プログラムを志望するときは、転学科等を伴う場合は、通則第37条の規定により転学科等の許可を受けた上で変更するものとし、転学科等を伴わない場合は、当該学部が定める方法により変更するものとする。

(学生の評価)

第19条 平均評価点 (GPA : Grade Point Average) は、授業科目の成績評価に基づき算出し、総合的な成績評価の指標として、学期ごとに学生に通知するものとする。

2 授業科目の成績評価のほか、主専攻プログラムにおいては、プログラムごとに定められた到達目標に対する到達度の評価を行い、学期ごとに学生に通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、学生の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(点検・評価)

第20条 担当教員会は、到達度の評価結果その他プログラムの実施状況等を基にプログラムの点検・評価を行うものとする。

(改善)

第21条 担当教員会は、前条の点検・評価を基に、プログラムの改善を行うものとする。

2 担当教員会が、プログラムの改善を実施しようとするときは、軽微な改善を除き、当該学部等を通じて理事（教育担当）の承認を得るものとする。

(廃止)

第22条 学部等は、第20条の点検・評価を基にプログラムを廃止しようとするときは、理事（教育担当）の承認を得なければならない。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、学部等の定めるところによる。

## 主専攻プログラム詳述書

別記様式第1号（第15条第1号関係）  
主専攻プログラム詳述書  
開設学部(学科)名〔 〕

プログラムの名称	(和文) ----- (英文)
1 取得できる学位	
2 概要	
3 ディプロマ・ポリシー（学位授与方針・プログラムの到達目標）	
4 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	
5 開始時期・受入条件	
6 取得可能な資格	
7 授業科目及び授業内容	
8 学習の成果	
9 卒業論文（卒業研究）	
10 責任体制	

## 副専攻プログラム説明書

別記様式第2号（第15条第2号関係）  
副専攻プログラム説明書  
開設学部(学科)名〔 〕

プログラムの名称	(和文) ----- (英文)
1 概要	
2 到達目標	
3 登録時期	
4 登録要件	
5 受入上限数	
6 授業科目及び授業内容	
7 修了要件	
8 責任体制	
9 既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等  (2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等	

## 特定プログラム説明書

別記様式第3号（第15条第3号関係）  
特定プログラム説明書  
開設学部等名〔 〕

プログラムの名称	(和文) ----- (英文)
1 概要	
2 到達目標	
3 登録時期	
4 登録要件	
5 受入上限数	
6 授業科目及び授業内容	
7 修了要件	
8 責任体制	
9 既修得単位等の認定単位数等 (1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等  (2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等	

## 2. 広島大学副専攻プログラム履修細則

平成18年3月14日  
副学長（教育・研究担当）決裁

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部）

第2条 副専攻プログラムの名称及びその開設学部は、別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第3条 副専攻プログラムの授業科目及び履修方法は、規則第15条第2号に定める副専攻プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第4条 学生は、副専攻プログラムが定める基準を満たしている場合は、一つに限り副専攻プログラムを登録することができる。ただし、登録している主専攻プログラムが提供の基礎となっている副専攻プログラムは、登録することができない。

2 前項の登録に関する手続は、各学年次終了時の所定の時期に行うものとし、その登録の可否は当該プログラムの担当教員会が決定するものとする。

3 学生は、第1項の登録をする前に修得した副専攻プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

4 副専攻プログラムの登録に関し必要な事項は、当該プログラムの担当教員会が定める。

5 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムに登録している間、成績証明書に副専攻プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、開設学部がその学期の始めに公示する。

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の開設学部が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第7条 副専攻プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき、要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

2 副専攻プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

（修了の判定等）

第8条 副専攻プログラムの担当教員会は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。

2 開設学部の長は、副専攻プログラムを修了した者に、副専攻プログラム修了証書（別

記様式)を授与する。

3 所属する学部の長は、学生が副専攻プログラムを修了した場合、成績証明書に副専攻プログラムを修了した旨記載するものとする。

(単位数の計算の基準)

第9条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則(平成18年2月14日規則第6号)、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

(試験及び追試験)

第10条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

(単位の取扱い)

第11条 副専攻プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、副専攻プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれの担当教員会の定めるところによる。

別表(第2条関係)

(略)

別記様式(第8条第2項関係)

第 号
副専攻プログラム 修了証書
学部・学科等 氏 名 生 年 月 日
本学〇〇学部の〇〇副専攻プログラムを修了した ことを認める
年 月 日
広島大学 長 印

### 3. 広島大学特定プログラム履修細則

平成18年3月14日  
副学長（教育・研究担当）決裁

#### 広島大学特定プログラム履修細則

（趣旨）

第1条 この細則は、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号。以下「規則」という。）第11条第2項の規定に基づき、広島大学（以下「本学」という。）の教育プログラムのうち、特定プログラムの履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び開設学部等）

第2条 特定プログラムの名称及び開設する学部等（学部，研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）（以下「開設学部等」という。）は、別表のとおりとする。

（授業科目及び履修方法）

第3条 特定プログラムの授業科目及び履修方法は、規則第15条第3号に定める特定プログラム説明書（以下「説明書」という。）に明記するものとする。

（登録）

第4条 学生は、特定プログラムが定める基準を満たしている場合は、当該プログラムを登録することができる。

2 前項の登録に関する手続は、各ターム末又は各学期末の所定の時期に行うものとし、登録時期及び登録の可否は当該プログラムの担当教員会又は責任者が決定するものとする。

3 学生は、第1項の登録をする前に修得した特定プログラムの授業科目の単位を当該プログラムの修了要件単位に算入することができる。

4 特定プログラムの登録に関し必要な事項は、当該プログラムの担当教員会又は責任者が定める。

5 所属する学部の長は、学生が特定プログラムに登録している間、成績証明書に特定プログラムを履修中である旨記載するものとする。

（履修手続）

第5条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、開設学部等がその学期の始めに公示する。

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の開設学部等が指定する期間内に所定の手続を行わなければならない。

（第1年次に入学した者の既修得単位等の認定）

第7条 特定プログラムに係る既修得単位等（広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第31条第1項及び第2項に規定するものに限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議（担当教員会を置かない場合は、責任者の意見。次項において同じ。）に基づき、要修得単位数の2分の1未満の範囲内で定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

2 特定プログラムに係る既修得単位等（本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に限る。）の認定単位数等は、当該プログラムの担当教員会の議に基づき定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

(修了の判定等)

第8条 特定プログラムの担当教員会又は責任者は、卒業の認定を受け、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得した者について、修了の判定を行う。ただし、卒業の認定を受けていない者であっても、所属する学部の長が認め、かつ、当該プログラムに係る説明書に記載した授業科目の単位を修得したものについても、修了の判定を行う。

2 開設学部等の長は、特定プログラムを修了した者に、特定プログラム修了証書（別記様式）を授与することができる。

3 所属する学部の長は、学生が特定プログラムを修了した場合、成績証明書に特定プログラムを修了した旨記載するものとする。

(単位数の計算の基準)

第9条 各授業科目の単位数の計算は、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則（平成18年2月14日規則第6号）、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の単位数の計算は、広島大学通則第19条の3第1項に規定する基準に基づき、当該プログラムの担当教員会又は責任者が定め、当該プログラムに係る説明書に明記するものとする。

(試験及び追試験)

第10条 試験及び追試験の実施については、教養教育科目にあつては広島大学教養教育科目履修規則、専門教育科目にあつては各学部細則の定めるところによる。

第11条 前条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目の試験は、原則として当該授業科目の授業の終了したターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、開設学部等があらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

第12条 第10条の規定にかかわらず、開設学部等が特定プログラムのために新規に開設した授業科目について、次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

- (1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引
- (2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）
- (3) 天災その他の非常災害
- (4) 交通機関の突発事故
- (5) その他やむを得ない事情

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に、所定の追試験受験願にその理由証明書を添えて開設学部等の長に願い出なければならない。

3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験し

なければならない。

4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(単位の取扱い)

第13条 特定プログラムで修得した単位は、主専攻プログラムの履修基準により、主専攻プログラムの修了要件単位に重複して算入することができる。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、特定プログラムの履修に関し必要な事項は、それぞれの担当教員会又は責任者の定めるところによる。

別表（第2条関係）

(略)

別記様式（第8条第2項関係）

第	号
特定プログラム 修了証書	
学部・学科等	
氏 名	
生 年 月 日	
本学の〇〇特定プログラムを修了した ことを認める	
年 月 日	
広島大学	長
	印

## Ⅶ. 副専攻プログラム及び特定プログラムに関する問い合わせ先

### ■副専攻プログラムに関する問い合わせ先

開設学部	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学研究科支援室 (学士課程担当)	(082)424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
文学部	文学研究科支援室 (学士課程担当)	(082)424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部昼間コース	社会科学研究科支援室 (法学部担当)	(082)424-4647	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部昼間コース	社会科学研究科支援室 (経済学部担当)	(082)424-4646	
理学部	理学研究科支援室 (学士課程担当)	(082)424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部	工学研究科支援室 (工学部担当)	(082)424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部	生物圏科学研究科支援室 (学士課程担当)	(082)424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情報科学部	工学研究科支援室 (情報科学部担当)	(082)424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp

### ■特定プログラムに関する問い合わせ先

プログラム名	問い合わせ先	電話番号	E-mail アドレス
Global Peace Leadership Program	教育推進グループ (学生プラザ3F)	(082)424-6158	kyoiku-prog@office.hiroshima-u.ac.jp
グローバル教員養成特定プログラム	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法律専門職養成特定プログラム	社会科学研究科支援室 (法学部担当)	(082)424-4647	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
科学コミュニケーター養成特定プログラム	理学研究科支援室 (学士課程担当)	(082)424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
基本統計学特定プログラム	工学研究科支援室 (情報科学部担当)	(082)424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
基本情報処理特定プログラム			
情報メディア教育特定プログラム (情報デザインコース)	教育推進グループ (学生プラザ3F)	(082)424-6158	kyoiku-prog@office.hiroshima-u.ac.jp
英語プロフェッショナル養成特定プログラム			
トライリンガル養成特定プログラム			
学芸員資格取得特定プログラム			
社会調査士資格取得特定プログラム			
アクセシビリティリーダー育成特定プログラム	社会連携グループ (総務担当)	(082)424-7977	syakai-soumu@office.hiroshima-u.ac.jp
ひろしま平和共生リーダー育成特定プログラム			
社会教育主事基礎資格特定プログラム	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	(082)424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム			
食品臨床試験プロフェッショナル特定プログラム	霞地区運営支援部学生支援グループ (薬学部担当)	(082)257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

その他、HiPROSPECTS<sup>®</sup>に関する質問は、教育推進グループ（学生プラザ3F）へ問い合わせてください。なお、E-mailを送るときには、必ず学生番号と名前を書いてください。

## Ⅷ. TOEIC® L&R IP テストの全学実施について

広島大学では、グローバル化に対応した人材の育成に取り組んでいます。その一環として、TOEIC® L&R IP テストの全学一斉実施を行っており、学部生全員が受験します。受験期は、1年次5月及び3年次以降の2回です。（2回目の受験期は所属学部・学科等によって異なるので、以下の「学生向けの情報」で確認してください。）

入学してすぐの、広島大学における英語学習のスタート時と言えるスコア、そして卒業時のスコアとして、英語力を確認することになります。

また、スコアは、教育を充実させるためだけではなく、みなさんにとっても次のように役立ちますので、積極的に活用しましょう。

- 自分の力を、一般的に通用するスコアで知ることができる。
- 社会的に認められるテスト結果で、就職や大学院入学に際して自己PRに使用できる。
- 高スコアを得ると、教養教育科目の外国語科目（英語）の単位認定を受けることができる。

### 学生向けの情報

最新の情報はもみじのトップページから「学びのサポート」→「TOEIC®L&R IP 情報」(<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/toeicip.html>)で確認してください。



それぞれの主専攻プログラムが推奨するパッケージを以下に示します。なお、所属（又は希望）する主専攻プログラム名の記載がない場合も、授業科目の履修は可能なので、積極的に履修してください。

主 専 攻 プ ロ グ ラ ム	パ ッ ケ ー ジ
(総合科学部) 総合科学プログラム	総合科学系
(文学部) 地理学・考古学・文化財学プログラム, 英米文学語学・言語学プログラム	デジタル・ヒューマニティーズ系
(教育学部) 心理学プログラム	心理学系
(法学部) 公共政策プログラム, ビジネス法務プログラム	情報と社会系
(経済学部) 現代経済プログラム	経済学系
(理学部) 生物学プログラム	生物生命系
(理学部) 地球惑星システム学プログラム	地球惑星系
(医学部・歯学部・薬学部) 医学プログラム, 看護学プログラム, 理学療法プログラム, 作業療法学プログラム, 歯学プログラム, 口腔保健学プログラム, 口腔工学プログラム, 薬学プログラム, 薬科学プログラム	医療系
(工学部) 機械システムプログラム, 輸送システムプログラム, 材料加工プログラム, エネルギー変換プログラム	機械・輸送工学系
(工学部) 電気システム情報プログラム, 電子システムプログラム	情報工学系
(工学部) 応用化学プログラム, 生物工学プログラム, 化学工学プログラム	応用化学・生物工学・化学工学系
(工学部) 社会基盤環境工学プログラム	情報社会でのデータサイエンス系
(工学部) 建築プログラム	建築系
(生物生産学部) 水圏統合科学プログラム, 応用動植物科学プログラム, 食品科学プログラム, 分子農学生命科学プログラム	生物生産系

## X. 初年次インターンシップ(社会体験)の全学実施について

広島大学では、学部1年次生全員が学外の企業・団体等での社会体験、就業体験、ボランティア等を行う「初年次インターンシップ(社会体験)」を2019年度から実施します。これは、大学における学修と社会での経験を結びつけることで、今後、みなさんが大学生活をより有意義に送るよう学修意欲を喚起するとともに、将来の進路選択・自己の職業適性等について考える契機とするものです。

体験内容や受入先、実施方法等は所属学部・学科等によって異なるので下表を参照してください。

学部・学科等	初年次インターンシップ(社会体験)実施方法
総合科学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイドンスで説明します。
文学部	学生便覧の「初年次インターンシップ(社会体験)の実施について」を参照してください。
教育学部	内容については各授業科目のシラバスを参照してください。
教初	「小学校教育実習入門」の一部で実施
教特	「小学校教育実習入門」, 「特別支援学校教育実習入門」, 「教養ゼミ」の一部で実施
教二 教三 教四 教教	「中・高等学校教育実習入門」の一部で実施 ※教日, 教造, 教教は「教養ゼミ」も活用して実施
教心	「教養ゼミ」の一部で実施
法学部	学生便覧の「法学部における初年次インターンシップ(社会体験)について」を参照してください。
経済学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容については「教養ゼミ」のガイドンスで説明します。
理学部	詳細は、ガイドンスやMyもみじ等を通じてお知らせします。
理数	下見地域の清掃ボランティア等
理物	広島県内企業等でのインターンシップに派遣
理化	マイクロンメモリジャパン合同会社への企業訪問(工場見学・体験実習)
理生	宮島の寺院・施設等への訪問, 訪問先近隣の学校の生徒との交流
理地	博物館・企業等への訪問(見学・体験実習)(「地球科学野外巡検A」内で実施)
医学部	夏季休業期間中, 医学部・歯学部・薬学部3学部合同で, 医療機関等での合同早期体験実習を実施します。詳細はMyもみじで通知します。
歯学部	
薬学部	

工学部	詳細は、各類のガイダンスで説明します。なお、工学特別コースは各類に組み入れて実施します。
工一	「教養ゼミ」の一部で、工場見学（ディスカッション等を含む）を実施
工二	企業インターンシップ、又は、施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施
工三	施設・工場見学（ディスカッション含む）を実施
工四	「教養ゼミ」の一部で、社会基盤施設見学（ディスカッション含む）、又は、建築の公開見学イベントのスタッフとして参加
生物生産学部	「教養ゼミ」の一部で実施します。内容についてはシラバスを参照してください。
情報科学部	学生便覧の「『学部教育』初年次インターンシップ（社会体験）」を参照してください。

#### 表中における教育学部，理学部，工学部の各類・学科等の略号一覧

略号	類・学科等	略号	類・学科等
教初	第一類(学校教育系) 初等教育教員養成コース	理数	数学科
教特	第一類(学校教育系) 特別支援教育教員養成コース	理物	物理学科
教二	第二類(科学文化教育系)	理化	化学科
教三	第三類(言語文化教育系)	理生	生物科学科
教日	第三類(言語文化教育系) 日本語教育系コース	理地	地球惑星システム学科
教四	第四類(生涯活動教育系)	工一	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)
教造	第四類(生涯活動教育系) 造形芸術コース	工二	第二類(電気電子・システム情報系)
教教	第五類(人間形成基礎系) 教育学系コース	工三	第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)
教心	第五類(人間形成基礎系) 心理学系コース	工四	第四類(建設・環境系)



## 3 教養教育について

## 注 意

1. 教養教育科目は東広島，霞及び東千田の各キャンパスで開講されます。履修を希望する科目がどこのキャンパスで開講される科目なのかを別途配布する冊子「教養教育科目授業時間割」などで確認の上，履修手続き等を行ってください。
2. 授業に関する連絡事項，時間割変更，休講・補講・教室変更，期末試験情報等の講義情報は「学生情報の森 もみじ」で通知します。「学生情報の森 もみじ」は学外者も閲覧可能な「もみじTop」と，IDとパスワードを使って利用する「My もみじ」で構成されています。確認を怠ったために，思いもよらない不利益を被る場合がありますので，**一日に一度は必ず両方の「もみじ」を確認してください。**
3. 記載事項等に不明な点や疑問な点があれば，この学生便覧を持参の上，直接関係窓口で確認してください。

TOEFL及びTOEICはエデュケーショナル・テスト・サービス（ETS）の登録商標です。この印刷物はETSの検討を受け又はその承認を得たものではありません。

## 目 次

I. 教養教育の理念と目的	教養 2
II. 用語解説と一般的な履修上の注意事項	教養 4
III. 授業科目の履修	教養 6
1. 平和科目	教養 6
2. 大学教育入門	教養 6
3. 教養ゼミ	教養 7
4. 領域科目	教養 7
5. 外国語科目	教養 8
(1) 英 語	教養 8
(2) 初修外国語	教養10
6. 情報科目	教養11
7. 健康スポーツ科目	教養12
8. 社会連携科目	教養13
9. 基盤科目	教養13
IV. 履修に関する手続・相談等	教養15
V. 試験及び成績	教養18
VI. 平成31(2019)年教養教育開設授業科目一覧	教養20
1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目	教養20
2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目	教養27
VII. 教養教育関係規則等	教養29
1. 広島大学教養教育科目履修規則	教養29
2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて	教養32
VIII. 配置図等	教養34
1. 東広島キャンパス配置図	教養34
2. 総合科学部付近配置図	教養35
3. 総合科学部講義室配置図	教養36
4. 教養教育に関する掲示板位置図（東広島キャンパス）	教養40
5. 東千田キャンパス配置図	教養41
6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先	教養44

# I. 教養教育の理念と目的

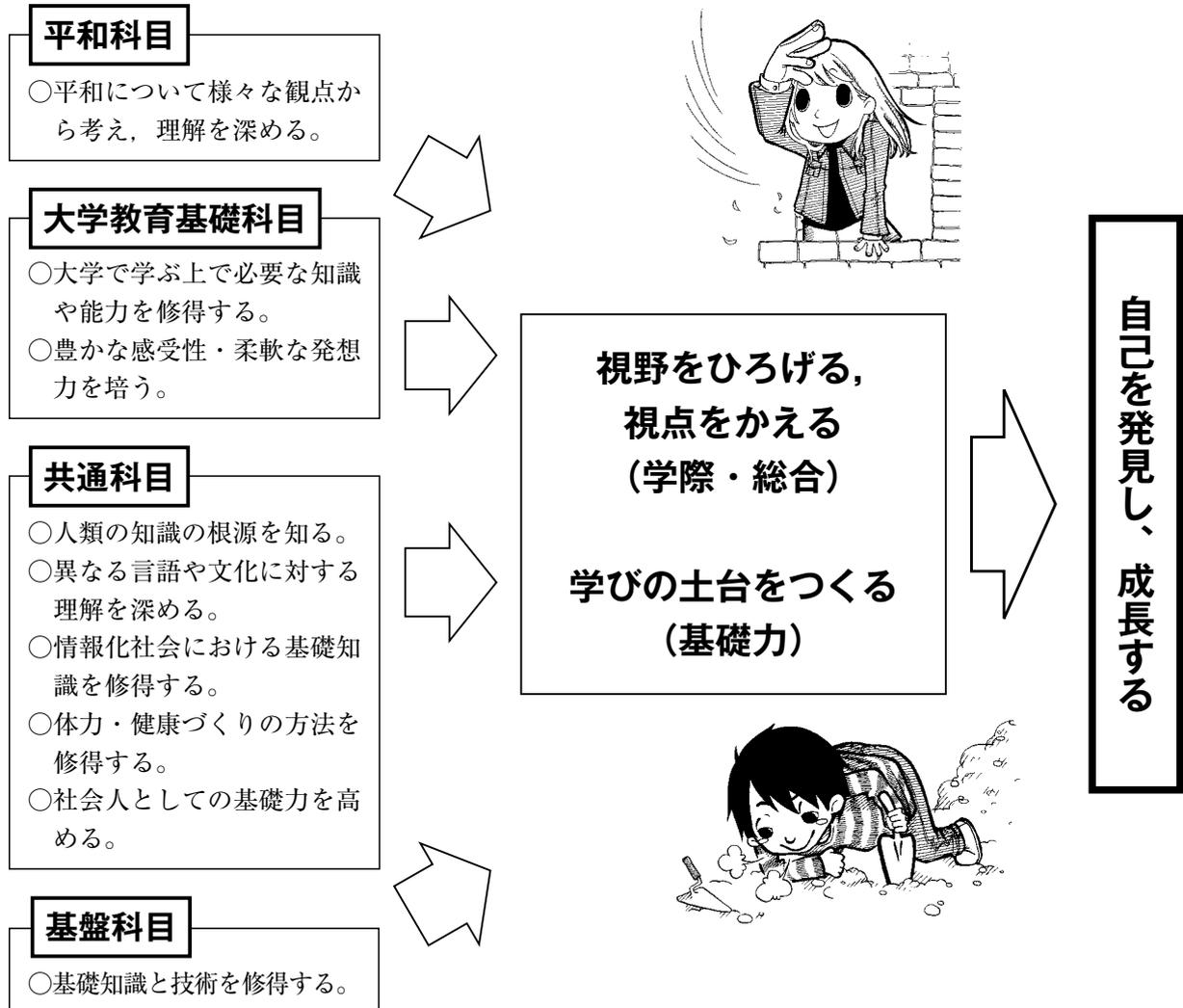
## 教養教育の理念

広島大学は、国際平和文化都市広島の地域性と国際性を重んじる建学の精神に則り、また我が国有数の規模をもつ総合大学として社会の要請にこたえるため、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目指す教養教育を行い、専門的知識・技術の修得とあいまって、人間の尊厳と人類愛に基づく国際理解と世界平和への寄与を通して、国際社会に貢献する人材を育成することを目指す。

## 教養教育の目的

教養教育の目的は、幅広い教養に支えられた豊かな人間性を培うことにあります。そのためには、いわゆる専門に直結する基礎知識・技術を修得するだけでなく、その枠を超えて広く学問への関心を高め、ものごとを学際的・総合的にとらえられる能力を養うことが必要となります。ぜひ、教養教育で得たものを、みなさんの人間としての成長と人類の未来に活かしてください。

### 【教養教育の学習イメージ】



## 教養教育の科目区分

教養教育の理念と目的を達成するため、「平和科目」「大学教育基礎科目」「共通科目」「基盤科目」の4つの大科目区分から学びます。さらに、大学教育基礎科目と共通科目は複数の小科目区分から構成されています。

### 【科目区分構成】

<b>平和科目</b>	<b>大学教育基礎科目</b> { 大学教育入門 教養ゼミ	<b>共通科目</b> { 領域科目 外国語科目(英語・初修外国語) 情報科目 健康スポーツ科目 社会連携科目	<b>基盤科目</b>
-------------	-------------------------------------	--	-------------

### 【各科目区分の教育目標】

科目区分		教育目標
平	和 科 目	戦争・紛争, 核廃絶, 貧困, 飢餓, 人口増加, 環境, 教育, 文化等の様々な観点から平和について自ら考え, 理解を深めることを目標にしています。
大 学 教 育 基 礎 科 目	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し, 大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。
	教 養 ゼ ミ	人類や社会が抱えてきた歴史的, 現代的な課題に対して, 証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と, 適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。
共 通 科 目	領 域 科 目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ, 育ってきたのか, その根本の考え方は何であるのかについて, 文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら, 専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。
	外 国 語 科 目 ・英語 ・初修外国語	グローバル化時代に対応するため, 様々な外国語で情報を受信し, 発信できるコミュニケーション能力を養成し, 知識・技能を修得するとともに, 異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。
	情 報 科 目	高度情報化社会の中で情報及びコンピュータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し, その有用性と問題点, 情報倫理上の課題を理解し, 活用する能力を身につけることを目標にしています。
	健 康 ス ポ ー ツ 科 目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに, 自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて, 生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。
	社 会 連 携 科 目	社会における多様性を理解し, 実践することを通して, 社会で生き, 活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。
基 盤 科 目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として, それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により, 基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

## Ⅱ. 用語解説と一般的な履修上の注意事項

### 1. 学期、ターム及びセメスターについて

広島大学では、1年間を前期（4月1日から9月30日まで）と後期（10月1日から3月31日まで）の2学期に分け、原則学期ごとに履修する授業科目を選択します。さらに、各学期の授業期間がそれぞれ2つの期間に分けられた「第1タームから第4ターム」が設けられます。各授業科目は実施方法に応じて、原則ターム内で週2回の授業を行う「ターム科目」と、学期を通じて週1回の授業を行う「セメスター科目」の2種類があります。

なお、一般的に、1年次前期を1期（1セメスター）、後期を2期（2セメスター）、2年次前期を3期（3セメスター）、後期を4期（4セメスター）・・・というように呼んでいます。

年次	1年次				2年次				...
学期	前期		後期		前期		後期		
ターム	1ターム	2ターム	3ターム	4ターム	1ターム	2ターム	3ターム	4ターム	
セメスター	1セメスター		2セメスター		3セメスター		4セメスター		

### 2. 授業科目と単位について

#### (1) 授業科目

本年度の教養教育の開設授業科目は「平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧」(p.教養20～p.教養28)に記載しています。なお、法学部・経済学部夜間主コースの学生は、昼間授業時間帯に開設される授業科目も、開講キャンパスを問わず定められた単位数まで履修することができます。また、夜間授業時間帯に開設される授業科目は、許可された特定の学部の学生しか履修することができません。

#### (2) 単位と単位の修得

卒業するためには、所属学部が履修基準表などで定めている一定の「単位」を修得する必要があります。

単位は、各授業科目において実施する試験に合格した場合などに修得することができます。各授業科目で修得できる単位数は、予習・復習の時間も考慮して、別に定める算定基準により決定されます。詳細は、「平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧」(p.教養20～p.教養28)の「開設単位数」欄を参照してください。

#### 【修得できる単位数と学修時間（例）】

授業の方法（単位数）	学修時間	学修時間の内訳
講義（2単位）	90時間	(授業2時間+予習・復習4時間)×15回
演習・実習（1単位）	45時間	(授業2時間+予習・復習1時間)×15回
実験（1単位）	45時間	(授業3時間+予習・復習0時間)×15回

※法令の定めるところにより、いずれの授業科目も1単位の修得に45時間の学修が必要となります。

※一部の授業科目については、算定基準が異なる場合があります。詳しくは広島大学教養教育科目履修規則（p.教養29～p.教養31）を参照してください。

なお、原則として同一授業科目を重複して履修することはできません。ただし、以下の授業科目については、繰り返し履修し、一定の単位数まで単位を修得することができます。

**【重複して履修可能で単位が認められる科目】**

外国語科目	コミュニケーションⅠ，コミュニケーションⅡ， 英語圏フィールドリサーチ，コミュニケーション上級英語， 海外語学演習，ベーシック外国語（夜間授業時間帯）
健康スポーツ科目	スポーツ実習，スポーツ演習
社会連携科目	海外フィールドスタディ， 海外フィールドスタディ・アドバンスト， 実践フロントランナープログラム

### 3. その他

#### (1) 開設年次

授業科目ごとに設定される対象学年のことを、「開設年次」といいます。これは、学生にとって履修可能となる年次を意味します。例えば、開設年次「2」の授業科目の場合、3セメスターまたは4セメスターから履修することができます。

各授業科目により開設年次・開講学期が異なりますので、「平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧」(p. 教養20～p. 教養28)，毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」または「My もみじ」などで確認してください。

#### (2) 指定授業時間

各学部、学科・類(系)、コース・専攻、プログラム(以下「各学部等」といいます。)が履修基準表などで定めている必修科目、選択必修科目、履修することが望ましいとする一部の科目は、毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」に示されています。これらの科目を履修する場合は、指定された曜日・時限に履修してください。

同一の指定授業科目を複数の教員が担当する場合は、「My もみじ」の「履修登録・参照」画面にある「教養教育科目指定クラス情報」により担当教員を確認してください。

#### (3) 修学上特別な配慮を必要とする学生の履修

修学上特別な配慮を必要とする学生は、総合科学部事務棟1階の教育推進グループ教養教育担当または所属学部の学生支援担当で履修の仕方について相談してください。

#### (4) 2年次生以降の履修上の注意点

次年度以降において、授業科目名が変更されることがあるので、「もみじTop」の中にある教養教育ホームページ(<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/>)などで「教養教育科目新旧対応表」を確認してください。

## Ⅲ. 授業科目の履修

### 1. 平和科目

#### 1) 授業の目標

戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深めることを目標にしています。

\*平和科目群設置の目的：広島大学の理念5原則に「平和を希求する精神」が掲げられているように，学生には平和に対する意識の涵養が求められている。平和については，戦争の悲惨さを直視し，核廃絶を含む軍縮を展望する視点を育む必要性があることはいうまでもない。しかし，それ以外にも「貧困」，「飢餓」，「人口増加」，「環境」，「教育」，「文化」など多様な観点から広く平和を捉え直していくことも必要である。このような観点から「平和を考える」場を提供するために平和科目群を提示する。

#### 2) 授業の内容

それぞれの教員が，専門とする学問分野や視点から講義し，平和について考える場を提供します。すべての科目には，平和に関するモニュメントの見学とそれに関するレポートの提出が義務付けられています。

#### 3) 履修上の注意事項

- a. 学部ごとに指定された時間帯から科目を選択して履修してください。  
なお，指定時間帯，開講科目については，「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」などで確認してください。
- b. 修得可能な単位数は2単位（1科目）までです。

### 2. 大学教育入門

#### 1) 授業の目標

大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につけることを目標にしています。

#### 2) 授業の内容

大学で何を学ぶのか，自分の目標を明確にするとともに，レポートの作成方法や，情報収集・発信をする時の倫理規範，他者との交流やかかわり方，大学の施設や各種制度などについて学習する科目です。

#### 3) 履修上の注意事項

- 学部ごとに指定された時間帯で履修してください。
- なお，指定時間帯については，「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」で確認してください。

### 3. 教養ゼミ

#### 1) 授業の目標

人類や社会が抱えてきた歴史的、現代的な課題に対して、証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と、適切に自己表現を行う能力を身につけることを目標にしています。

#### 2) 授業の内容

高等学校までの受身の講義ではなく、大学生らしく自主的に学習し、積極的に発言していく態度を育む科目です。自主学習の姿勢、討論への参加、質疑応答などが評価されます。

全学生2単位必修です。原則として10名程度の少人数クラスで行いますが、多人数クラスで行う学部もあります。

#### 3) 履修上の注意事項

大学生としての自覚を持ち、自学自習とそこでの十分な思考と理解をもって教養ゼミに臨み、積極的に授業に参加してください。

授業の詳細については所属学部の指示に従ってください。

### 4. 領域科目

#### 1) 授業の目標

人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ、育ってきたのか、その根本の考え方は何であるのかについて、文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら、専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶことを目標にしています。

#### 2) 授業の内容

文明の継承と知的創造のために必要な基礎的知識を伝え、さまざまな学問領域についての知的関心を喚起する科目です。

それぞれの学問分野に基づいて、人文社会科学系科目群と自然科学系科目群の2つの科目群で構成されています。

#### 3) 履修上の注意事項

a. 全学生共通して、人文社会科学系科目4単位及び自然科学系科目4単位の計8単位を修得する必要があります。領域科目では、各学部等ごとに指定時間帯を設けており、指定時間帯で開講されている科目を、1科目(2単位)ずつ履修していけば、計8単位修得することが可能です。なお、他学部・他学科指定の時間帯を除き、所属学部・学科の指定時間帯以外で開講される領域科目を履修することも可能です。

b. 卒業に必要な単位数が8単位以上の学部もあります。また、学部によって必修科目、選択必修科目または要望科目として履修指定している授業科目が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

c. 指定時間帯、開講科目については、「教養教育科目授業時間割」または「Myもみじ」で確認してください。

## 5. 外国語科目

### 授業の目標

グローバル化時代に対応するため、様々な外国語で情報を受信し、発信できるコミュニケーション能力を養成し、知識・技能を修得するとともに、異なる言語や文化に対する理解を深めることを目標にしています。

### (1) 英語

#### 1) 授業の内容

授業は原則として習熟度別のクラス編成になっています。

##### ① コミュニケーション基礎

WBT (Web-Based Training) による自学自習により、英語での日常生活に必要な語彙や文法 (TOEIC (R) L & R テスト600点相当) を身に付けます。

a. コミュニケーション基礎Ⅰ (原則1セメスターに開講)

b. コミュニケーション基礎Ⅱ (原則2セメスターに開講)

##### ② コミュニケーションⅠ・Ⅱ

a. コミュニケーションⅠA, コミュニケーションⅠB (原則1セメスターに開講)

ⅠAでは「話す」、ⅠBでは「読む」を中心とした基礎的運用能力を養います。

b. コミュニケーションⅡA, コミュニケーションⅡB (原則2セメスターに開講)

ⅡAでは「書く」、ⅡBでは「聴く」を中心とした基礎的運用能力を養います。

##### ③ コミュニケーションⅢ

a. コミュニケーションⅢA, コミュニケーションⅢB (3・4セメスターに開講)

ⅢAでは発表技能、ⅢBでは理解技能に重点を置き、コミュニケーションⅠ・Ⅱで身に付けた基礎的運用能力をさらに発展させます。

b. コミュニケーションⅢC (3・4セメスターに開講)

特定の目的に応じた英語の技能をさらに発展させます。

##### ④ コミュニケーション演習

日常的・国際的な場面において英語でコミュニケーションを行うための英語運用能力を養います。

コミュニケーション演習は、総合科学部国際共創学科、医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科、薬学部薬科学科の学生を対象とした、コミュニケーション基礎に代わる科目です。

a. コミュニケーション演習Ⅰ

b. コミュニケーション演習Ⅱ

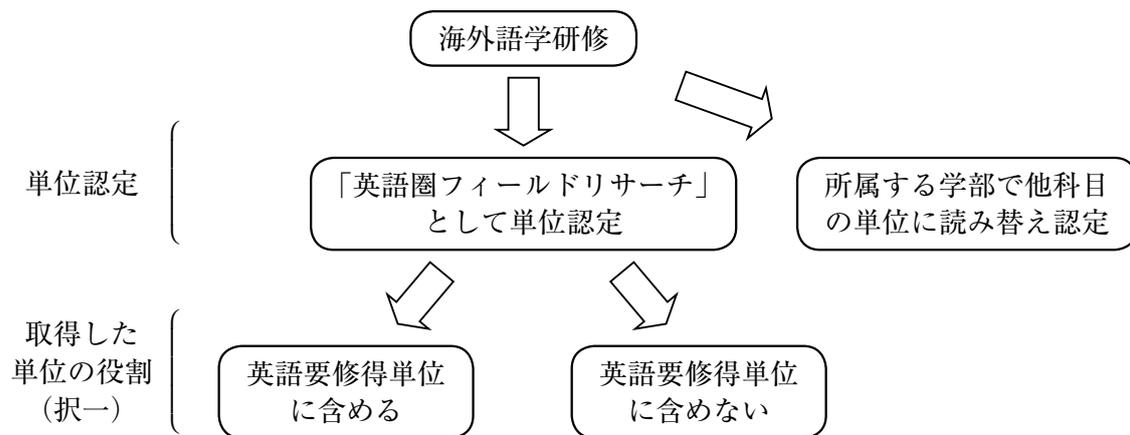
##### ⑤ 英語圏フィールドリサーチ (<http://home.hiroshima-u.ac.jp/engfr/>)

英語圏の大学への海外語学研修に参加し、そこでの実生活を通して英語や英語圏文化を学び、これを単位として認定するものです。原則として研修先での30時間の研修をもって1単位 (上限4単位) とし、研修先の評価に基づいて単位が認定されます。学年に関係なく履修できます。

また、海外語学研修をコミュニケーション基礎・演習・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの授業科目の単位として認定する学部もあります。所属学部の学生支援担当などで確認してください。なお、一度認定された授業科目名と成績評価の変更は認められません。

研修の案内と履修手続方法については上記 URL のページをご覧ください。

### 【海外語学研修の単位認定の流れ】



※ガイダンス等で指示される所定の手続を必ず行ってください。

#### ⑥ オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (<http://onleng.hiroshima-u.ac.jp>)

コンピュータを利用し、速読訓練や聴解訓練、語彙・文法学習など特定のテーマに沿って自学自習し、30時間分の学修を1単位とし、期末試験などにより単位の認定を行います。

履修手続の方法などの詳細は、上記URLのページ及びシラバスをご覧ください。

#### ⑦ コミュニケーション上級英語

さまざまな言語活動を通じて、より高度な英語運用能力を養成することを目的とした授業です。

### 2) 履修上の注意事項

#### ① 英語の履修基準

所属学部が定める履修基準表などで、必修単位数と履修科目を確認してください。

また、学部等によっては、「英語圏フィールドリサーチ」及び「オンライン英語演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の単位を卒業に必要な英語の単位数（要修得単位数）などに算入することができます。詳しくは、所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

#### ② 正規の授業科目以外での単位の認定

TOEIC (R), TOEFL (R), 英検などの外国語技能検定試験で一定の成績以上に達している場合は、別に定める基準により単位が認定されます。(p. 教養32～p. 教養33「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照してください。)

また、放送大学を利用した単位の認定も一部の学部で可能です。詳細は所属学部の学生支援担当で確認してください。

## (2) 初修外国語

「初修外国語」として、7つの言語－フランス語、ドイツ語、中国語、アラビア語、韓国語、スペイン語、ロシア語－を開設しています。これら7つの言語は近代・現代文明の形成と切り離すことができない世界の主要な言語と、日本と地理的に近いアジアの言語からなります。

### 1) 授業の内容

#### ① 授業科目の種類

##### a. ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱ（それぞれ1・2タームに開講，週2回）

発音・表記の基礎，簡単な文法・文型，簡単な挨拶程度の会話能力の修得を目標としています。

##### b. ベーシック外国語Ⅲ・Ⅳ（それぞれ3・4タームに開講，週2回）

ベーシック外国語Ⅰ・Ⅱに引き続き，基礎的な文型・文法の修得を目指すとともに，視聴覚教材などを活用して，初歩的な表現能力の基礎，基礎会話レベルのコミュニケーション能力の修得を目標としています。

##### c. 初修外国語をさらに深く学びたい場合は、「インテンシブ外国語」を履修することができます。

インテンシブ外国語ⅠA（1タームに開講，週2回）

インテンシブ外国語ⅠB（2タームに開講，週2回）

インテンシブ外国語ⅡA（3タームに開講，週2回）

インテンシブ外国語ⅡB（4タームに開講，週2回）

授業は原則としてネイティブスピーカーが担当します。これを，週2回のベーシック外国語と有機的に連動させ，あわせて週4回の集中的な学習を行うことにより，「話す」「聞く」「読む」「書く」の実用的な4技能の修得を目標としています。インテンシブ外国語は，フランス語，ドイツ語，中国語，韓国語，スペイン語で開講しています。学部によっては，時間割の都合上，履修できないことがあるので注意してください。

週4回でまとまりのある授業となっていますので，集中的に実践的な外国語能力が身に付きますが，それだけに受講生には積極的な参加が求められます。

※インテンシブ外国語は開講クラスが限られていますので，希望者が多い場合には抽選を行うことがあります。必要に応じて説明会を開きますので，必ず出席してください。

#### ○初修外国語の学習モデル

・ベーシック・コース（ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語・アラビア語・ロシア語）

1年次前期		1年次後期	
第1ターム	第2ターム	第3ターム	第4ターム
ベーシックⅠ (週2回)	ベーシックⅡ (週2回)	ベーシックⅢ (週2回)	ベーシックⅣ (週2回)

➡ 初級レベル修了

・インテンシブ・コース（ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語）

1年次前期		1年次後期	
第1ターム	第2ターム	第3ターム	第4ターム
ベーシックⅠ インテンシブⅠA (週4回)	ベーシックⅡ インテンシブⅠB (週4回)	ベーシックⅢ インテンシブⅡA (週4回)	ベーシックⅣ インテンシブⅡB (週4回)

➡ 中級レベル到達

・2年次以降「トライリンガル養成特定プログラム」 ➡ 中級レベル修了・  
上級レベルへ

○このほかに授業外の自主的な学習を支援するものとして、外国語教育研究センターでは、初修外国語の各種学習プログラム（ドイツ語技能検定準備講座やドイツ語会話など）を提供しています。

また、フランス、ドイツ、中国、韓国、スペイン、ロシアにおいて、本学又はその国の教育機関が運営する当該言語の語学研修に参加し、一定の条件を満たした場合は、「海外語学演習」の単位に読み替えることができます。詳細については、「海外語学演習」のシラバスを確認してください。

## 2) 履修上の注意事項

### ① 初修外国語の履修基準

各学部等によっては、選択可能な言語や修得すべき言語、単位数が指定されている場合があるので、所属学部が定める履修基準表などを確認してください。

### ② その他の注意事項

- a. ベーシック外国語Ⅰで選んだものと同じ外国語を、ベーシック外国語Ⅱ・Ⅲ・Ⅳでも履修してください。
- b. 開講時間帯は「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」などを参照してください。

## 6. 情報科目

### 1) 授業の目標

高度情報化社会の中で情報及びコンピュータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し、その有用性と問題点、情報倫理上の課題を理解し、活用する能力を身につけることを目標にしています。

### 2) 授業の内容

#### a. 講義系科目

「情報活用基礎」

授業は、ガイダンスや期末試験などを除き、講義とそれに対応した実習を交互に12回行います。そこでは、「コンピュータとネットワーク技術の基礎」、「コミュニケーション」、「調査と情報」、「メディアと情報化社会」などについて多角的に考えていきます。また、情報倫理に関する講義とオンラインによる学習を行います。

なお、講義と実習は異なる教室で行われるため、時限ごとに教室を移動する場合がありますので注意してください。

### 「情報活用概論」

東千田キャンパスでのみ開講されます。

授業は、コンピュータとネットワーク技術の基礎、情報化社会の可能性と問題点について、デモンストレーションを交えて行います。

### b. 実習系科目

#### 「情報活用演習」

コンピュータの基本的操作、オフィスツールの利用、ネットワークの活用、情報倫理など、共通性の高い項目の実習を行った後、特定のテーマにそって、問題解決や情報の受発信に必要な基礎技術を修得します。必修または選択必修としている学部が開講する授業と、情報メディア教育研究センターが開講する授業があります。

## 3) 履修上の注意事項

### ① 情報科目の履修基準と授業科目の選択

- a. 所属学部が、その学部開講の「情報活用演習」を必修または指定している場合は、その科目を履修してください。
- b. 所属学部が、「情報活用基礎」を必修としている場合は、その科目を履修してください。
- c. 所属学部が、「情報活用基礎」を指定しているか、あるいは「情報活用演習」を指定しておらず「情報活用基礎」と「情報活用演習」を選択必修としている場合があります。この場合は、前期に開講される「情報活用基礎」を履修してください。
- d. 法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田キャンパスで開講される「情報活用概論」を履修してください。

### ② その他の注意事項

- a. 「情報活用基礎」は1週目にガイダンスを行います。

日時、教室はあらかじめ教養教育ホームページまたは「My もみじ」に掲示します。各学部等によって日時、教室が異なりますので注意してください。(毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」の「指定授業時間割表」も参照してください)

また、ガイダンス時に、コンピュータ利用経験についてアンケートを行い、その結果に基づいて、クラス編成を行います。クラスによって、2週目に行くべき教室が異なりますので、教養教育ホームページまたは「My もみじ」の掲示を必ず確認してください。

- b. 情報メディア教育研究センターが後期に開講する「情報活用演習」は再履修生を対象としており、人数制限を行うため、受講できないことがあります。

## 7. 健康スポーツ科目

### 1) 授業の目標

体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに、自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得することを目標にしています。

## 2) 授業の内容

生涯にわたり健康を考える科目として、実習科目と講義科目をまとめて1つの科目区分として提供します。実習科目には「スポーツ実習A」, 「スポーツ実習B」(障害のある学生及び有疾患学生対象), 講義科目には「健康スポーツ科学」, 実習と講義を合わせた科目には「スポーツ演習」があります。

## 3) 履修上の注意事項

- a. 各学部等によって、履修基準(必修科目, 選択科目, 卒業に必要な単位数等)が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。
- b. 「スポーツ実習A」, 「スポーツ実習B」および「スポーツ演習」は、同じ教員や種目、授業科目名であっても繰り返し履修することができます。ただし、1年次については、1・2タームで1科目のみ、3・4タームで1科目のみしか履修することができません(集中講義を除く)。
- c. 「スポーツ実習A」, 「スポーツ実習B」および「スポーツ演習」は、初回にガイダンスを行います。ガイダンスの場所、服装、シューズの準備などについては、各科目のシラバス及び教養教育ホームページなどにより指示します。
- d. 集中講義のガイダンス日程は別途掲示等で指示します。

## 8. 社会連携科目

### 1) 授業の目標

社会における多様性を理解し、実践することを通して、社会で生き、活躍するために必要な力を高めることを目標にしています。

### 2) 授業の内容

職場や地域社会で多様な人々と連携し協同するために必要な「社会人基礎力」を育む科目です。ボランティア教育やキャリア教育に関する科目などがあります。

### 3) 履修上の注意事項

各学部等によって、履修基準(必修科目, 選択科目, 卒業に必要な単位数等)が異なりますので、所属学部が定める履修基準表などを参照してください。

## 9. 基盤科目

### 1) 授業の目標

専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として、それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により、基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得することを目標にしています。

## 2) 授業の内容

各専門分野における論理的骨格や学問形成に必要な不可欠な基礎的知識と技術を修得する科目です。高等学校などで学んでいない学生を対象とした基礎的な内容を含む科目も開設しています（「初修物理学」、「初修生物学」など）。

## 3) 履修上の注意事項

基盤科目として卒業に必要な授業科目と単位数は、所属学部が定める履修基準表などに記載されています。それら以外の基盤科目については、卒業に必要な単位数に含まれない場合があります。

## IV. 履修に関する手続・相談等

### 1. 履修手続

所属学部が定める履修基準表などに基づき、毎年度作成する冊子「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどを参照しながら履修計画を作成し、履修を希望する授業科目は履修手続期間内に履修手続を完了してください。なお、同学期（1タームと2ターム、3タームと4ターム）で開講されている同一授業科目を重複して履修することはできません。また、受講者定員を超過した授業科目については受講者抽選を行いますので、その結果を必ず「My もみじ」で確認してください。

履修手続を行っていない授業科目については、授業に全て出席し期末試験を受験しても、単位を修得することはできません。

各授業科目の履修手続の詳細については、各ターム開始前に「My もみじ」で通知しますので、確認してください。

### 2. 履修相談

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教育推進グループ教養教育担当及び東千田地区支援室で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。

連絡先などは p. 教養44を参照してください。

#### ※病気等で授業を欠席する場合について

教養教育において病気その他のやむを得ない事由により2週間以上欠席する場合は、所属学部の学生支援担当に事由を証明する書類（診断書など）を添えて、欠席届を提出してください。2週間未満の場合は、各授業担当教員へ申し出てください。

なお、教育実習・介護等体験により欠席する場合の欠席届は別に定めています。

また、病気等で試験を欠席する場合の対応は、p. 教養18の「4. 追試験」の項を参照してください。

### 3. 学習支援室

学生の学習理解の向上を図ることを目的とし、課外での補足的な学習支援を行うため、「学習支援室」を設置しています。学習支援室は、大学院生等が、学習の方法や履修上の問題点について、その解決策や糸口などを見出すための助言を行うもので、英語・化学・数学・物理を対象に、授業実施日の16時30分から18時30分まで開く予定です。

また、上記科目に生物・地学・情報を加えた7科目について、各科目の指導教員に直接問い合わせることもできます。

なお、これら履修手続や学習支援室など、教養教育に関する様々な情報は、教養教育ホームページ (<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/kyouyou/>) でも確認できます。

## ●「学生情報の森 もみじ」について

「学生情報の森 もみじ」は広島大学で学び、生活するために必要な情報を提供するシステムです。イベント情報やサークル情報、その他手続きに関する情報など、誰でも自由に閲覧可能な「もみじ Top」と、広大 ID・広大パスワードでログイン後に利用する「My もみじ」から構成されています。

### (1) 広大 ID と広大パスワード

広大 ID と広大パスワードの認証を受けて利用する「My もみじ」のサービスには、住所や成績等の個人情報の参照、履修科目の登録・変更等の手続きが含まれます。第三者によるなりすましを防ぎ、安全な学生生活を送るためにも、広大 ID と広大パスワードは適切に管理してください。

### (2) 掲示, 休講補講教室変更, 試験情報

各種通知やお知らせ掲示, 休講・補講, 試験情報やその他授業に関する連絡事項など、学生生活に関する多くの情報は「My もみじ」に掲示されます。重要な情報を見逃さないよう、毎日「My もみじ」にログインして確認してください。

### (3) 履修登録

学生は設定された期間に「My もみじ」から履修する科目を登録します。設定された期間以外は登録できません。登録可能な期間は「もみじ Top」でお知らせします。一部の授業では履修学生の調整を行うこともあるので、その指示に従ってください。「My もみじ」からシラバスを参照することもできます。(p. 教養15参照)

### (4) 学籍情報

所属, 住所, 父母等の住所, 電話番号などの情報が掲載されています。これらの情報はチューターの学生指導, 事務職員による緊急を要する場合の連絡などに利用するため、変更などがあつた際には所属学部の学生支援室へ速やかに届け出てください。なお、メールアドレス, 携帯電話番号, 電話番号は、学内ネットワーク (HINET2014) からアクセスしている場合「My もみじ」から変更可能です。

### (5) 成績

学生は各自の成績を参照することができます。学部によっては、チューター, 指導教員による面談及び承認が必要になります。(p. 教養19参照)

### (6) アンケート

「My もみじ」から簡単に回答できるアンケート機能があり、授業改善につながる授業改善アンケートなどが行われます。

### (7) 「My もみじ」へのアクセス

「My もみじ」は、学内外のネットワークに繋がったパソコン, タブレット端末及びスマートフォンからアクセスできます。なお、学生情報, 成績情報等, 個人情報が含まれる情報は学内ネットワークを利用してアクセスした時のみ参照可能です。

### (8) 「学生情報の森 もみじ」の利用可能時間について

「学生情報の森 もみじ」は24時間利用できますが、メンテナンス等によりシステムを一時停止することがあります。その場合は、「もみじ Top」の「システム運用のお知らせ」で通知します。

#### (9) その他の注意について

その他「My もみじ利用上の注意」を下記 URL に掲載しています。必ず一読した上でご利用ください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/information/attention.html>

なお、もみじやEメールなどのネットワークを利用する上でのモラルや注意点については、「大学教育入門」の授業の中で説明があります。

また、学生生活の手引「コンピュータ関係のトラブル防止」にも記載されています。これらの内容をよく理解した上でパソコンやネットワークを利用してください。

## V. 試験及び成績

### 1. 期末試験

- a. 通常、15回の授業が実施された後に期末試験が行われます。すべての授業に出席することを心がけてください。
- b. 出席回数が授業実施時数の3分の2に満たない学生は、期末試験の受験を認めません。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その理由が病気その他やむを得ない事情のときは、授業担当教員の判断により受験が認められることがあります。
- c. 試験実施日程や時間等の詳細については別途通知されます。

### 2. 試験時の主な注意事項

- a. 受験に際しては、必ず学生証を机の上に提示してください。
- b. 学生証を携帯していない学生は受験できませんので、試験開始前に所定の手続を行ってください。
- c. 遅刻した学生は、試験室の入室を許可されない場合があります。
- d. 試験開始後30分を経過しなければ、試験室からの退室は許可されません。
- e. 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできません。
- f. 携帯電話・スマートフォン等のモバイル機器は電源を切り、カバンの中に入れておいてください。時計代わりに使用することはできません。
- g. 携帯電話・スマートフォン等試験に必要なものを机の上に置いたり、使用している場合は**不正行為**と認定する場合があります。
- h. その他、試験中は監督者の指示に従ってください。

### 3. 不正行為

教養教育科目の期末試験等で不正行為を行った学生は、その期に履修している教養教育科目（教養ゼミを除く）の評価をすべて「不可（D）」とし、あわせて「広島大学学生懲戒規則」により厳正な措置がとられます。

### 4. 追試験

病気その他やむを得ない事情により、期末試験等の一部ないし全部を受験できなかった場合は、追試験を受験することができます。追試験の受験を希望する場合は、所定の**追試験受験願**とその理由を客観的に証明する書類（診断書等）を添えて、当該授業科目の試験実施後1週間以内に所属学部の学生支援担当（法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当））へ申請してください。**追試験受験願**の受理以降は、授業担当教員の指示に従ってください。

詳細は、**広島大学教養教育科目履修規則**の第8条（p.教養30）を参照してください。

## 5. 試験等の特別措置

身体等の障害のために期末試験等を通常の条件のもとで受けることが難しい学生は、所属学部の学生支援担当に特別措置を申請することができます。

詳細については、「**身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について**」(学部規則)を参照してください。

## 6. 成績

- a. 学業成績の評価は、試験、レポート及び授業への参加態度等によって判定します。成績は、別に定めるガイドラインに基づき、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C) 及び不可 (D) の5段階で厳格に評価され、秀、優、良、可を合格とします。
- b. 成績の発表については、所属学部等の指示に従ってください。なお、ターム科目であってもセメスター科目と同時期に発表されます。
- c. 成績評価に疑義のある場合は、該当科目の授業担当教員に問い合わせるか、異議申立書を提出することで確認ができます。異議申立書を提出する場合は、成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までに「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、教育推進グループ教養教育担当(法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室(学生支援担当))に申し出てください。

なお、詳細は下記 URL に掲載しています。

[https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/post\\_4.html](https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/post_4.html)

## VI. 平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧

各科目の開講時期、開講キャンパス、授業内容等の詳細は、「教養教育科目授業時間割」及びシラバスなどで確認してください。

### 1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考	
平和科目		広島と平和	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	
		平和を考える	2	1	講義		
		ヒロシマ発平和学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	
		平和と人間A-環境と生物の未来へ-	2	1	講義		
		平和と人間B-人間と文化の未来へ-	2	1	講義		
		平和と人間C-広島で学ぶ(原爆とは何だったか)-	2	1	講義		
		平和と人権-グローバル化とジェンダー視点	2	1	講義		
		原爆体験と表象/文学	2	1	講義		
		Global Partnership Studies	2	1	講義		
		ヒロシマ学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	
		戦争と平和に関する学際的考察	2	1	講義		
		飢餓・貧困・環境問題からみた平和学	2	1	講義		
		環境と平和	2	1	講義		
		国際関係論	2	1	講義		
		医学からみた戦争と平和	2	1	講義		
		世界の紛争と平和	2	1	講義		
		国際政治と地球環境から見る平和	2	1	講義		
		平和と芸術	2	1	講義		
		暴力の比較宗教学	2	1	講義		
		核時代の科学と社会	2	1	講義		
		放射線と自然科学	2	1	講義		
		安全な社会環境の構築をめざして	2	1	講義		
		Global Issues Towards Peace A	2	1	講義		
		Global Issues Towards Peace B	2	1	講義		
		広島の世界と国際社会	2	1	講義		
		霞キャンパスからの平和発信	2	2	講義		
		ひろしま平和共生リーダー概論	2	1	講義		
平和への記憶学	2	1	講義				
大学教育基礎科目	大学教育入門	大学教育入門	2	1	講義		
	教養ゼミ	教養ゼミ	2	1	演習		
共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	哲学A	2	1	講義	
			哲学B	2	1	講義	
			感性哲学	2	1	講義	
			哲学の世界	2	1	講義	
			東洋の思想	2	1	講義	
			倫理学	2	1	講義	
			南アジア宗教論	2	1	講義	
			キリスト教学A	2	1	講義	
			キリスト教学B	2	1	講義	
			日本宗教論A	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			日本宗教論B	2	1	講義	
			比較宗教学	2	1	講義	
			芸術学A	2	1	講義	
			芸術学B	2	1	講義	
			現代アート論	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
日本の美学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。			

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考	
共通科目	領域科目	人文社会科学系科目群	合唱A	1	1	実習	
			合唱B	1	1	実習	
			吹奏楽I	1	1	実習	
			吹奏楽II	1	1	実習	
			アジアの近現代	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			アジアの社会史	2	1	講義	
			アジア史A	2	1	講義	
			アジア史B	2	1	講義	
			ヨーロッパの政治と社会	2	1	講義	
			ヨーロッパ史A	2	1	講義	
			ヨーロッパ史B	2	1	講義	
			広島大学の歴史	2	1	講義	
			生活から見た日本の近代	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			西アジア近現代史	2	1	講義	
			中東・イスラームの世界	2	1	講義	
			日本の歴史と文化	2	1	講義	
			日本現代史	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			日本史A	2	1	講義	
			日本史B	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
			歴史学の世界	2	1	講義	
			科学と宗教	2	1	講義	
			科学史A	2	1	講義	
			科学史B	2	1	講義	
			技術史A	2	1	講義	
			技術史B	2	1	講義	
			環境観と環境問題	2	1	講義	
			観光地理学	2	1	講義	
			人文地理学	2	1	講義	
			地域地理学	2	1	講義	
			日本の地域地理学	2	1	講義	
			地理・考古・文化財の世界	2	1	講義	
			文化人類学A	2	1	講義	
			文化人類学B	2	1	講義	
			メディア学入門	2	1	講義	
			海外文化事情I	2	1	講義	
			海外文化事情II	2	1	講義	
			日本文化事情I	2	1	講義	
			日本文化事情II	2	1	講義	
			観光学入門	2	1	講義	
			人文学入門A	2	1	講義	
			人文学入門B	2	1	講義	
			英米文化事情概論I	1	1	演習	
			英米文化事情概論II	1	1	演習	
			英米文化事情概論III	1	2	演習	
			英米文化事情概論IV	1	2	演習	
			中国語圏の現代文化	2	1	講義	
			中国語圏の伝統文化	2	1	講義	
			英語圏の文学と社会	2	1	講義	
			西欧語圏の文学	2	1	講義	
			日本の文学	2	1	講義	
文学の世界	2	1	講義				
自動車産業と日本経済	2	1	講義				
現代社会と経済	2	1	講義				
グローバル経済と環境権	2	1	講義				
社会経済統計論	2	1	講義				
現代経済を考えるI	2	1	講義				
現代経済を考えるII	2	1	講義				
現代社会と福祉	2	1	講義				

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
共通科目	人文社会科学系 科目群	現代社会学A	2	1	講義	
		現代社会学B	2	1	講義	
		社会的なものと人間	2	1	講義	
		社会福祉と貧困	2	1	講義	
		生活をとるまく家族・地域・産業	2	1	講義	
		社会統計学入門	2	1	講義	
		現代社会と農山村	2	1	講義	
		現代ジャーナリズム論	2	1	講義	
		政治の世界	2	1	講義	
		人の生と死をめぐる法と社会	2	1	講義	
		日本国憲法	2	1	講義	
		Law and Politics I	2	1	講義	
		Law and Politics II	2	1	講義	
		日本法入門	1	1	講義	
		国際協力を考える	2	1	講義	
		行動の科学	2	1	講義	
		心と社会	2	1	講義	
		心の健康	2	1	講義	
		心理学概論 A	2	1	講義	
		心理学概論 B	2	1	講義	
		睡眠の科学	2	1	講義	
		比較認知心理学	2	1	講義	
		教育と人間	2	1	講義	
		教育と制度	2	1	講義	
		大学と学生	2	1	講義	
		大学と社会	2	1	講義	
		Multiculturalism in Education	2	1	講義	
		意思決定とクリティカルシンキング	2	1	講義	
	地域社会を学ぶ	2	1	講義		
	自然科学系科目群	知識基盤社会における情報検索入門	2	1	講義	
		コンピュータ・プログラミング	2	1	講義	
		思考と情報のデザイン	2	1	講義	
		メディア活用研究	2	2	講義	平成31(2019)年度は開講しません。
		知能とコンピュータ	2	1	講義	
		数学の世界	2	1	講義	
		数理学で考える	2	1	講義	
		自然環境形成論	2	1	講義	
		自然災害と防災	2	1	講義	
		水・物質循環の科学	2	1	講義	
		物質循環と地球環境	2	1	講義	
		地球と生物	2	1	講義	
		地球科学 A	2	1	講義	
		地球科学 B	2	1	講義	
		天文学	2	1	講義	
物質とエネルギー		2	1	講義		
物理の視点 A	2	1	講義			
物理の視点 B	2	1	講義			
物理入門	2	1	講義			
物理数学入門	2	1	講義			
物理学の原理	2	1	講義			
物理学の手法	2	1	講義			
新入生のための物理学入門	2	1	講義			
いのちを支える酵素	2	1	講義			
環境と化学	2	1	講義			
文理科学コラボレーション	2	1	講義			
現代化学	2	1	講義			
化学基礎 A	2	1	講義			
化学基礎 B	2	1	講義			

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考		
領域科目	自然科学系科目群	機械工学入門	2	1	講義			
		応用化学・化学工学・生物工学序論	2	1	講義			
		産業と技術	2	1	講義			
		乗り物と輸送の科学	2	1	講義			
		機械システムの設計と最適化	2	1	講義			
		社会の中における工学	2	1	講義			
		燃料・燃焼と現代社会	2	1	講義			
		生物の世界	2	1	講義			
		生物学からみたストレス	2	1	講義			
		釣りの科学・魚と人間のインターアクション	2	1	講義			
		適応の生理	2	1	講義			
		微生物の世界	2	1	講義			
		生物学入門	2	1	講義			
		カエルから見た生命システム	2	1	講義			
		脳と行動	2	1	講義			
		分子から生命へ	2	1	講義			
		フィールド科学入門	2	1	講義			
		食の安心・安全と健康科学	2	1	講義			
		生物生産と自然との関わり	2	1	講義			
		生命・食・環境のサイエンス	2	1	講義			
		大地と家畜からのめぐみ(農場体験)	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。		
		環境と開発	2	1	講義			
		環境と森林	2	1	講義			
		東広島キャンパスの自然環境管理	2	1	講義			
		自然科学研究の倫理と法令	2	1	講義			
		社会医学と疾病対策	2	1	講義			
		脳のはたらき	2	1	講義			
		全身の健康と口腔科学Ⅰ	2	1	講義			
		全身の健康と口腔科学Ⅱ	2	1	講義			
		人の健康と社会	2	1	講義			
		ヒトと微生物の関わり	2	1	講義			
		共通科目	英語基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	1	演習	
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1	1	演習	
			コミュニケーションⅠ	コミュニケーションⅠA	3(1)	1	演習	
				コミュニケーションⅠB	3(1)	1	演習	
			コミュニケーションⅡ	コミュニケーションⅡA	3(1)	1	演習	
コミュニケーションⅡB	3(1)			1	演習			
コミュニケーションⅢ	コミュニケーションⅢA		1	2	演習			
	コミュニケーションⅢB		1	2	演習			
	コミュニケーションⅢC		1	2	演習			
外国語科目	英語圏フィールドリサーチ		4(1~4)	1	演習			
	オンライン英語演習Ⅰ		1	1	演習			
	オンライン英語演習Ⅱ		1	1	演習			
	オンライン英語演習Ⅲ		1	1	演習			
	コミュニケーション演習Ⅰ		1	1	演習			
	コミュニケーション演習Ⅱ		1	1	演習			
	コミュニケーション上級英語		2(1)	1	演習			
初修外国語	ベーシック・ドイツ語Ⅰ		1	1	演習			
	ベーシック・ドイツ語Ⅱ		1	1	演習			
	ベーシック・ドイツ語Ⅲ	1	1	演習				
	ベーシック・ドイツ語Ⅳ	1	1	演習				
	ベーシック・フランス語Ⅰ	1	1	演習				
	ベーシック・フランス語Ⅱ	1	1	演習				
	ベーシック・フランス語Ⅲ	1	1	演習				
	ベーシック・フランス語Ⅳ	1	1	演習				
	ベーシック・スペイン語Ⅰ	1	1	演習				
	ベーシック・スペイン語Ⅱ	1	1	演習				
ベーシック・スペイン語Ⅲ	1	1	演習					

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、( )で開講単位数を表示している。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
共通科目	外国語科目	ベーシック外国語				
		ベーシック・スペイン語Ⅳ	1	1	演習	
		ベーシック・ロシア語Ⅰ	1	1	演習	
		ベーシック・ロシア語Ⅱ	1	1	演習	
		ベーシック・ロシア語Ⅲ	1	1	演習	
		ベーシック・ロシア語Ⅳ	1	1	演習	
		ベーシック・アラビア語Ⅰ	1	1	演習	
		ベーシック・アラビア語Ⅱ	1	1	演習	
		ベーシック・アラビア語Ⅲ	1	1	演習	
		ベーシック・アラビア語Ⅳ	1	1	演習	
		ベーシック中国語Ⅰ	1	1	演習	
		ベーシック中国語Ⅱ	1	1	演習	
		ベーシック中国語Ⅲ	1	1	演習	
		ベーシック中国語Ⅳ	1	1	演習	
		ベーシック韓国語Ⅰ	1	1	演習	
		ベーシック韓国語Ⅱ	1	1	演習	
		ベーシック韓国語Ⅲ	1	1	演習	
		ベーシック韓国語Ⅳ	1	1	演習	
		インテンシブ外国語				
	インテンシブ・ドイツ語ⅠA	1	1	演習		
	インテンシブ・ドイツ語ⅠB	1	1	演習		
	インテンシブ・ドイツ語ⅡA	1	1	演習		
	インテンシブ・ドイツ語ⅡB	1	1	演習		
	インテンシブ・フランス語ⅠA	1	1	演習		
	インテンシブ・フランス語ⅠB	1	1	演習		
	インテンシブ・フランス語ⅡA	1	1	演習		
	インテンシブ・フランス語ⅡB	1	1	演習		
	インテンシブ・スペイン語ⅠA	1	1	演習		
	インテンシブ・スペイン語ⅠB	1	1	演習		
	インテンシブ・スペイン語ⅡA	1	1	演習		
	インテンシブ・スペイン語ⅡB	1	1	演習		
	インテンシブ中国語ⅠA	1	1	演習		
	インテンシブ中国語ⅠB	1	1	演習		
	インテンシブ中国語ⅡA	1	1	演習		
	インテンシブ中国語ⅡB	1	1	演習		
	インテンシブ韓国語ⅠA	1	1	演習		
	インテンシブ韓国語ⅠB	1	1	演習		
	インテンシブ韓国語ⅡA	1	1	演習		
	インテンシブ韓国語ⅡB	1	1	演習		
	海外語学演習(ドイツ語)	4(1~4)	1	演習		
	海外語学演習(フランス語)	4(1~4)	1	演習		
	海外語学演習(スペイン語)	4(1~4)	1	演習		
	海外語学演習(ロシア語)	4(1~4)	1	演習		
	海外語学演習(中国語)	4(1~4)	1	演習		
	海外語学演習(韓国語)	4(1~4)	1	演習		
	情報科目	情報活用基礎	2	1	演習	
		情報活用演習	2	1	演習	
健康スポーツ科目	健康スポーツ科学	2	1	講義		
	スポーツ実習A	(1)	1	実習		
	スポーツ実習B	(1)	1	実習		
	スポーツ演習	(1)	1	講義・実習	授業10時間と実習10時間の授業で1単位とする。	
社会連携科目	学生生活概論-生き方と暮らし方のヒント-	2	1	講義		
	障害学生支援ボランティア実習A	1	1	実習		
	障害学生支援ボランティア実習B	1	1	実習		
	INU 特別協力講義	2	1	講義		
	INU 特別集中講義	2	1	講義		
	ジェンダーと社会	2	1	講義		
	キャリアデザイン概論	2	1	講義		
	職業選択と自己実現-自分のキャリアをデザインしよう-	2	1	講義		

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、( )で開講単位数を表示している。なお、スポーツ実習A、スポーツ実習B及びスポーツ演習については、開講単位数のみ設定している(上限単位数の設定なし)。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分		授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
共通科目	社会連携科目	実践フロンティアプログラム	2 (1)	1	演習	
		地域社会探検プロジェクト-インターンシップ・ボランティアを体験してみよう-	2	1	講義・実習	講義20時間と実習30時間の授業で2単位とする。
		キャリア教養講座-世界に通用する高い社会力を身につける-	2	1	講義	
		キャリアデザイン講座-先輩プロフェッショナルが「あなたの未来」のために語る-	2	1	講義	
		現代霞が関論 A	1	1	講義	
		現代霞が関論 B	1	1	講義	
		学術的文章作成の基礎	1	1	講義	
		アカデミックライティング基礎	1	2	講義	
		アントレプレナーシップ	2	1	講義	
		海外フィールドスタディ	4 (2)	1	講義・演習	講義20時間と演習44時間の授業で2単位とする。
海外フィールドスタディ・アドバンスト	4 (2)	1	講義・演習	講義20時間と演習44時間の授業で2単位とする。		
基盤科目	ミクロ経済学入門	2	1	講義		
	マクロ経済学入門	2	1	講義		
	医療従事者のための心理学	2	1	講義		
	ヘルスサイエンスのための基盤数学	2	1	講義		
	基礎微分積分学	2	1	講義		
	基礎線形代数学	2	1	講義		
	微分積分通論	2	1	講義		
	微分積分学 I	2	1	講義		
	微分積分学 II	2	1	講義		
	数学演習 I	1	1	演習		
	数学演習 II	1	1	演習		
	線形代数学 I	2	1	講義		
	線形代数学 II	2	1	講義		
	線形代数学演習 I	1	1	演習		
	線形代数学演習 II	1	1	演習		
	統計学	2	1	講義		
	統計データ解析	2	1	講義		
	地学実験法・同実験 I	1	1	講義・実験	講義 8 時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
	地学実験法・同実験 II	1	1	講義・実験	講義 8 時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
	初修物理学	2	1	講義		
	基礎物理学 I	2	1	講義		
	基礎物理学 II	2	1	講義		
	一般力学 I	2	1	講義		
	一般力学 II	2	1	講義		
	基礎電磁気学	2	1	講義		
	物理学実験法・同実験 I	1	1	講義・実験	講義 8 時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
	物理学実験法・同実験 II	1	1	講義・実験	講義 8 時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
	初修化学	2	1	講義		
	一般化学	2	1	講義		
	有機化学	2	1	講義		
	基礎物理化学	2	1	講義		
	化学実験法・同実験 I	1	1	講義・実験	講義 8 時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
	化学実験法・同実験 II	1	1	講義・実験	講義 8 時間と実験24時間の授業で1単位とする。	
初修生物学	2	1	講義			
細胞科学	2	1	講義			
生態学	2	1	講義			
種生物学	2	1	講義			

(注1) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、( )で開講単位数を表示している。

(注2) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

科目区分	授業科目	開設単位数	開設年次	授業の方法	備考
基盤科目	生物学実験法・同実験Ⅰ	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	生物学実験法・同実験Ⅱ	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	人間理解のための人体解剖学Ⅰ	1	1	講義	
	人間理解のための人体解剖学Ⅱ	1	1	講義	
	国際医学連携開発学	2	1	講義	
	自然科学基礎実験法・同実験A	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。
	自然科学基礎実験法・同実験B	1	1	講義・実験	講義8時間と実験24時間の授業で1単位とする。

(注1) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

## 2. 夜間授業時間帯に開設する授業科目

科目区分		授業科目	開設 単位数	開設 年次	授業の 方法	備考	昼間授業時間帯 開設授業科目	
平和科目		平和と人間Cー広島で学ぶ (原爆とは何だったか)ー	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	平和と人間Cー広島で学ぶ (原爆とは何だったか)ー	
		平和と人間Dー広島から 未来に向けてー	2	1	講義		(対応科目なし)	
		ヒロシマ発平和学	2	1	講義		ヒロシマ発平和学	
大学教育 基礎科目	大学教育入門 教養ゼミ	大学教育入門	2	1	講義		(対応科目なし)	
		教養ゼミ	2	1	演習		(対応科目なし)	
共通科目	領域 科目	人文社会科学 系科目群	哲学A	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	哲学A
			倫理学	2	1	講義		倫理学
			宗教学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	(対応科目なし)
			アジア史A	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	アジア史A
			アジア史B	2	1	講義		アジア史B
			ヨーロッパ史A	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	ヨーロッパ史A
			科学技術史	2	1	講義		(対応科目なし)
			地域地理学	2	1	講義		地域地理学
			日本史A	2	1	講義		日本史A
			日本史B	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	日本史B
			文化人類学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	文化人類学A
			日本の文学	2	1	講義		日本の文学
			世界の文学(西洋文学)	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	西欧語圏の文学
			世界の文学(東洋文学)	2	1	講義		中国語圏の現代文化
			マネジメント概論	2	1	講義		(対応科目なし)
			社会学の視点	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	現代社会学A
			政治の世界	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	政治の世界
			日本国憲法	2	1	講義		日本国憲法
	心理学概論A	2	1	講義		心理学概論A		
	心理学概論B	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	心理学概論B		
	自然科学系科目群	統計学への招待	2	1	講義		統計データ解析	
		資源と生活	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	(対応科目なし)	
		地球とその環境	2	1	講義		(対応科目なし)	
		物理入門	2	1	講義		物理入門	
		化学と人間	2	1	講義		(対応科目なし)	
		食文化論	2	1	講義		(対応科目なし)	
		生物学	2	1	講義	平成31(2019)年度は開講しません。	(対応科目なし)	
	外国 語 科目	英語 基礎	コミュニケーション基礎I	1	1	演習		コミュニケーション基礎I
			コミュニケーション基礎II	1	1	演習		コミュニケーション基礎II
			コミュニケーションI A	3(1)	1	演習		コミュニケーションIA
		英語 II	コミュニケーションI B	3(1)	1	演習		コミュニケーションIB
			コミュニケーションII A	3(1)	1	演習		コミュニケーションIIA
			コミュニケーションII B	3(1)	1	演習		コミュニケーションIIB
英語 III		コミュニケーションIII A	1	2	演習		コミュニケーションIIIA	
		コミュニケーションIII B	1	2	演習		コミュニケーションIIIB	
		コミュニケーションIII C	1	2	演習	平成31(2019)年度は開講しません。	コミュニケーションIIIC	
初修 目 外国 語		ベーシック外国語	ベーシック・ドイツ語I	2(1)	1	演習		ベーシック・ドイツ語I
			ベーシック・ドイツ語II	2(1)	1	演習		ベーシック・ドイツ語II
			ベーシック・ドイツ語III	2(1)	1	演習		ベーシック・ドイツ語III
			ベーシック・ドイツ語IV	2(1)	1	演習		ベーシック・ドイツ語IV
			ベーシック・フランス語I	2(1)	1	演習		ベーシック・フランス語I
			ベーシック・フランス語II	2(1)	1	演習		ベーシック・フランス語II
	ベーシック・フランス語III		2(1)	1	演習		ベーシック・フランス語III	
	ベーシック・フランス語IV		2(1)	1	演習		ベーシック・フランス語IV	
	ベーシック中国語I		2(1)	1	演習		ベーシック中国語I	
	ベーシック中国語II		2(1)	1	演習		ベーシック中国語II	
	ベーシック中国語III		2(1)	1	演習		ベーシック中国語III	
	ベーシック中国語IV		2(1)	1	演習		ベーシック中国語IV	
情報科目	情報活用概論	2	1	講義		(対応科目なし)		
健康スポーツ科目	健康スポーツ科学	2	1	講義		健康スポーツ科学		
	スポーツ実習A	(1)	1	実習		スポーツ実習A		
	スポーツ演習	(1)	1	講義・実習	平成31(2019)年度は開講しません。	スポーツ演習		

科目区分		授業科目	開設 単位数	開設 年次	授業の 方法	備考	昼間授業時間帯 開設授業科目
共通科目	社会連携科目	キャリアデザイン概論	2	1	講義		キャリアデザイン概論
		職業選択と自己実現—自分のキャリアをデザインしよう—	2	1	講義		職業選択と自己実現—自分のキャリアをデザインしよう—
基盤科目		経済学入門	2	1	講義		(対応科目なし)
		経営学入門	2	1	講義		(対応科目なし)
		微分積分通論	2	1	講義		微分積分通論
		基礎線形代数学	2	1	講義		基礎線形代数学

(注1) 本表は平成31(2019)年度入学生が「平成31(2019)年度教養教育開設授業科目一覧」の「1. 昼間授業時間帯に開設する授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合の対応表を兼ねる。本表の「昼間授業時間帯開設授業科目」に記載されている授業科目を履修した場合は、左欄の授業科目を履修したものとみなされる。

(注2) 開設単位数(修得可能な上限単位数)と開講単位数(1科目当たりの単位数)が異なる授業科目については、( )で開講単位数を示している。なお、スポーツ実習A及びスポーツ演習については、開講単位数のみ設定している(上限単位数の設定なし)。

(注3) 各授業科目は、開設年次欄に記載する年次から履修することが可能である。なお、実際に開講する時期については、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等に示す。

## Ⅶ. 教養教育関係規則等

### 1. 広島大学教養教育科目履修規則

平成23年2月15日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第19条第3項の規定に基づき、広島大学における教養教育科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目区分及び教育目標)

第2条 教養教育科目の科目区分及び教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。

科目区分		教育目標
平和科目		戦争・紛争，核廃絶，貧困，飢餓，人口増加，環境，教育，文化等の様々な観点から平和について自ら考え，理解を深める。
大学教育基礎科目	大学教育入門	大学で学ぶことの意義と目標を理解し，大学で学ぶ上で基本となる技能や態度を身につける。
	教養ゼミ	人類や社会が抱えてきた歴史的，現代的な課題に対して，証拠に基づき論理的に考え批判的に自身の思考を吟味する能力と，適切に自己表現を行う能力を身につける。
共通科目	領域科目	人間が蓄積してきた知識がどのようにして生まれ，育ってきたのか，その根本の考え方は何であるのかについて，文化的・社会的・自然科学的な視点を踏まえながら，専門分野の枠を超えて共通に求められる知的な技法を学ぶ。
	外国語科目	グローバル化時代に対応するため，様々な外国語で情報を受信し，発信できるコミュニケーション能力を養成し，知識・技能を修得するとともに，異なる言語や文化に対する理解を深める。
	情報科目	高度情報化社会の中で情報及びコンピュータを活用していくのに必要となる基礎的な知識や技能を修得し，その有用性と問題点，情報倫理上の課題を理解し，活用する能力を身につける。
	健康スポーツ科目	体力・健康づくりのための科学的理論を修得するとともに，自己の特性やスポーツの技能水準に適合したスポーツの実践を通じて，生涯にわたってスポーツを楽しむ態度・マナーや協調性などの社会的技能を修得する。
	社会連携科目	社会における多様性を理解し，実践することを通して，社会で生き，活躍するために必要な力を高める。
基盤科目		専門教育との有機的関連性を持つ前専門教育として，それぞれの専門分野を学ぶために必要な基礎的知識の学習により，基礎学問の論理的骨格や体系及び学問形成に必要な知識・技術を修得する。

(授業科目及び単位数等)

第3条 教養教育科目として開設する授業科目（以下「授業科目」という。），単位数等は，別表のとおりとする。

2 授業時間割は，学年の始めに発表する。

(履修方法)

第4条 教養教育科目の履修方法については，各学部細則の定めるところによる。

(単位数の計算の基準)

第5条 授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習及び実習は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験は、45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教養ゼミは、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 情報科目の情報活用基礎及び情報活用演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(履修手続)

第6条 学生は、授業科目を履修しようとするときは、毎学期指定する期間中に所定の手続をしなければならない。ただし、受講者数の制限等を行う授業科目にあつては、所定の手続を経た場合であっても履修が認められない場合がある。

2 前項本文に規定する所定の手続をしなかった場合は、当該授業科目の履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

3 既に単位を修得した授業科目については、原則として履修することができない。

(試験)

第7条 試験は、原則としてターム末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。

3 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病気その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

(追試験)

第8条 次の各号のいずれかの理由により試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

- (1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引
- (2) 負傷又は疾病（入院又はこれに準ずる場合に限る。）
- (3) 天災その他の非常災害
- (4) 交通機関の突発事故
- (5) その他やむを得ない事情

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目の試験実施後1週間以内に、所定の追試験受験願を所属学部長に願い出なければならない。

3 追試験受験を許可された者は、原則として当該授業科目担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。

4 追試験の実施期間は、当該授業科目の試験実施後3週間以内とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教養教育科目の履修等に関し必要な事項は、教育本部が定める。

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生の教養教育科目の授業科目については、この規則による改正後の広島大学教養教育科目履修規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教育本部の定めるところにより、新規則に規定する授業科目の履修を認める場合がある。

別表（略）

※別表の内容は、「平成31(2019)年度教養教育科目開設授業科目一覧」(p. 教養20～p. 教養28)として掲載しています

## 2. 外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて

広島大学通則（以下「通則」という。）第30条第1項及び第31条第2項に規定するその  
他文部科学大臣が別に定める学修のうち、実用英語技能検定、TOEFL(R)及びTOEIC(R)  
の検定試験等による単位認定については、次のとおり取り扱うものとする。

### (1) 認定の対象となる外国語技能検定試験等

- ① 実用英語技能検定試験（英検）
- ② TOEFL(R)テスト
- ③ TOEIC(R)公開テスト及び広島大学外国語教育研究センターが認める TOEIC(R)IP テスト

### (2) 認定授業科目及び単位数

- ① 実用英語技能検定試験（英検）

級 位	認 定 授 業 科 目	認 定 単 位 数
1 級	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	6単位以内
準1級	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	4単位以内

- ② TOEFL(R)テスト

得 点		認 定 授 業 科 目	認 定 単 位 数
Paper-Based	Internet-Based		
560点以上	83点以上	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
		コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	6単位以内
520点以上 560点未満	68点以上 83点未満	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
		コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	4単位以内

※本学で実施する TOEFL ITP(R)テストの得点は、表中の Paper-Based の得点に読み替えて認定する。

- ③ TOEIC(R)公開テスト及び広島大学外国語教育研究センターが認める TOEIC(R)IP テスト

得 点	認 定 授 業 科 目	認 定 単 位 数
860点以上	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	6単位以内
730点以上 860点未満	コミュニケーション基礎・演習	2単位以内
	コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ	4単位以内

(注)・TOEIC(R)は、TOEIC(R) Listening & Reading Test を示す。

- ・コミュニケーション基礎は、コミュニケーション基礎Ⅰ、コミュニケーション基礎Ⅱの授業科目を示す。
- ・コミュニケーション演習は、コミュニケーション演習Ⅰ、コミュニケーション演習Ⅱの授業科目を示す。
- ・コミュニケーションⅠ・Ⅱは、コミュニケーションⅠA、コミュニケーションⅠB、コミュニケーションⅡA、コミュニケーションⅡBの授業科目を示す。
- ・コミュニケーションⅢは、コミュニケーションⅢA、コミュニケーションⅢB、コミュニケーションⅢCの授業科目を示す。

### (3) 単位認定の申請方法及び範囲

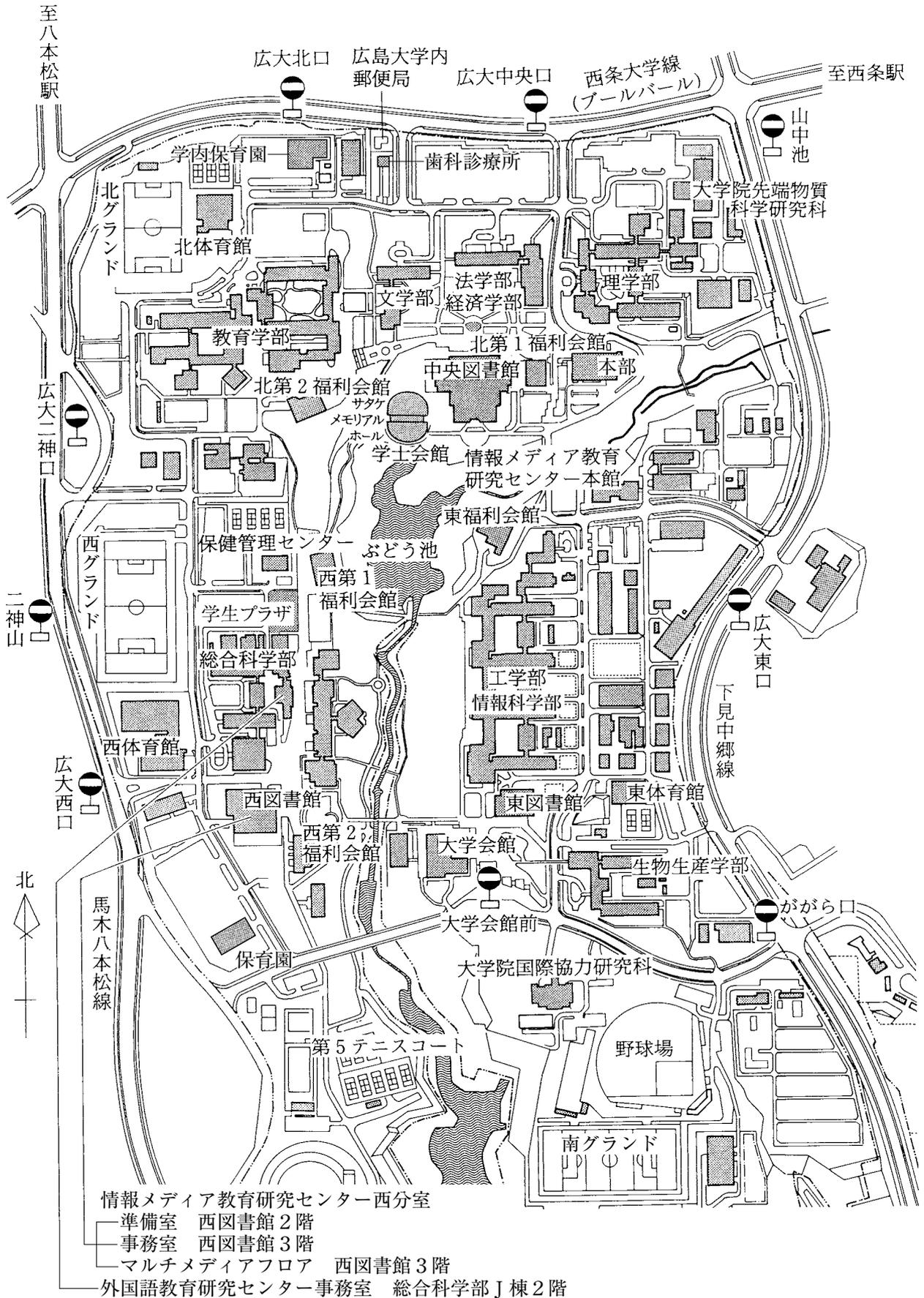
- ① 入学前に所定の級位又は点数を得た者で、通則第31条第2項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは、広島大学既修得単位等の認定に関する細則に定める既修得単位等認定願に代えて、外国語技能検定試験等による単位認定申請書（指定様式）に、原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて、所属する学部に申請する。
- ② 入学後に所定の級位又は点数を得た者で、通則第30条第1項の規定に基づき単位認定を受けようとするものは、各セメスターの授業開始後2週間以内に、外国語技能検定試験等による単位認定申請書に、原則として認定証又は得点証明書の原本を添えて、所属する学部に申請する。
- ③ 申請時に単位を修得していない授業科目についてのみ、申請を認める。
- ④ 認定は単位のみとし、成績評価は付さない。
- ⑤ 各授業科目の認定単位数は、1単位を限度とする。
- ⑥ 申請の際現に履修登録している授業科目の認定を希望する場合は、当該授業科目の登録内容の変更について、「単位不要」又は「履修取消」のいずれかから選択する。

### (4) 適用

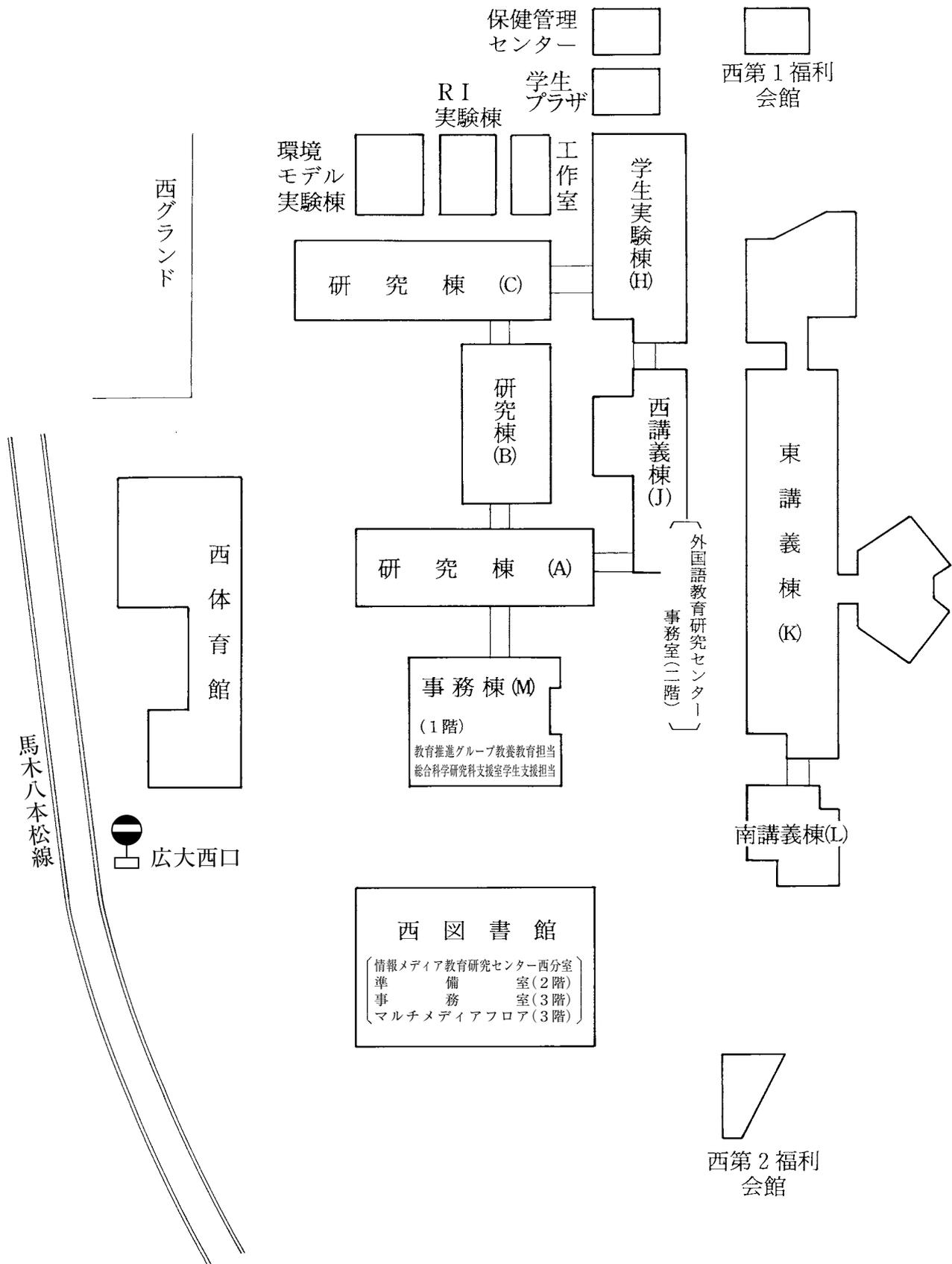
- ① この取扱いは、平成29年度の入学生から適用する。
- ② 平成28年度以前に入学した学生の外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについては、この取扱いの規定にかかわらず、なお従前の例による。

# VIII. 配置図等

## 1. 東広島キャンパス配置図

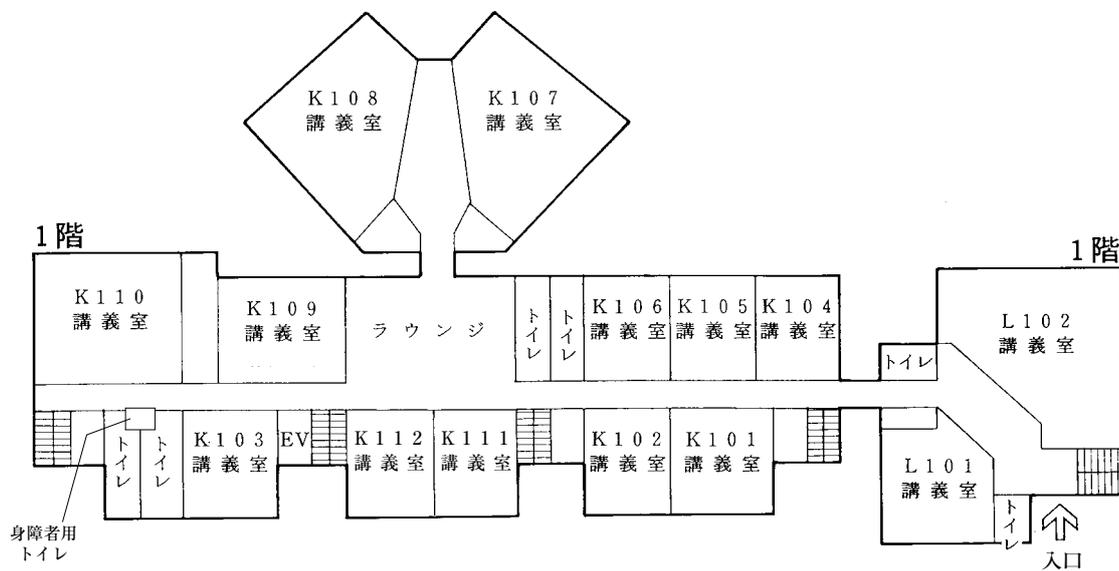
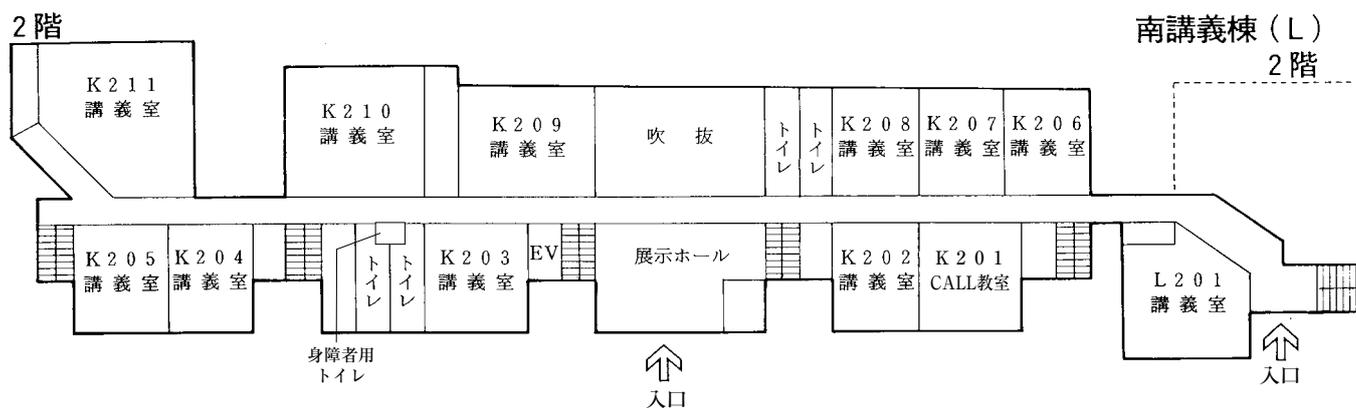
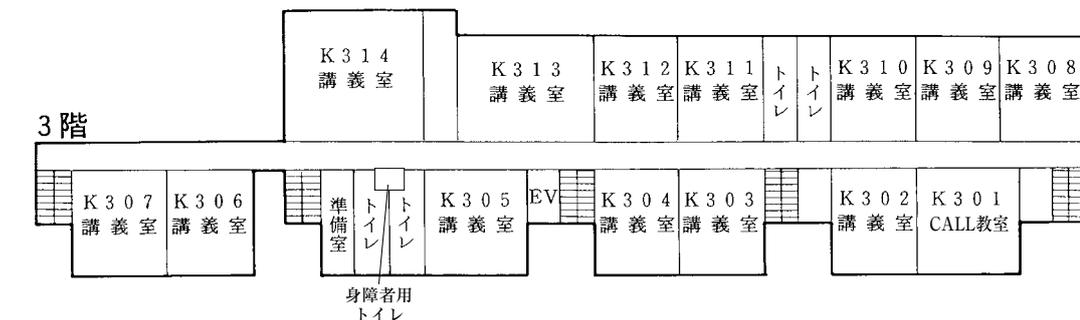


## 2. 総合科学部付近配置図



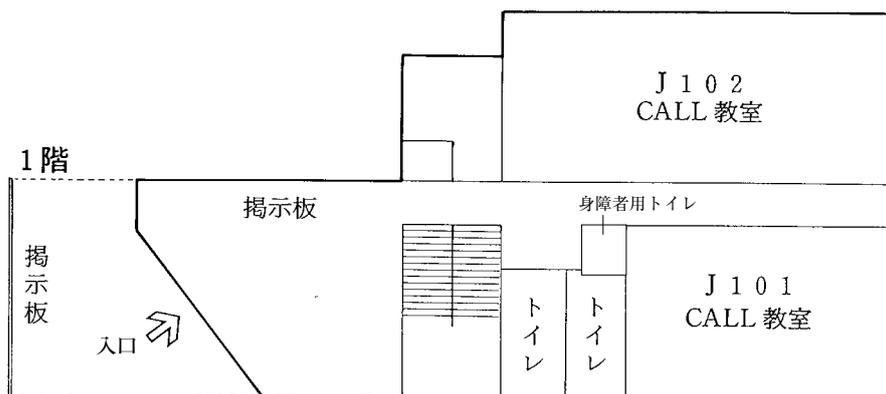
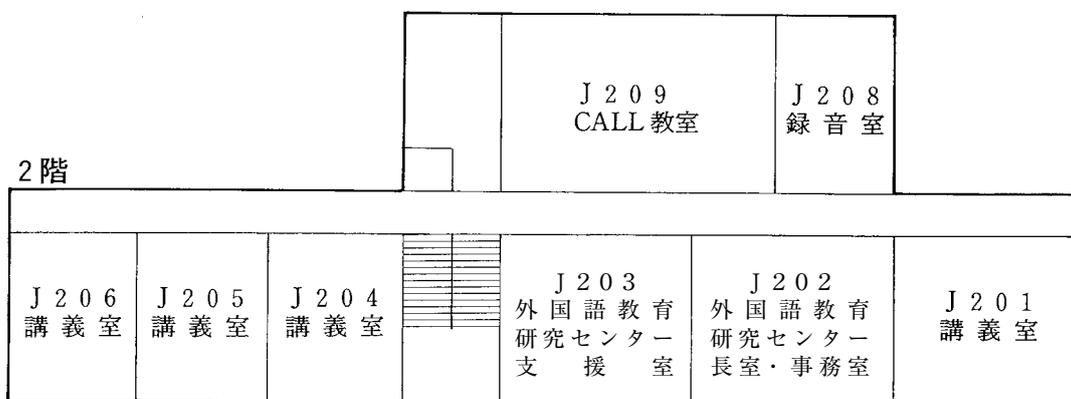
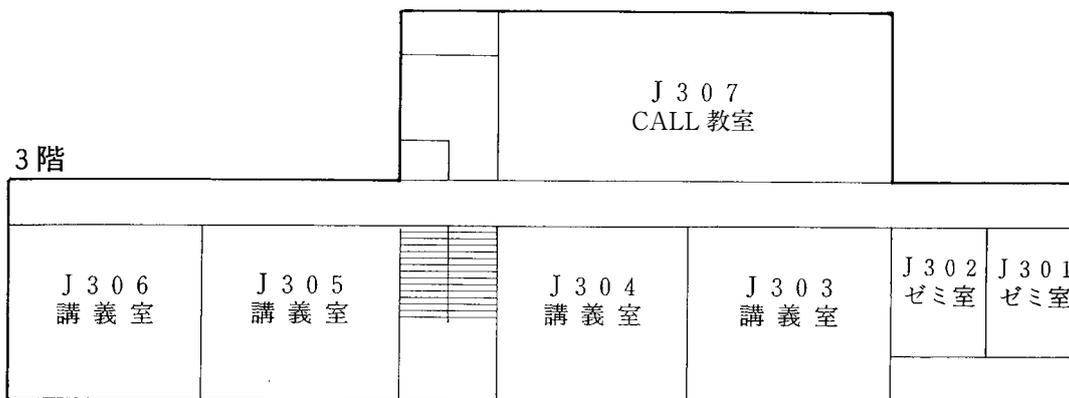
### 3. 総合科学部講義室配置図

#### 東講義棟 (K)



EV…エレベーター

## 西講義棟 (J)



## 学生実験棟 (H)

### 3階

	トイレ		H307 大学院 最先端 設備室	H306 大学院 最先端 設備室	H305 化学準備室	H304 化学実験室 I
	トイレ					
	H303 ドラフト 室	H302 化学実験室 II	H301 化学実験室 III			

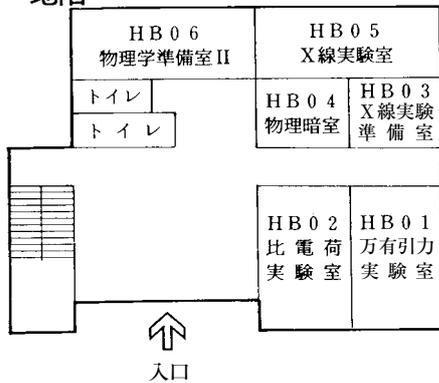
### 2階

	トイレ		H210 地学標本室	H209 地学準備 室	H208 地学薄片 室	H207 地学機械 室	H205 生物学 標本室	H204 生物学実験室 I
	トイレ							
	H211 アクセシビリティセンター 研究 / 実験室	H206 地学実験室	H203 化学実験 準備室	H202 生物学 準備室	H201 生物学実験室 II			

### 1階

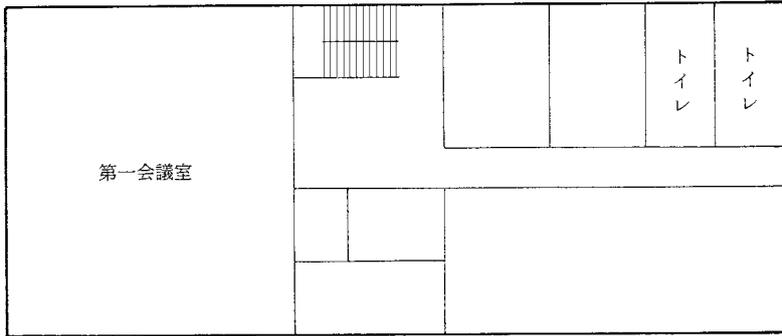
	トイレ		H108 物理学実験室 I			H107 分光実験 室	H106 物理学実験室 III	H105 レーザー 実験室
	トイレ							
	H110 ゼミ室 II	H109 ゼミ室 I	H104 物理学実験室 II			H103 物理学 準備室 I	H102 物理学実験室 IV	H101 計算機 実験室

### 地階

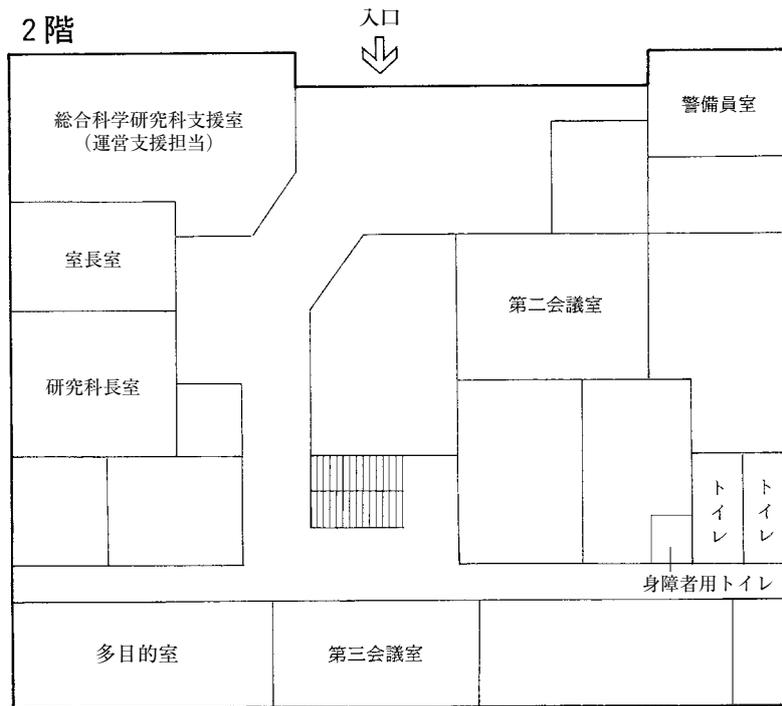


# 事務棟 (M)

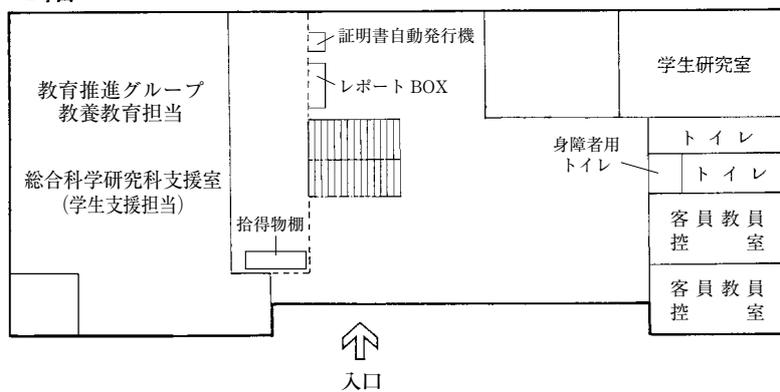
## 3階



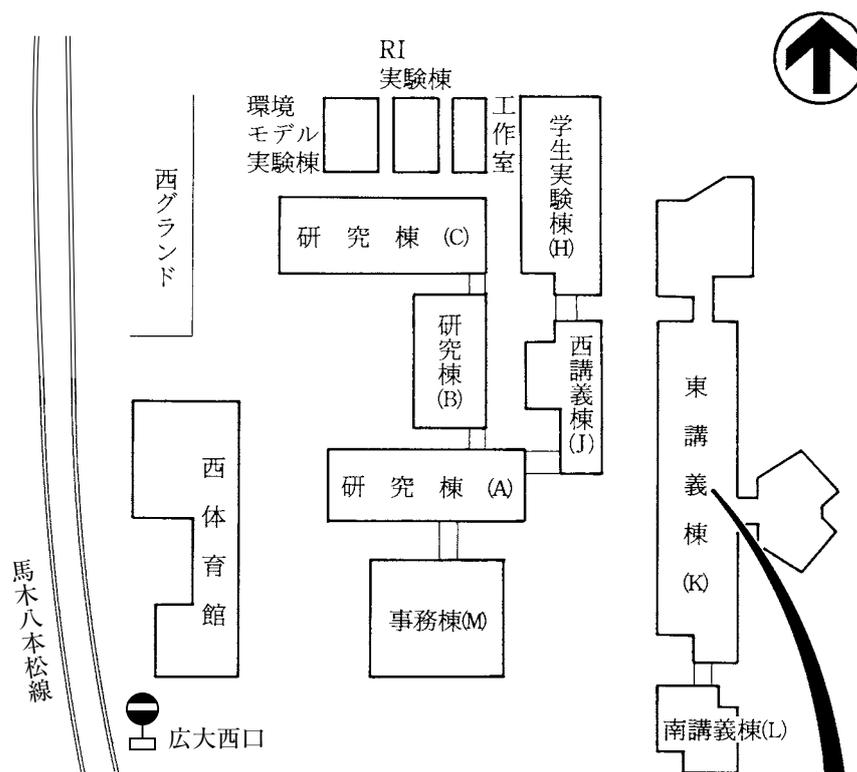
## 2階



## 1階



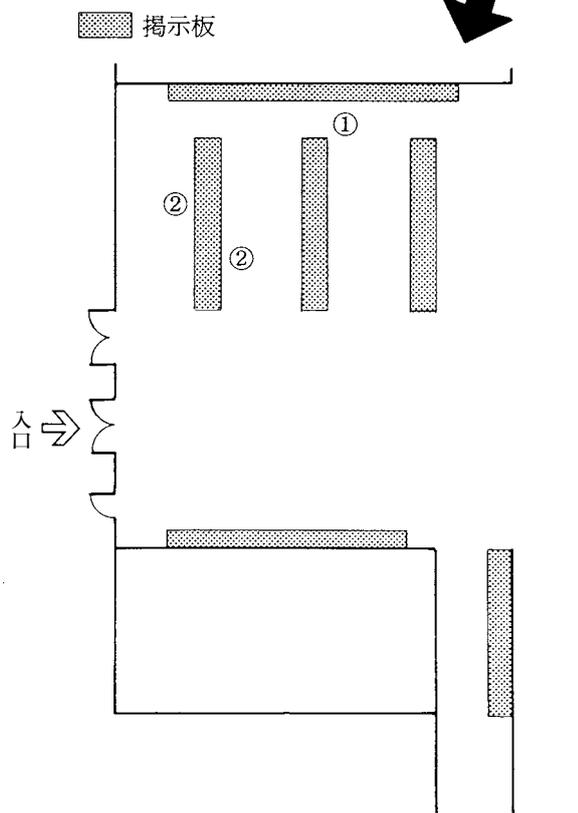
#### 4. 教養教育に関する掲示板位置図（東広島キャンパス）



掲示板（東講義棟 (K) 2階）拡大図

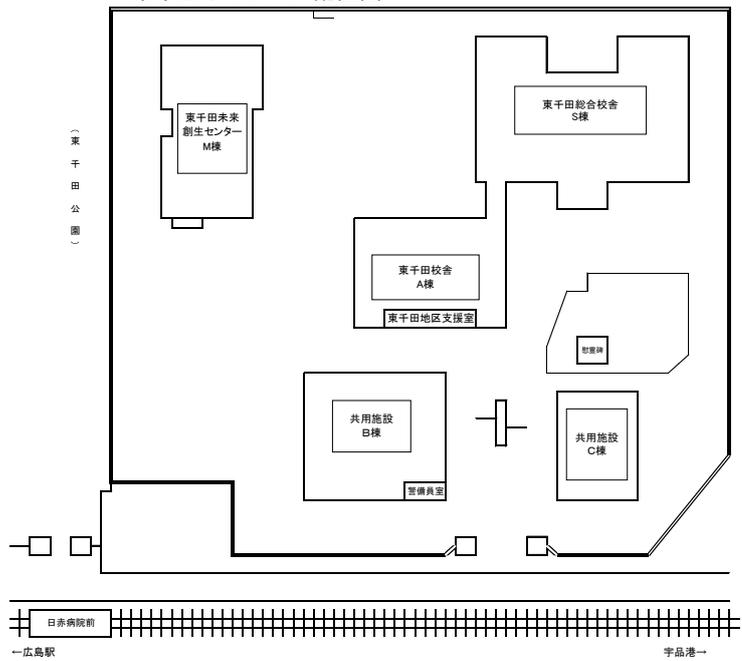
- ① 一般情報
- ② 講義情報

※なお、教養教育科目の休講・補講・期末試験日程等の講義情報は、掲示ではなく「My もみじ」で通知します。詳しくは p. 教養16「学生情報の森もみじについて」をご覧ください。

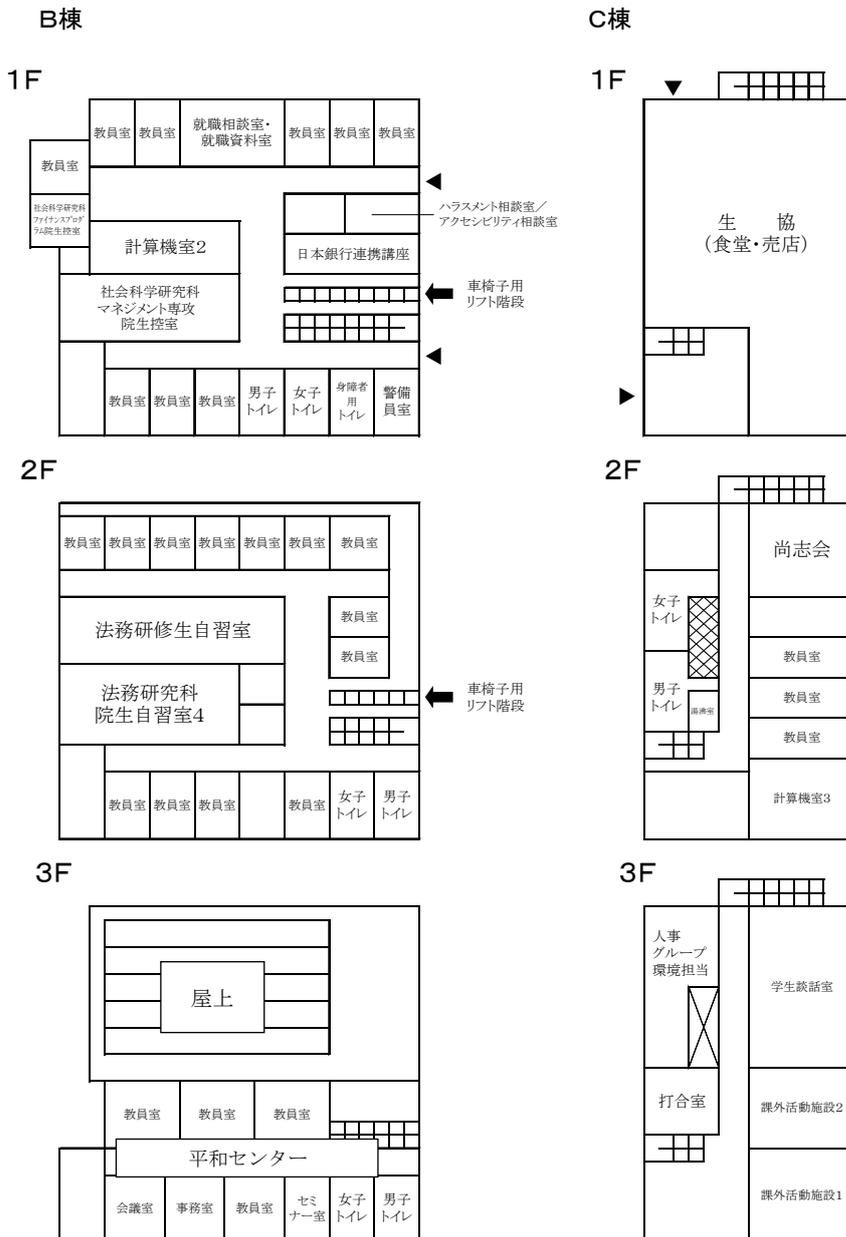


# 5. 東千田キャンパス配置図

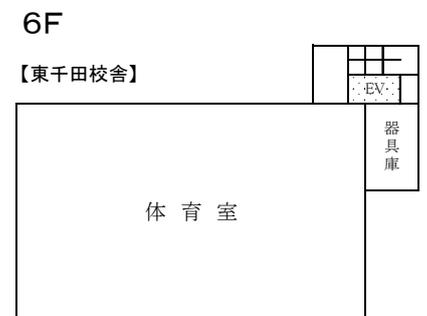
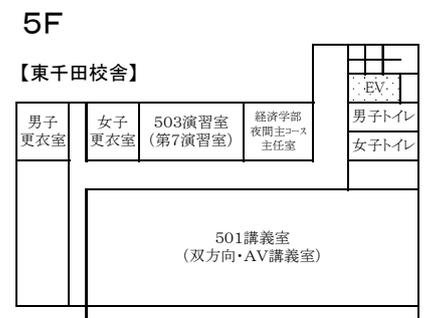
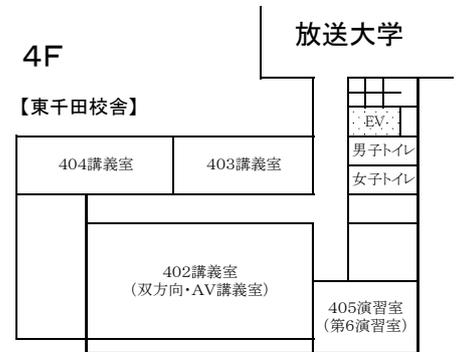
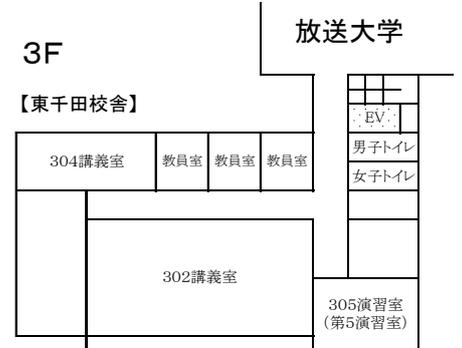
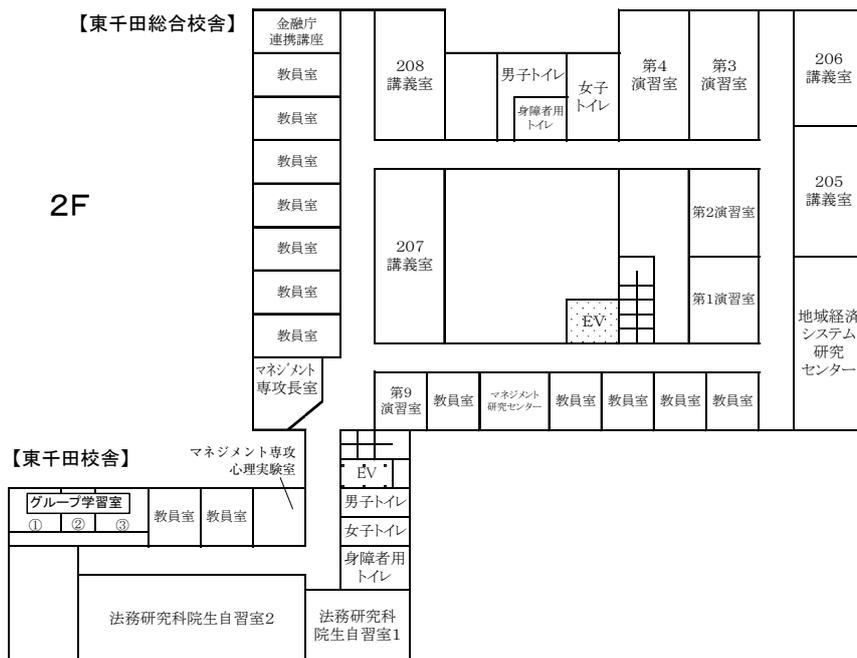
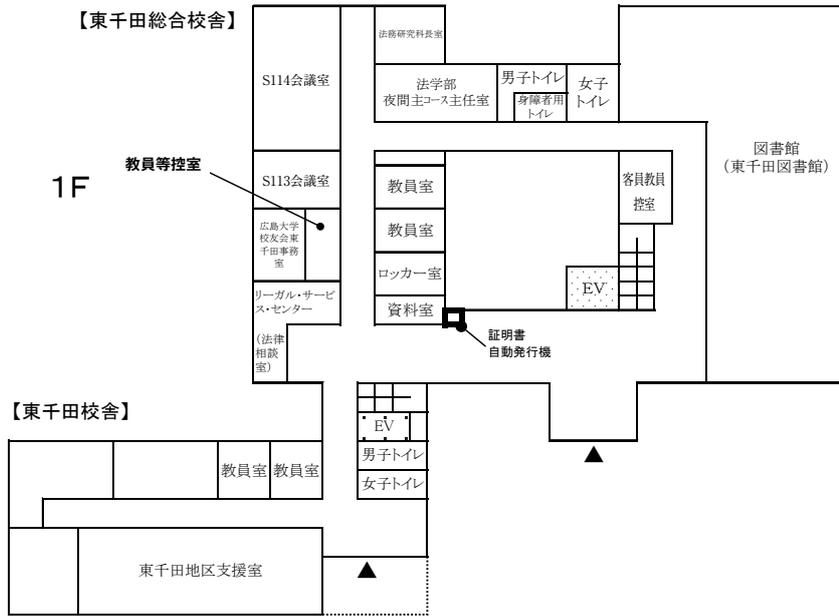
東千田キャンパス配置図



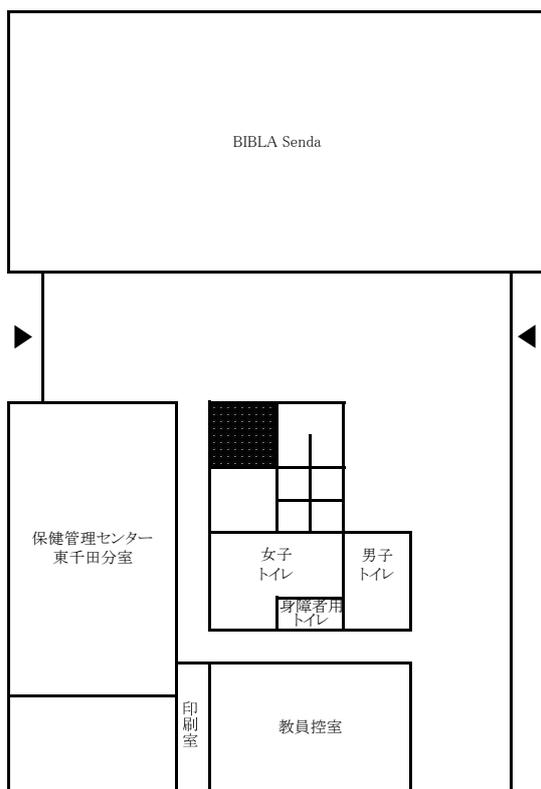
東千田地区共用施設



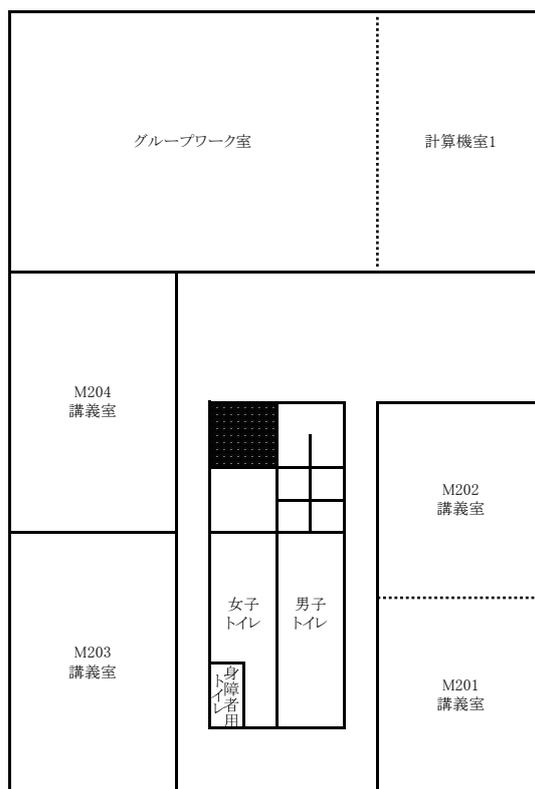
# 東千田総合校舎・東千田校舎（S棟・A棟）



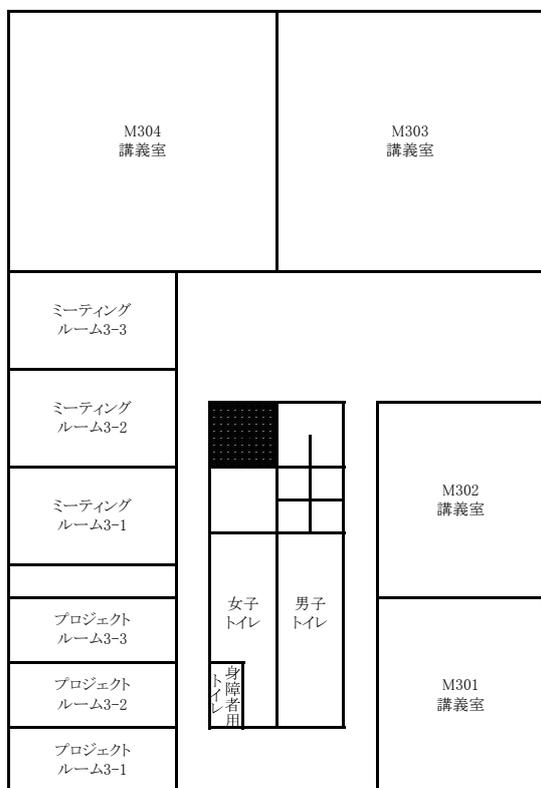
# 東千田未来創生センター（M棟）



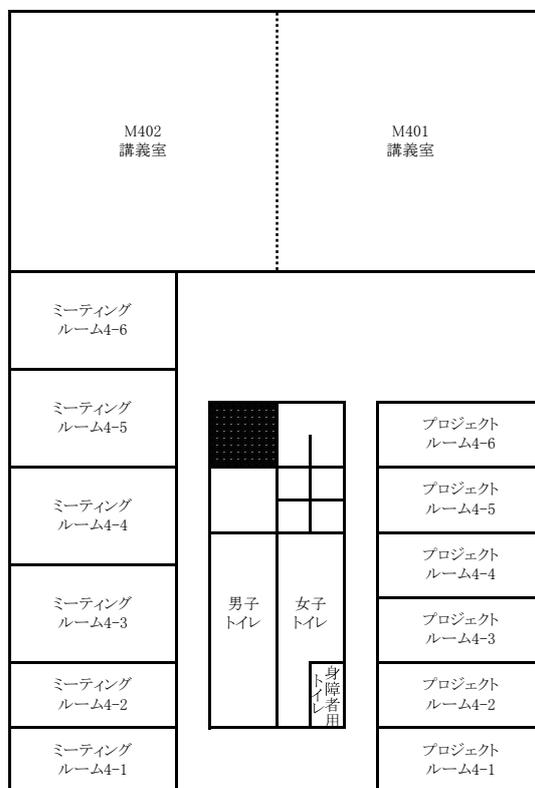
1 F



2 F



3 F



4 F

## 6. 教養教育担当及び各学部学生支援担当の連絡先

教養教育科目の履修に関する質問・相談は、教育推進グループ教養教育担当及び東千田地区支援室で受け付けています。また、学部が定める履修基準などに関する質問・相談については、所属学部の学生支援担当に相談してください。

なお、E-mailを送るときには、必ず学生番号と名前を書いてください。

### 東広島キャンパス（東広島市）

受付時間：（月～金） 8時30分～17時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
総合科学部	総合科学研究科支援室 総合科学科担当	082-424-6315	souka-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
	総合科学研究科支援室 国際共創学科担当	082-424-7988	
文学部	文学研究科支援室 学士課程担当	082-424-6613	bun-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
教育学部	教育学研究科支援室 学士課程担当	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
法学部 昼間コース	社会科学研究科支援室 法学部担当	082-424-7215	syakai-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部 昼間コース	社会科学研究科支援室 経済学部担当	082-424-7217	
理学部	理学研究科支援室 学士課程担当	082-424-7317	ri-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
工学部	工学研究科支援室 工学部担当	082-424-7524	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
生物生産学部	生物圏科学研究科支援室 学士課程担当	082-424-7915	sei-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
情報科学部	工学研究科支援室 情報科学部担当	082-424-7611	kou-gaku-gakubu@office.hiroshima-u.ac.jp
教育推進グループ教養教育担当		082-424-4218	gsyugaku-group@office.hiroshima-u.ac.jp

※教育推進グループ教養教育担当は総合科学部事務棟1階（場所はp.教養39参照）にあります。

### 霞キャンパス（広島市）

受付時間：（月～金） 8時30分～17時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
医学部	霞地区運営支援部 学生支援グループ医学部担当	082-257-5049	kasumi-gaku-m@office.hiroshima-u.ac.jp
歯学部	霞地区運営支援部 学生支援グループ歯学部担当	082-257-5614	kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp
薬学部	霞地区運営支援部 学生支援グループ薬学部担当	082-257-5777	kasumi-gaku-p@office.hiroshima-u.ac.jp

### 東千田キャンパス（広島市）

受付時間：（月～金） 12時30分～21時15分

所属学部	教務担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
法学部 夜間主コース	東千田地区支援室 法学部夜間主コース担当	082-542-6998	senda-gaku-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
経済学部 夜間主コース	東千田地区支援室 経済学部夜間主コース担当	082-542-6961	

## Ⅱ 教務・学生生活関係

1	諸手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	手続等 1
	※「事件・事故発生時の対応マニュアル」・・・・・・・・	手続等 3
2	「賞罰」及び「除籍」について・・・・・・・・	手続等 5
3	学生生活注意事項・・・・・・・・	手続等 6
4	国家試験について・・・・・・・・	手続等 8
5	保健管理センターについて・・・・・・・・	手続等 9



# 1 諸手続について

## 1. 各種手続について

以下の各項目については、事前の届出や所定の様式による手続等が必要ですので、注意してください。なお、不明な点は医学部学生支援グループ（082-257-5049）に問い合わせてください。

### ① 履修登録等

授業を受けるためには、各学期始めに広島大学学生情報の森「もみじ」を利用して履修登録をしなければなりません。＜広島大学学生情報の森「もみじ」は、本学の学生向けの情報を集めたポータルサイトです。＞

履修に関する各種の相談及び質問等は、医学部学生支援グループ窓口で対応します。

### ② 休学願

疾病その他の事故等（やむを得ない事由）により休学する場合は、休学願を提出して学部長の許可を得なければなりません。休学願を提出する際は、事前にチューターや学生支援グループに相談してください。（休学開始の時期や期間によって修業年限、授業料、奨学金等にも影響があります。）

なお、休学は真にやむを得ない事由による場合に認められるもので、安易な休学はできません。

### ③ 復学願

休学期間中に、その事由が消滅し修学を再開する場合には、復学願を提出して学部長の許可を受けなければなりません。

### ④ 欠席届

病気その他の事由により、やむを得ず授業を欠席する場合は、欠席届を提出して授業担当教員の承認を得なければなりません。

なお、広島大学では「公欠」制度はありません。また、欠席届の提出をもって出席の扱いになるものでもありません。

### ⑤ 退学願

退学を希望する場合は、退学願を提出して学長の許可を受けなければなりません。この場合、納入すべき授業料等が完納されていない場合には退学は許可されず、また、納入しない場合は除籍となりますので注意してください。

### ⑥ 留学願

外国の大学又は短期大学等で学修しようとするときは、所定の願書を提出して、学長の許可を受けなければなりません。

### ⑦ 事件・事故報告書

学生生活において、何らかの事件や事故にまきこまれた場合は、必ず学生支援グループ窓口（医学部担当）に届け出てください。（次々ページの「事件・事故発生時の対応マニュアル」参照）

### ⑧ 集会・行事届

学生が、課外活動等で集会や大きな行事をする場合は、集会・行事届を提出しなければなりません。

### ⑨ その他

- ・入学時に学生情報シートで届け出た内容に変更等（住所・電話番号の変更、改姓、保証人の変更など）が生じた場合は、速やかに届け出をしなければなりません。
- ・国家試験対策等の勉強やサークル活動等で講義室の使用や物品の借用もできますので、学生支援グループ窓口（医学部担当）へ相談してください。

## 2. 医学部に在籍する学生の父母等が死亡した場合の連絡について

医学部に在籍する学生の父母，配偶者又は子が死亡した場合には，学生支援グループ（医学部担当）へ連絡してください。

連絡先：学生支援グループ（医学部担当）

電話(082) 257-5049 又は 5050

## 3. 各種証明書の交付について

① 卒業見込証明書，学業成績証明書，在学証明書，学割証及び健康診断書（健康診断の結果，異常のある者を除く）については，証明書自動発行機を利用して取得してください。

なお，その他の証明書を必要とする場合は，学生支援グループ窓口の交付願簿に記入して請求してください。

② 学業成績表について

各学期の学業成績表は，各自オンラインで確認することができます。

なお，前期分の学業成績は10月の初めに，後期分の成績は次年度の4月初めにそれぞれ確認できます。

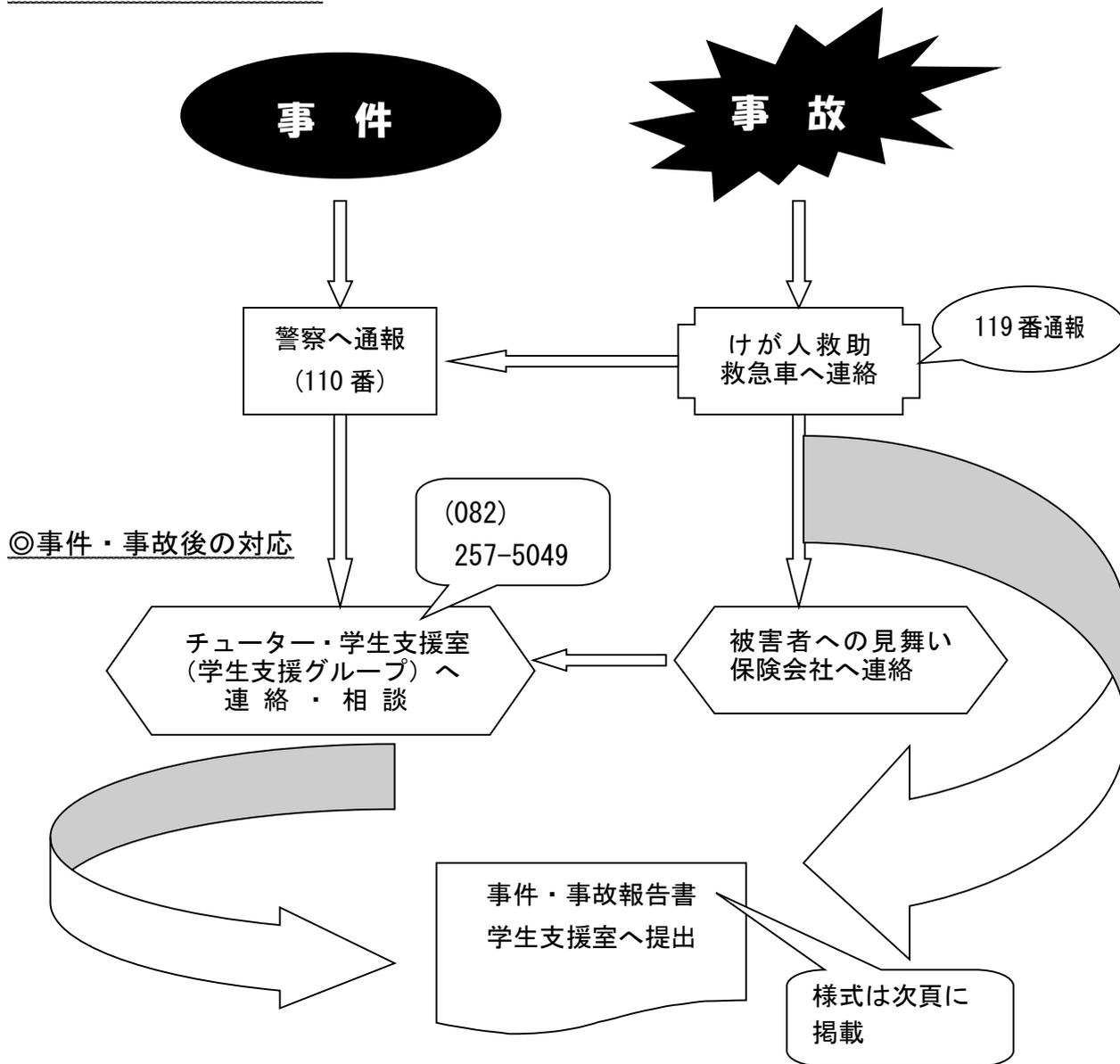
### 学業成績の送付について

本学では，平成16年度入学生から学部学生のご父母様等に対して，前年度までの単位修得状況及び当該年度前期の履修届を提出されている科目について入学翌年度から毎学年度の5月末を目途にお知らせすることとしています。

送付先については，「学生情報シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっていますので，転居等により「父母等の連絡先」が変更した場合は，速やかに届け出てください。

# 事件・事故発生時の対応マニュアル

## ◎事件・事故が起きたら



交通違反等を犯すと国家試験に合格しても免許を受けることができなくなることがあるので注意すること!

<覚書>

チューター (指導教員) 氏 名	連 絡 先
	(TEL)

# 事 件 ・ 事 故 報 告 書

平成 年 月 日届出

(ふりがな) 氏 名		学部・学科 (学生番号)	
現 住 所	電話番号 _____ 携帯電話 _____		
帰 省 先	電話番号 _____		
チューター氏名 (指導教員氏名)			
発 生 日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃		
場 所			
相 手 氏 名 (住所・電話等)			
事件・事故の概要 (ケガの程度・傷病名・病院名等を含め, 簡潔に記入すること。)			
発生原因 (具体的に記入すること。 例: アルバイトによる疲労から居眠り運転など)			
その他 (運転免許取得年月日等)			

## 2 「賞罰」及び「除籍」について

### <学長表彰>

- 本学では、学生が表彰に値する行為があるときは、学部長の推薦をもとに学長が表彰をすることがあります。
- 表彰の対象は、次のとおりとなっています。
  - (1) 学術研究活動において特に顕著な業績を挙げたと認められる者
  - (2) 課外活動において特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
  - (3) 社会活動において特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
  - (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為があったと認められる者

### <懲戒について>

- 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、懲戒処分となります。
- 懲戒の種類は、「訓告」、「停学」及び「退学」です。  
(ここでいう退学は、「自主退学」ではなく「強制退学」です。)
- 専門教育科目の期末試験等において不正行為を行った者は、その期に履修している専門教育科目の全てを「不可」とするとともに、「広島大学学生懲戒指針」により懲戒処分を行います。

### <除籍について>

- 除籍の対象となる事由は次のとおりです。
  - (1) 入学料免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しない者
  - (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
  - (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- 上記(3)については、授業料を滞納し年度末までになお納めない者は、3月31日をもって除籍になりますので注意してください。

### 3 学生生活注意事項について

#### <諸書類の提出期限厳守について>

在学中に学生として提出をしなければならない届出や願出等の書類は、相当多数にのぼります。これらは、その都度提出期限が指定されておりますので、期限を超過したものについては原則として受理されません。

もし、不注意により重要な書類の提出を怠ったり、提出期限を超過したりすれば、場合によっては卒業できなくなることもあり得ますので、提出期限は厳守してください。

#### <奨学金>

##### 1. 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、優れた学生で経済的理由により修学に困難がある人に対し、学資の貸与を行うことにより、国家及び社会に有意な人材を育成するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とする機関です。

貸与された奨学金は、卒業後返還することになりますが、返還金は後輩の奨学金として再び活用する仕組みになっています。

奨学金を希望する人は、自分の生活設計に基づき、奨学金の種類、申込条件、返還方法を十分考えて申し込んでください。

##### (1) 奨学金の種類及び貸与月額（平成31年度入学者の貸与額）

###### ① 第一種奨学金《無利子貸与》

・学部生—自宅 20,000 円, 30,000 円または 45,000 円

自宅外 20,000 円, 30,000 円, 40,000 円または 51,000 円

・大学院生—修士・博士前期課程 50,000 円または 88,000 円

博士後期課程, 博士医・歯・獣医学課程 80,000 円または 122,000 円

###### ② 第二種奨学金《有利子貸与》

貸与月額は、年収の区分に対応する月額の中から申込希望者が選択します。なお、卒業後の利率は年利3%を上限として変動します。

###### 【選択できる貸与月額】

学部生—20,000 万円～120,000 万円（10,000 万円単位）から選択

大学院生—50,000 円, 80,000 円, 100,000 円, 130,000 円, 150,000 円

##### (2) 貸与期間

原則として標準修業年限の終期までです。

##### (3) 募集時期、出願の方法、採用決定及び奨学金の交付等

定期採用については、その都度「もみじ」の奨学金のホームページに掲載します。

なお、家計急変、災害等で学資に困った時は、臨時に出願できる場合がありますので、学生支援グループ窓口にお問い合わせください。

##### (4) 奨学生の心得

学業成績が不振であったり、性行の状況が奨学生として適当でないと認められるときは、奨学金の交付が打ち切られます。また、家計が好転したときは、奨学金を辞退してもらうことになります。

##### (5) 奨学金の返還方法

奨学生は卒業・修了あるいは退学するときに所定の返還誓約書を提出しなければなりません。その際、今後の返還方法を月賦、月賦・半年賦併用の中から選択します。貸与が終了してから6

か月経過した後、定められた期間内に、ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫又は労働金庫の口座振替によって返還することになります。

(6) 返還猶予

奨学生が、卒業・修了後、上級校へ進学した場合、あるいは疾病等で返還が困難と認められた場合は、返還が猶予されます。

2. その他各種育英団体

各種育英事業団体は、全国に 600 団体以上ありますが、設立の趣旨並びに取扱要領（出願資格、手続、交付方法等）は、それぞれの団体によって異なります。大学を通して募集するものは、ほとんどが 4 月～6 月の間です。常に「もみじ」の奨学金のホームページの掲示に注意し、手続を行ってください。

<学割証について>

学割証は、年間（4 月～翌年 3 月）20 枚を限度として使用でき、取得は証明書自動発行機を利用することになります。他人の名義を使用したり、身分、氏名を偽り又は有効期限を経過したものを使用することはできません。

<学生の教室使用について>

授業又は公務に支障のない限り、学生は、研究その他の集会のため本学部の教室等を使用することができます。使用する場合は所定の用紙で学生支援グループ窓口へ申し込んでください。

<学生用ロッカールームについて>

授業中における着替えその他荷物などを保管できるよう、学生各人にロッカーを提供していますので、自主的に管理・使用してください。

ロッカーの使用にあたっては、特に火災予防、盗難予防を心がけてください。

<霞体育館の使用について>

(1) 霞体育館では次の施設が利用できます。

①体育場（バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球） ②音楽練習室 ③格技場（柔道、剣道、合気道、少林寺拳法） ④卓球場 ⑤団体連絡室 7 室 ⑥器具庫、倉庫 6 室 ⑦会議室 ⑧印刷室

①～⑥は長期使用施設、⑦⑧は短期使用施設です。

(2) 霞体育館の使用は原則として、日曜日、祝祭日、12 月 28 日～1 月 4 日以外の日で午前 9 時～午後 9 時までです。

(3) 長期使用施設の使用については、使用する団体連名で、所定の用紙に記入のうえ学生支援グループ窓口で手続きしてください。

(4) 短期使用施設の使用については、使用の都度、所定の用紙に記入のうえ学生支援グループ窓口で手続きしてください。

(5) 体育館は平日の正午～午後 1 時と、土曜日正午～午後 3 時の時間帯を職員に開放しますので使用希望者は、学生支援グループ窓口で、鍵を受け取り、使用後は同窓口（土曜日は基礎棟警備員室）に返却してください。

(6) 霞体育館を特別な行事に使用したい場合は、使用の 3 日前までに所定の用紙により所属部局の事務部を通じて学生支援グループ窓口へ申し込んでください。

(7) その他霞体育館については、学生支援グループ窓口で相談してください。

\* 霞体育館を使用する際は、1 階ホールに掲示してある使用心得を遵守してください。

## 4 国家試験について

### (1) 医師国家試験について

医師を志望する者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生学に関し、医師として有すべき知識及び技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、学校教育法に基づく大学において医学の課程を卒業した者となっており、本学部医学科卒業予定者は、出願することができます。

試験については、7月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

### (2) 看護師国家試験について

看護師を志望する者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。看護師国家試験は、看護師として必要な知識、技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、本学保健学科看護学専攻の卒業に必要な単位を取得すれば得ることができます。

試験については、例年8月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

### (3) 保健師国家試験及び受験資格について

保健師を志望する者は、保健師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。保健師国家試験は、保健師として必要な知識、技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、本学保健学科看護学専攻の卒業に必要な単位に加え、指定の保健師国家試験資格取得に必要な科目を修得することにより得ることができます。

試験については、例年8月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

### (4) 助産師国家試験及び受験資格について

助産師を志望する者は、助産師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。助産師国家試験は、助産師として必要な知識、技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、本学保健学科看護学専攻の卒業に必要な単位に加え、指定の助産師国家試験資格取得に必要な科目を修得することにより得ることができます。

試験については、例年8月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

### (5) 理学療法士国家試験について

理学療法士を志望する者は、理学療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。理学療法士国家試験は、理学療法士として必要な知識、技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、本学保健学科理学療法学専攻の卒業に必要な単位を取得すれば得ることができます。

試験については、例年9月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

### (6) 作業療法士国家試験について

作業療法士を志望する者は、作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。作業療法士国家試験は、作業療法士として必要な知識、技能について例年2月に実施されます。

受験資格は、本学保健学科作業療法学専攻の卒業に必要な単位を取得すれば得ることができます。

試験については、例年9月の官報に公告され、出願手続等については、学内掲示板や電子掲示板でお知らせします。

※ 各国家試験において、罰金以上の刑に処せられた者については、免許が発行されないことがあるので注意してください。

## 5 保健管理センターについて

保健管理センターは、本学の学生と教職員の体と心の健康をサポートし、疾病予防や健康増進を図ることを目的とした全学的施設であり、学生の諸々の悩みについての相談に応じています。

### 【主な業務内容】

#### (1) 定期健康診断

定期健康診断は、原則 4 月に実施されます。健康管理の一貫として、毎年必ず受診してください。日時や場所は、学内掲示板や電子掲示板等でお知らせします。なお、随時の健康診断は行わないので注意してください。

また、定期健康診断の受診者には健康診断証明書等を発行しますが、未受信者には発行できません。再検査未受診の場合も発行できないことがありますので、必ず定期健康診断を受診してください。

#### (2) 相談、診療等

##### 1) 健康・保健相談

医師または看護師が健康管理全般にわたって、相談に応じます。

##### 2) 内科診療

内科医が診療します。内科以外でも体に異常や不安を感じるがあれば、情報提供や助言、必要に応じて、外部医療機関を紹介します。

##### 3) 応急処置

ケガに対しての応急処置を行います。場合により、専門医への紹介を行います。体調不良の場合は、休養室で休むこともできます。

##### 4) カウンセリング・学生相談（予約制）

カウンセラー（臨床心理士）が相談に応じます。心身の不調や人間関係、自分の性格、進路の相談などで悩んでいる方は、利用してください。

##### 5) メンタルヘルス（精神科相談・診療）（予約制）

精神科医が精神面での健康相談に応じます。「やる気がでない」「体がだるい」「眠れない」「不安でしょうがない」「緊張する」などの症状で悩んでいる方は利用してください。

##### 6) 婦人科健康相談（予約制）

女性婦人科医が相談に応じます。

##### 7) 泌尿器科健康相談（予約制）

泌尿器科医が相談に応じます。

##### 8) 歯科健康相談（予約制）

### 【留意事項】

1. 予約制のものは随時予約を受け付けています。電話、メール、もしくは直接来室して予約してください。

2. 健康診断証明書は、証明書自動発行機でも発行できます。発行できない場合は、保健管理センターで申し込んでください。

※ 詳しくは保健管理センターホームページをご覧ください。

URL : <http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/>



# III 諸規則





## 目 次

1	広島大学通則	規則 2
2	広島大学医学部細則	規則 13
3	広島大学学生交流規則	規則 17
4	広島大学学位規則	規則 19
5	広島大学授業料等免除及び猶予規則	規則 26
6	広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則 30
7	広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則 33
8	広島大学科目等履修生規則	規則 35
9	広島大学学生表彰規則	規則 38
	※広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ	規則 39
10	学生表彰基準	規則 40
11	広島大学学生懲戒規則	規則 41
12	広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則	規則 44
13	広島大学学生生活に関する規則	規則 45
14	広島大学学生証取扱細則	規則 47
15	広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則 49
16	広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則	規則 50
17	身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	規則 51
18	社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則 52
19	期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則 53
20	広島大学研究生規則	規則 54
	※広島大学研究生規則医学部取扱内規	規則 55
21	広島大学外国人研究生規則	規則 56
22	広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則 58
23	広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則	規則 64
24	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則 73
25	広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則 75
26	学業に関する評価の取扱いについて	規則 77
27	気象警報の発表、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における 授業等の取扱いについて	規則 78
28	広島大学霞地区体育館使用細則	規則 79
29	広島大学医学部自治会会則	規則 81
	広島大学医学部自治会細則	規則 82
	広島大学医学部自治会運動部および文化部細則	規則 83

○広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

第 1 章 総則(第 1 条-第 9 条)

第 2 章 入学(第 10 条-第 18 条)

第 3 章 教育課程(第 19 条-第 27 条)

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条-第 31 条)

第 5 章 休学及び退学(第 32 条-第 35 条)

第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条-第 38 条)

第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条-第 43 条)

第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条-第 46 条)

第 9 章 授業料(第 47 条-第 51 条)

第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条-第 54 条)

第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部(以下「学部」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

- 総合科学部
  - 総合科学科
  - 国際共創学科
- 文学部
- 教育学部
  - 第一類(学校教育系)
  - 第二類(科学文化教育系)
  - 第三類(言語文化教育系)
  - 第四類(生涯活動教育系)
  - 第五類(人間形成基礎系)
- 法学部
- 経済学部
- 理学部
  - 数学科
  - 物理学科
  - 化学科

- 生物科学科
- 地球惑星システム学科
- 医学部
  - 医学科
  - 保健学科
- 歯学部
  - 歯学科
  - 口腔健康科学科
- 薬学部
  - 薬学科
  - 第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)
  - 第二類(電気電子・システム情報系)
  - 第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)
  - 第四類(建設・環境系)
- 工学部
  - 生物生産学部
  - 情報科学部

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。(収容定員)

第 3 条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。(修業年限)

第 4 条 本学の修業年限は、4 年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6 年とする。

第 5 条 第 52 条の 2 に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の 2 分の 1 を超えないものとする。(在学年限)

第 6 条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8 年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12 年とする。

3 工学部の在学年限は、6 年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができ。

## 第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入學することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものである者
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入學した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものである者(入学出願手続)

第12条 本学に入學を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあつては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 第13条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあつては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

(検定料の免除)

第12条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学生入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学生入学として入学を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者

- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願いだした者
- 2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入学を願いだした者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。
- 3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。  
(合格者の決定)
- 第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。  
(入学手続)
- 第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学金282,000円(夜間主コースにあつては141,000円)を納付しなければならない。  
(入学金の免除及び徴収猶予)
- 第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学金の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学金の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、入学金の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。  
(入学許可)
- 第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学金の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。  
(検定料及び入学金の返還)
- 第17条 既納の検定料及び入学金は、返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。
- (1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となつたとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)
- (2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)
- (3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかつたとき その検定料相当額

- (4) 入学金を納付した者が入学手続書類を提出しなかつたとき その入学金相当額  
(編入学)
- 第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。
- 2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。  
第3章 教育課程  
(教育課程の編成及び履修方法等)
- 第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。
- 2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。
- 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。
- 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。
- 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。  
(授業の方法)
- 第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で開催させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で開催させる場合についても、同様とする。  
(単位数の計算の基準)
- 第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野にお

ける個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、森戸国際高等教育学院において開設するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出

たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、

各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。
- 第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。
- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。
- 第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 3 短期大学又は高等専門学校等の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。
- (第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)
- 第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。
- 第5章 休学及び退学(休学)
- 第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留學生事業により受け入れられた韓国人留學生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願ひ出て許可を受けなければならぬ。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移るときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに關し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移るときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学期間の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に關し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に關し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの

(2) 所定の在学期間に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位以上、薬学部薬学科にあつては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に關する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位。以下同じ。)の場合、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によつて64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては128単位、薬学部薬学科にあつては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部3年以上在学したものと(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場

合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあっては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあっては4月、後期にあっては10月に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日

(3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日

(4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数が

あるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間が修業

縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

4 前3項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第54条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 厚生施設等

(厚生施設)

第55条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第56条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までには、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
		平成16年度 平成17年度 平成18年度

法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
	総計	9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度には、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
	総計	9,840

4 平成15年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成16年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和26年10月1日制定。以下「旧規程」という。))については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成21年3月31日規則第14号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成21年度から平成36年度までには、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員		収容定員	
	医学科	医学部計	総計	医学科
平成21年度	110	2302,350	610	1,130
平成22年度	117	2372,357	627	1,147
平成23年度	117	2372,357	644	1,164
平成24年度	117	2372,357	661	1,181
平成25年度	120	2402,357	681	1,201

平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

3 歯学部口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044

平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 50 号)

- この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 医学部の保健学科及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員	
	保健学科	医学部計
平成 27 年度	500	1,211
平成 28 年度		1,194
平成 29 年度		1,197
平成 30 年度		1,195
平成 31 年度		1,190
平成 32 年度		1,175
平成 33 年度		1,160
平成 34 年度		1,145
平成 35 年度		1,130
平成 36 年度		1,120

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 51 号)

- この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 全学部の入学定員並びに教育学部の第一類(学校教育系)及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規





○広島大学医学部細則

	計	445	15	1,810
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
情報科学部	情報科学学科	80	5	330
	計	2,323	80	9,844

(平成 16 年 6 月 10 日学部長決裁)

<b>改正</b>	平成 17 年 1 月 13 日	一部改正	平成 18 年 3 月 31 日	一部改正
	平成 18 年 12 月 7 日	一部改正	平成 19 年 12 月 6 日	一部改正
	平成 20 年 3 月 5 日	一部改正	平成 20 年 12 月 4 日	一部改正
	平成 21 年 8 月 26 日	一部改正	平成 21 年 12 月 3 日	一部改正
	平成 22 年 3 月 19 日	一部改正	平成 23 年 2 月 3 日	一部改正
	平成 24 年 3 月 19 日	一部改正	平成 25 年 3 月 19 日	一部改正
	平成 26 年 3 月 27 日	一部改正	平成 27 年 3 月 19 日	一部改正
	平成 28 年 3 月 17 日	一部改正	平成 28 年 10 月 13 日	一部改正
	平成 29 年 3 月 17 日	一部改正		

広島大学医学部細則  
(趣旨)

第 1 条 広島大学医学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)、広島大学教育プログラム規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 5 号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成 18 年 2 月 14 日規則第 6 号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(学科及び専攻)

第 2 条 本学部に、次の学科及び専攻を置く。

- 医学科
- 保健学科
- 看護学専攻
- 理学療法学専攻
- 作業療法学専攻

(教育研究上の目的)

第 3 条 医学科は、医師及び医学研究者を育成し、社会に貢献することを目的とする。

2 保健学科は、看護学、理学療法学及び作業療法学領域の能力に優れた人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。

(保健学科の各専攻の入学定員)

第 3 条の 2 保健学科の各専攻の入学定員は次のとおりとする。

- (1) 看護学専攻 60 人
- (2) 理学療法学専攻 30 人
- (3) 作業療法学専攻 30 人

(教育課程)

第4条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次の表のとおりとする。

学科名	専攻名	主専攻プログラム名
医学科	—	医学プログラム
保健学科	看護学専攻	看護学プログラム
	理学療法学専攻	理学療法学プログラム
	作業療法学専攻	作業療法学プログラム

3 医学科に広島大学医学部医学科・大学院医歯薬保健学研究科連携 MD-PhD コース（以下 MD-PhD コースという。）を置く。

4 MD-PhD コースに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第5条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(履修手続)

第6条 各学期に開講する授業科目及び担当教員名等は、その学期の始めに公示する。

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

2 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

第8条 他学部の学生は、本学部の授業科目を履修しようとするときは、前条第1項の手続を行わなければならない。

(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第9条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(第1年次に入学した者の既修得単位数等の認定)

第10条 広島大学既修得単位数等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位数等の認定単位数は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定については、広島大学医学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て学部長が行う。

3 既修得単位数等の認定を受けようとする者は、入学した年度の6月30日までに学部長に申請しなければならぬ。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第11条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に関する授業科目を履修して単位を修得した場合は、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。  
(教育課程の修了)

第12条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第1及び別表第2に規定する単位を修得することによる。

(単位数の計算の基準)

第13条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。  
(試験)

第14条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

2 試験は、原則として当該授業科目の授業の終了した学期末に行う。ただし、授業科目によりレポート又は平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

3 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。

4 授業実施時数の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続を経て欠席した場合で、その欠席が病气その他のやむを得ない事由によると認められるときは、当該授業科目担当教員の判断によるものとする。

(到達度の評価)

第15条 通則第19条の5に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

2 前項の到達度の評価は、別に定める教育プログラムの学習の成果の評価項目と評価基準に基づき、「優秀」「極めて優秀」、「優秀」及び「良好」の3段階で行う。

(教員免許)

第16条 保健学科看護学専攻の学生は、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省

令第26号)に定める所要の単位を修得したときは、次に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類 養護教諭一種免許状

2 前項に定める授業科目及びその履修方法については、別に定める。

(休学)

第17条 学生は、休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生は、休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第18条 学生は、退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第19条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部に転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(登録プログラムの変更)

第20条 学生は、本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、転学科又は転専攻の許可を得なければならない。

2 転学科又は転専攻について必要な事項は、別に定める。

3 学生は、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第21条 本学部の卒業の要件は、本学部に通則第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、別表第1及び別表第2に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

第22条 削除

(雑則)

第23条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年6月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 平成15年度以前に入学した学生については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、この細則に規定する授業科目を履修させることができる。

附 則(平成17年1月13日 一部改正)

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前に入学した学生の教育課程履修方法等については、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日 一部改正)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月7日 一部改正)

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月6日 一部改正)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月5日 一部改正)

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月4日 一部改正)

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年8月26日 一部改正)

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成 27 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 10 月 13 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 17 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 5 条第 2 項及び第 12 条関係)

教養教育科目履修基準表

医学科

[別紙参照]

保健学科看護学専攻

[別紙参照]

保健学科理学療法学専攻

[別紙参照]

保健学科作業療法学専攻

[別紙参照]

別表第 2(第 5 条第 3 項及び第 12 条関係)

専門教育科目履修基準表

医学科

[別紙参照]

保健学科看護学専攻

[別紙参照]

保健学科理学療法学専攻

[別紙参照]

保健学科作業療法学専攻

[別紙参照]

附 則(平成 21 年 12 月 3 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 2 月 3 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に 2 項を加える改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 19 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学医学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 17 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## ○広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

### 広島大学学生交流規則

#### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条～第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条～第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)

#### 附則

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 1 5 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に關する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。))の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)

- (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

### (3) 国際連合大学

4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に關して行う協議をいう。

5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に關して行う協議をいう。

### 第 2 章 派遣学生

#### (取扱いの要件)

第 3 条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究所にあつては研究所の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第 1 項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。(出願手続)

第 4 条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならぬ。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。(派遣の許可)

第 5 条 派遣学生の願い出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めるときは、当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。(履修期間)

第 6 条 派遣学生の履修期間は、1 学期又は 1 学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めるときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して 2 年を超えない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(国際・平和・基金担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がり認められないとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が舊学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者(広島大学森戸国際高等教育学院3+1プログラムに志願する者を除く。)は、次の各号(他の各号(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定め

ある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

(1) 本学所定の特別聴講学生願

(2) 在学証明書及び成績証明書

(3) 所属大学等の長の推薦書

(4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学科及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校(以下「本学」)の授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業料について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学森戸国際高等教育学院3+1プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは、履修する期間に応じ次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(1) 3ターム 399,600円

(2) 4ターム 532,800円

5 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

2 この規則に定めるもののほか、広島大学森戸国際高等教育学院 3+1 プログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成 30 年 10 月 1 日規則第 125 号)

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

○広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附 則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試験に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。
- 3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。))が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。
- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。))に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。  
(審査委員会・試問委員会)
- 第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。
- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。  
(試験及び試問の方法)
- 第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。
- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。  
(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。))の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。  
(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。  
(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならぬ。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができ、この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

#### 第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
  - (2) その名譽を汚辱する行為があったとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。
- (学位記及び申請書等の様式)
- 第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。
- (その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した学生の修士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

#### (略)

附 則(平成30年3月30日規則第58号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 別表第1(第3条第1項関係)

修士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法専攻及び作業療法専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	
情報科学部	情報科学	

#### 別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称

法務研究科 法務博士(専門職)

	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
理学研究科	マネジメント	マネジメント
	理学	理学
	工学	工学
先端物質科学研究科	学術	学術
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
	公衆衛生学	保健学
	工学	工学
	学術	学術
	農学	農学
	学術	学術
生物学研究科	学術	学術
	教育学	教育学
国際協力研究科	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
教育学研究科	教職修士(専門職)

別記様式第 1 号(第 16 条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式

(大学を卒業した場合)

卒業証書	学位記	氏名	年 月 日 生	第 号	割 印
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程(〇〇プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め学 士(「専攻分野」)の学位を授与する					
			年 月 日		
		広島大学〇〇学部長			印
		広島学部長			印

別記様式第 2 号(第 16 条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(大学院の課程(博士課程リーダー養成プログラム及び専門職学位課程を除く。)を修了した  
場合)

学位記	氏名	年 月 日 生	第 号	割 印	
修士課程 博士課程前期 博士課程					
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の 〇〇を修了したので修(博)士(「専攻分 野」)の学位を授与する。					
		年 月 日			
				広島大学 印	

別記様式第3号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式  
(博士課程リーダー育成プログラムを修了した場合)

学位記	氏名	年 月 日 生	第 号	割 印
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程(○○プログラム)を修了したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。				
		年 月 日	年 月 日 生	印
			広島大学	

別記様式第5号(第16条関係)

学位記	氏名	年 月 日 生	第 号	割 印
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試問に合格したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。				
		年 月 日	年 月 日 生	印
			広島大学	

備考 第6条第4項の規定により各研究科が定める年限内に学位論文を提出した者に授与する学位記の様式は、この様式中「試問」を「試験」に代えたものとする。

別記様式第6号(第16条関係)

第2条第3項の規定により授与する学位記の様式  
(学位論文提出による場合)

学位申請書	氏名	年 月 日 生	第 号	割 印
貴学位規則第4条第3項の規定に基づき学位論文、論文要旨、履歴書及び審査手数料○○円を添えて博士(「専攻分野」)の学位の授与を申請いたします。				
広島大学長 殿	氏名	年 月 日 生	年 月 日 生	印

別記様式第4号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式  
(専門職学位課程を修了した場合)

学位記	氏名	年 月 日 生	第 号	割 印
本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○修(博士(専門職))の学位を授与する。				
		年 月 日 生	年 月 日 生	印
			広島大学	



## ○広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

### 広島大学授業料等免除及び猶予規則 (趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 4 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 5 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。  
(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの  
(2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
  - (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者
- 2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようと

する場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 1 4 日以内に提出しなければならない。

3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

- (1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日
- (2) 10 月入学者 当該年度の 2 月末日

4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第 2 項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除)

第 3 条の 2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生(以下「光り輝く奨学生」という。)に係る入学料の免除については、広島大学奨学制度に関する規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 6 号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー養成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第 3 条の 3 広島大学大学院博士課程リーダー養成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー養成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー養成プログラムの規則(平成 24 年 9 月 18 日規則第 122 号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第 4 条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第 3 条第 3 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第 3 条第 4 項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第 3 条第 5 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。  
(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレントストゥデューデントスカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生及びび光り輝く奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生及びび光り輝く奨学生の授業料免除については、広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(入学前奨学制度に対する授業料免除)

第5条の4 広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については、広島大学入学前奨学制度規則(平成29年2月21日規則第6号)の定めるところによる。

(給付奨学金制度による給付奨学生に対する授業料免除)

第5条の5 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生の授業料については、全額免除とする。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、

学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前分期 当該年度の8月末日

(2) 後分期 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届けなければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学科及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成30年3月19日規則第24号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条第2項関係)

入 学 料 免 除 申 請 書		平 成	年	月	日
広島大学長	殿				
※ 学 部	※ 学 科 ・ 類 ( 系 )				
研究科	※ 修 士 ・ 博 士 前 期 ・ 博 士 後 期 ・ 博 士				
専攻科	※ 専 門 職 学 位				
	専 攻				
入 学 年 月	平 成	年	月	※ 入 学 ・ 編 入 学	
フリガナ					
氏 名				受 験 番 号	
平成 年度入学科の免除を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。 なお、記載事項は事実と相違ありません。					
(免除申請をするに至った理由)					
(主たる家計支持者が無職・失職中の場合の生活費の出所)					



別記様式第4号(第8条第2項関係)

授業料月割分納許可申請書		平成	年	月	日
広島大学長 殿					
学部	※ 学科・課程・類(系)				
研究科	※ 修士・博士前期・博士後期・博士				
専攻科	※ 専門職学位				
専攻					
入(進)学年月	平成	年	月	※ 入学・進学・編入学	学年
フリガナ					年
氏名				学生番号	
平成	年度	期分の授業料月割分納を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。			
		なお、記載事項は事実と相違ありません。			
(月割分納申請をするに至った理由)					

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則  
(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第31条第4項及び広島大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第36条第3項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第1年次に入学者又は大学院に入学者の既修得単位等の認定に關し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第2条 通則第31条第1項及び第2項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第31条第3項又は大学院規則第36条第2項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第3条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4月入学者にあつては入学した年度の6月30日までに、10月入学者にあつては入学した年度の12月28日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の6月30日までに、別記様式第1号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第4条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第2条第1項及び第2項の規定に基づき定められた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第5条 所属学部等の長は、前条第1項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第2号又は別記様式第3号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかつたときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

既修得単位等認定願

平成 年 月 日

(所属する学部又は研究科の長)

広島大学 長 殿

所属

学生番号

氏名

印

広島大学通則第31条

広島大学大学院規則第36条 の規定により既修得単位等の認定を受けたいので、

成績証明書を添付の上、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする既修得単位等		認定を希望する広島大学の授業科目名等
既修得授業科目名等	修得単位数等	区分
	単位を修得した大学(短期大学)・学部名又は研究科名、学修した講習名等	授業科目

(注)1 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

2 区分欄には、広島大学の各学部又は各研究科で定める授業科目の区分を記入すること。

3 成績証明書のほか、認定証明書、授業内容、学修内容を記載したシラバス等必要な書類を添付すること。

別記様式第2号(第5条第1項関係)

既修得単位等認定通知書(学部学生用)

学生番号

氏名

広島大学通則第31条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものと  
して単位を認定する。

平成 年 月 日

(所属する学部の長)

広島大学 長 印

認定する授業科目及び単位数等		認定の基礎となった既修得単位等	
区分	授業科目 認定単 位数	評 価 等	修得単 位数等
単位を修得した大学(短期大学)・学部名、学修した講習名等			
備考			
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」、「優」、「良」、「可」の4段階で表記し、単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。			

別記様式第3号(第5条第1項関係)

既修得単位等認定通知書(大学院学生用)

学生番号

氏名

広島大学大学院規則第36条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものと  
して単位を認定する。

平成 年 月 日

(所属する研究科の長)

広島大学 長 印

認定する授業科目及び単位数等			認定の基礎となった既修得単位等	
区分	授業科目 認定単 位数	評 価 等	既修得授業科目名等	修得単 位数等
単位を修得した大学院・研究科名				
備考				
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」、「優」、「良」、「可」の4段階で表記し、単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。				

○広島大学転学部の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学転学部の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 36 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。))における転学部の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 転学部は、本学に在学する学生で、所属学部及び志望学部の教授会が学生の適性上転学部させることによりその能力を伸長させることになると認められるときに、許可することがある。

(公示)

第 3 条 各学部長は、転学部を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を決定し、12 月 15 日までに学長へ届け出るものとする。

2 学長は、1 月 10 日までに各学部の選考方法を公示するものとする。

(手続)

第 4 条 転学部を志望する者は、転学部願(別記様式第 1 号)を 2 月 1 日から 2 月 10 日までに所属学部のチャーターを経て所属学部の長に提出しなければならない。

2 前項により出願できる学部は、一の学部に限るものとする。

3 所属学部のチャーターは、転学部を志望する者から志望理由を聴取の上、調査書(別記様式第 2 号)を作成するものとする。

4 転学部の志望を認めた所属学部の長は、2 月末日までに志望学部の長に転学部願及び調査書を送付するものとする。

(選考方法)

第 5 条 転学部願を受理した志望学部は、志望の動機、入学試験の成績、学業成績、面接、小論文、筆記試験、実技検査等を組み合わせて総合的に判定し、受入れの可否を決定するものとする。

2 志望学部の長は、学長へ転学部許可の申請を 3 月 31 日までに終えるものとする。

(許可の時期)

第 6 条 転学部の許可の時期は、4 月 1 日とする。

(配属年次)

第 7 条 転学部を許可された者のカリキュラム上の配属年次は、原則として 2 年次とする。

(在学年限)

第 8 条 転学部を許可された者の残りの在学年限は、転学部先の学部における所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(転学部の制限)

第 9 条 転学部を許可された者は、原則として再び転学部を願い出ることではない。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 20 日 一部改正)

1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年度以前に入学した学生の転学部に関する取扱いについては、この細則による改正後の広島大学転学部の取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

チャーター印

調 査 書

転学部願  
 広島大学長 殿  
 学部  
 学生番号  
 氏名  
 年 月 日生

私こと、下記のとおり転学部したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

転学部希望日 平成 年4月1日 学部  
 希望学部 学科・類  
 専攻・コース  
 プログラム

理由(詳細)

平成 年 月 日  
 本人氏名  
 父母等氏名

現住所  
 電話

- (注) 1. 「父母等氏名」は、父母又はこれに代わる者とするこ  
 と。外国人留学生は、日本国内に在住する者とするこ  
 と。  
 2. 「氏名」欄及び「本人氏名」欄は、必ず願出者本人が  
 自署し、「父母等氏名」欄は必ず父母等本人が自署する

学生番号										
ふりがな										
氏名	年 月 日生		性別							
所 属	学部		学科・類		専攻・コース プログラム					
志 望	学部		学科・類		専攻・コース プログラム					
入学前の 学 歴	昭和・平成		年 月 卒業		所在地		都道府県		市 郡	
					所在地		都道府県		市 郡	
					所在地		都道府県		市 郡	
在学中の 異動(休 学・改姓 等)	事 項	期	問 事		由					
父 母 等	氏 名		(〒 )		続柄					
	住 所				TEL		( )			
趣味特技										
総合所見										
										チャーター氏名 印

○広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」とい  
う。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下  
「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」とい  
う。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部(かつては通則第 11 条各号  
に規定する者、大学院にあっては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において  
科目等履修生として適当と認められたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようと  
する者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は  
学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部  
又は研究科を経て、学長に願い出なければならぬ。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歷書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カー  
ドの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下  
「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の  
推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法  
により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出す  
るとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

入 学 試 験 成 績										
選抜の種類					成績順位					受験番号
一般選抜(前期日程・後期日程) 広島大学AO選抜 (総合評価方式—I型、II 型、III型) (フェニックス方式) (対象別評価方式)					人 中 位					
試 験	国 語	地 歴	公 民	数 学	理 科	外 国 語	実 技	小論文 合問題 面接	合計点	調査書 評定平 均値
大学入試 センター 試験										
一般選抜										
広島大 学AO選 抜	第 1 次 選 考				第 2 次 選 考					

(注) 1 広島大学AO選抜の第1次選考及び第2次選考の欄については、審査内容、評価等  
を記入すること。

2 この調査書には、本学での学業成績表を添付すること。

- 第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。
- 2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学科は、納付を要しない。
- (授業料)
- 第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業料について14,800円の授業料を納付しなければならない。
- 2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。
- (現職教育職員の検定料等)
- 第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学科は、納付を要しない。
- 2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。
- (既納の検定料、入学科及び授業料の返還)
- 第9条 既納の検定料、入学科及び授業料は、返還しない。
- (実験、実習等の費用)
- 第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。
- (単位の授与)
- 第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。
- 2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。
- (証明書の交付)
- 第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。
- (大学の命ずる退学)
- 第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めるときは、退学を命ずることができる。
- (履修許可の取消し)
- 第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上からないと認めるとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。
- (雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### (略)

附 則(平成24年8月30日規則第119号)

この規則は、平成24年8月30日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成24年7月9日から適用する。

別記様式(第4条第1項関係)

2 「承諾印」欄は、事前に受講が可能であることを授業担当教員に確認の上、押印を依頼すること。

3 許可願は、学部又は研究科ごとに別業とすること。

年 月 日

広島大学長 殿

ふりがな

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

科 目 等 履 修 生 許 可 願

貴学科目等履修生として下記のとおり履修したいので、御許可願います。

記

最終卒業学校								
現 職								
履修希望学部名 又は研究科名								
履 修 期 間	自	年	月	日	至	年	月	日
履 修 理 由								
授 業 科 目	単 位 数	前・後 通 年 の 別	単 位 認 定 の 要・不 要	承 諾 印	履 修 証 明 プ ロ グ ラ ム 履 修 生 と して の 履 修 の 有 無	有・無	有・無	有・無
同一年度における他の学部又は研究科での履修の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
有の場合は学部名又は研究科名〔 同一年度における履修証明プログラム履修生としての履修の有無 有の場合はプログラム名〔 有の場合はプログラム名〔								

(注) 1 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

○広島大学学生表彰規則

(平成16年4月1日規則第14号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
  - (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があつたと認められる者
  - (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
  - (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があつたと認められる者
- (表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育・東千田担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があつたときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。  
(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成28年4月1日規則第86号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## ○広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ

平成 17 年 2 月 10 日  
学部長決裁

改正 平成 21.3.19

広島大学医学部学生表彰内規に関する申合せ

(趣旨)

第 1 この申合せは、広島大学医学部学生表彰内規(平成 17 年 2 月 10 日学部長決裁。以下「内規」という。)第 9 条の規定に基づき、広島大学医学部学生の表彰の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第 2 表彰の時点において、死亡又は卒業等により学籍を離れている者についても、その者の在学中に行った行為が死亡又は卒業等の後に高く評価されたときは、内規第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

(表彰候補者の推薦方法)

第 3 内規第 3 条に定める表彰候補者の推薦は、別記様式により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

(重複表彰)

第 4 重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された者に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

(表彰の方法)

第 5 表彰は、次の方法により行う。

(1) 内規第 5 条により授与される表彰の様式は、別に定める。

(2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与することができるものとする(例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)。)

(公表)

第 6 内規第 7 条による表彰を受けた者の公表は、医学部ホームページ及び医学部内掲示板等への掲示等の方法により行うものとする。

(表彰の基準)

第 7 表彰の基準は、次のとおりとする。

(1) 学術研究活動に関する表彰について

ア 学部生

学部生については、成績優秀者を表彰の対象とするものとし、選定する方法は、各学科に委ねるものとする。

イ 大学院生

大学院生については、研究論文、研究業績等が国内外の学界において特に高い評

価を受けた者がいる場合に、表彰の対象として考慮するものとする。

(2) 課外活動に関する表彰について

ア 体育系

体育系の課外活動における成績としては、次の各レベルを想定することができるが、一応の目安として「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

○体育活動でオリンピック、世界選手権、アジア大会、国民体育大会及び日本選手権等の権威ある競技会に出場した者

○体育活動で全国規模の競技会での入賞者及びそれに準じる者

○体育活動でブロック規模(西日本大会、中国・四国地区大会、中国地区大会)の競技会での優勝者及びそれに準じる者

○医学系など限られた学生のみが参加できる体育系統競技会では、全国大会あるいは西日本大会での優勝者

イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、次の各レベルを想定することができるが、一応の目安として「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

○芸術・文化活動で権威ある国際レベル又は国内最高レベルのコンクール等に出場した者

○芸術・文化活動で全国規模のコンクール等での高い評価を得た者及びそれに準じる者

○芸術・文化活動でブロック規模(西日本大会、中国・四国地区大会、中国地区大会)のコンクール等での最も高い評価を得た者及びそれに準じる者

(3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無、新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され、医学部学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附 則

この申合せは、平成 17 年 2 月 10 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日 一部改正)

この申合せは、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。

## ○広島大学学生表彰基準

(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)

### 広島大学学生表彰基準

#### 1 表彰の対象者について

表彰の時点において、死亡、卒業等により学籍を離れている者についても、その者の在学中に行った行為が死亡、卒業等の後に高く評価されたときは、広島大学学生表彰規則(平成16年4月1日規則第14号。以下「規則」という。)第1条及び第2条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

#### 2 表彰候補者の推薦方法について

規則第3条に規定する表彰候補者の推薦は、所定の書面により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

#### 3 審査会について

規則第4条に規定する審査会は、教育研究評議会の構成員を中心に、学長が指名する者若干人をもって組織するものとする。

#### 4 重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

#### 5 表彰の方法について

(1) 規則第5条の規定により授与される表彰の様式は、別に定める。

(2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする(例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)

#### 6 表彰の公表について

規則第7条の規定により表彰を受けた者の公表は、学報等に掲載することにより行うものとする。

#### 7 表彰の基準について

(1) 学術研究活動に関する表彰について

##### ア 学部生

##### 「成績優秀者」

①

各学部は、各年度において卒業する学生の中から、原則として1人の「成績優秀者」を選定し、推薦するものとする。

その他

②

上記の「成績優秀者」とはならなかったが、所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績をあげた者については、別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

##### イ 大学院生等

各研究科等は、研究論文、研究業績等が国内外の学界において特に高い評価(学会賞の受賞又は評価の高い学術誌への発表等)を受け、本学の名誉を高めた者がいる場合に表彰の対象として考慮するものとし、推薦は原則として1人とする。

#### (2) 課外活動に関する表彰について

##### ア 体育系

体育系の課外活動における成績としては、「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

##### イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

#### (3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無、新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

#### (4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され、本学学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

##### 附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成30年3月14日 一部改正)

この基準は、平成30年3月14日から施行する。

## ○広島大学学生懲戒規則

(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)

### 広島大学学生懲戒規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 41 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に並び、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ 有期の停学 3 月未満の停学で、確定期限を付すもの

ロ 無期の停学 3 月以上の停学で、確定期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

- (3) 退学 学生としての身分を失わせること。

(懲戒の要否等の決定)

第 3 条 懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量は、学生による事件事故に係る原因行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとする。

2 原因行為の悪質性の認否に当たっては、学生の主観的態様、行為の性質、当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において、過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は、より悪質性が高いものとみなす。

3 結果の重大性の認否に当たっては、精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度、物的損害の有無及びその程度、当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(学部等の長の指導)

第 4 条 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、学部又は研究科(以下「学部等」という。)の長は、学生に対し、嚴重注意その他の指導(以下「学部等の長の指導」という。)を行うことができる。

(懲戒の処分量の標準例)

第 5 条 懲戒の処分量の標準例は、別表のとおりとする。

(事件事故の報告)

第 6 条 学生による事件事故(ハラスメント及び不正受験を除く。)が発生した場合は、当該学生が所属する学部等の長は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査を行い、その調査の結果を学長に報告するものとする。

## (事実関係の調査)

第 7 条 学部等の長は、事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては、原則として、学生から事情聴取を行わなければならない。

2 学生が刑事法上の身柄拘束等をされていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができるとする。

3 事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ、学生が異議を述べている場合は、当該学生の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など、特別な状況があるときに限り、当該事実があったと認定できるものとする。

(審査会)

第 8 条 学長は、第 6 条の規定により報告があった事件事故について、懲戒を検討する必要があると認めるとき(ハラスメントにあつては、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議した事案において、評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき)は、学生懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

2 審査会は、副学長(学生支援担当)、当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若千人で組織するものとし、事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。

3 審査会は、第 6 条の報告(次項の規定により追加の調査を行った場合は、当該調査の結果の報告を含む。)に基づき、学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において、審査会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

4 審査会は、必要に応じて、学部等の長に対して、当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め、又は追加の調査を求めることができる。

5 審査会は、審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

(審査の結果の通知)

第 9 条 学長は、前条第 5 項の報告を受けたときは、審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(学部等における審議)

第 10 条 学部等の長は、前条の通知があつたときは、学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

(評議会への諮問)

第 11 条 学長は、審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を

第20条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式第2号)により学内に告示するものとする。

(証明書類等への記載の禁止)

第21条 本学が作成する成績証明書その他の証明書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容を記載してはならない。

(守秘義務)

第22条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 広島大学学生懲戒指針(平成16年4月1日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成22年9月21日学長決裁)は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月14日規則第16号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

懲戒の処分量の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人、強盗、強制性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺行為	退学、停学又は訓告
	麻薬、覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培、売買、不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
交通事故等	性的な迷惑行為(痴漢行為、のぞき見、盗撮行為等)、わいせつ行為(公然わいせつ、わいせつ物頒布等)、性暴力行為(強制わいせつ等)又はストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為(飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合)	退学又は停学

与えるものとする。

(懲戒の決定)

第12条 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(不正受験の取扱い)

第13条 学部等の長は、学生による不正受験が発覚した場合は、学長に通報するとともに、当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるとする。

2 学長は、前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(懲戒の手続)

第14条 懲戒処分は、学生に処分通知書(別記様式第1号)を交付し、又は口頭により通知して行わなければならない。

2 処分通知書の交付を行う際に、これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合は、当該学生の最後の住所地に管轄する簡易裁判所に対し民法(明治29年法律第89号)に定める公示の手続を行い、公示された日から2週間を経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の効力)

第15条 懲戒処分の効力は、処分通知書を学生に交付したとき、又は口頭により通知した時点で発生するものとする。

(停学期間)

第16条 停学の期間の計算は、暦に従って計算するものとし、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

(無期の停学の解除)

第17条 無期の停学の解除は、学生が所属する学部等の長からの申出により、学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第18条 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第19条 停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 停学を開始したチーム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし、受験資格を満たしていないときは、この限りでない。

(2) 停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

# 処分通知書

年度入学生

学部・学科(研究科・専攻)

学生番号

氏 名

広島大学通則第 40 条(広島大学大学院規則第 41 条において準用する広島大学通則第 40 条)の規定に基づき, \_\_\_\_\_ に処する。

処 分 理 由

平成 年 月 日

広島大学長

交通事故等	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合 無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は人身事故を起こした場合 飲酒運転、暴走運転又は無免許運転	退学又は停学(無期) 退学又は停学(無期) 停学
不正受検	替え玉受検等の悪質な不正行為 カンニング等の不正行為 監督者の注意又は指示に従わなかった場合	退学又は停学 停学又は訓告 訓告
研究活動上の不正行為	研究活動におけるねつ造、改ざん又は盗用 研究費等の不正使用	退学又は停学 停学又は訓告
ハラスメント	セクシュアル・ハラスメント行為、アカデミック・ハラスメント行為、パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為 本学の知的財産を故意に喪失させる行為 本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。) 本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁又は拘束 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学又は停学 退学、停学又は訓告 退学、停学又は訓告 退学、停学又は訓告
非遵行為等	本学が管理する器物の損壊、汚損又は失火(結果が重大なものに限る。) 飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合 飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合 未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為 授業、実習、研修等で知り得た個人情報の漏えい、紛失等の不適切な取扱い 人を教唆して事件事故を発生させた場合又は人の事件事故を助長した場合 その他、本学の信用を著しく失墜させる行為	退学又は訓告 退学又は停学 停学又は訓告 退学又は停学 退学又は停学 退学又は停学 退学、停学又は訓告 退学、停学又は訓告

## 懲戒告示

このたび、本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため、広島大学通則第40条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、告示する。

今後このような不祥事が再発しないよう、学生諸君の一層の自覚を促すものである。

### 記

事案の概要

懲戒の種類

処分年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

広島大学長

○広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に關し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップとする。

(方法)

第 3 条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第 4 条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第 5 条 学長は、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、専攻科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第 6 条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。

3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第 7 条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第 8 条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレント学生センター学生ラッシュの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(略)

附 則(平成30年3月19日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○広島大学学生生活に関する規則

(平成16年4月1日規則第15号)

広島大学学生生活に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則2号)第56条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づき学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前3項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数
- (6) 団体の構成員の氏名及び連絡先  
(学生又は学生団体の施設使用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するとき(ちらし・ピラ等の文書を配付する場合を含む。)は、責任者は、原則として

3 日前までに、学部施設の施設の場合には当該学部の長に、その他の施設の場合には学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
  - (2) 日時及び場所
  - (3) 責任者の氏名
  - (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
- (掲示及び立看板)

第7条 前条の規定にかかわらず、学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示又は立看板の掲出については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲示すること。
- (3) 掲示物の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。

(4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、撤去すること。

(行事及び集会)

第8条 学生又は学生団体は、学内において行事又は集会を行う場合は、授業、研究、診療、試験実施等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

(遵守事項)

第9条 学生又は学生団体は、法令及び本学の諸規則を遵守するものとし、本学の秩序又は風紀を乱すことがあってはならない。

(準用)

第10条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生について準用する。

2 第2条から第4条までの規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所及び学生団体は、この規則により届け出された住所及び学生団体とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

附 則(平成30年9月14日規則第117号)

この規則は、平成30年9月14日から施行する。

○広島大学学生証取扱細則  
(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則  
(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生は、学生証を紛失したとき、若しくは著しく損傷したとき、若しくは記載事項に変更があったとき又は学生証の有効期間を超えて在学しようとするときは、速やかに再交付を願い出なければならない。

(準用)

第 9 条 この細則(第 4 条第 2 項を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)、科目等履修生、特別研究生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に準用する。この場合において、第 2 条中「入学、転学部転学科をしたとき」とあるのは特別研究生にあつては「受入れを認められたとき」と、特別聴講学生及び日本語等予備教育生にあつては「受入れを許可されたとき」と、「所属の学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「所属の学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、日本語等予備教育生にあつては「森戸国際高等教育学院」と、第 4 条第 1 項中「学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては「許可された研究期間」と、科目等履修生及び特別聴講学生にあつては「許可された履修期間」と、特別研究生にあつては「受入れ期間」と、日本語等予備教育生にあつては「許可された研修期間」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、研究生、科目等履修生、特別研究生、特別聴講学生及び日本語等予備教育生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生、科目等履修生、特別研究生、特別聴講学生又は日本語等予備教育生の表示をするものとする。

(雑則)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和 31 年 9 月 14 日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 30 年 10 月 1 日 一部改正)

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(表)

(学章)	広島大学学生証
学生番号	年度
入学年度	所
氏名	年月日
生年月日	年月日
有効期限	年月日
上記の者は、本学の学生であることを証明する。	
年 月 日	広島大学長 印

(裏)

注 意 事 項	
1	次の場合において、必要に応じ本証を提示しなければならない。 (1) 本学の施設等を利用するとき (2) 本学の学内外で本学の学生又は職員であることを証明するとき
2	本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3	本証を紛失し、若しくは著しく損傷し、又は本証の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出て、再発行を受けること。なお、紛失(盗難)もしくは著しい損傷において、その事由が天災その他不可抗力によらない場合の再発行費用は有償とする。
4	次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく本証を返却しなければならない。 (1) 学生又は職員がその身分を喪失したとき (2) (1)に掲げる以外のものが本学の施設等の利用資格を喪失したとき (3) 本証の有効期限が満了したとき
5	本証は、認証を行うために必要な情報をICチップに記録しているため、取り扱いに留意すること。
6	この注意事項に定めのないことについては、身分証毎に定められた取扱規則等(広島大学学生証取扱細則、広島大学職員証取扱要項、広島大学利用登録証取扱規則)及びその他本学の諸規則に定めるところによる。 <b>【連絡先】</b> 国立大学法人広島大学 〒739-8511 広島県東広島市鏡山1-3-2 TEL 082-422-7111 (代表)

5.4 cm

8.5cm

第7条 ピアサポートルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、ピアサポートルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成30年3月19日規則第22号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○広島大学ピアサポートルーム規則  
(平成16年4月1日規則第130号)

広島大学ピアサポートルーム規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第56条の規定に基づき、広島大学ピアサポートルームの設置等に関する必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピアサポートルーム(以下「ピアサポートルーム」という。)を置く。

(組織)

第3条 ピアサポートルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

(1) 本学が実施する広島大学ピアサポーター養成セミナーを受講した本学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピアサポーター」という。)数十人

(2) 本学が実施する広島大学ピアアドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピアサポーターに助言をする者(以下「ピアアドバイザー」という。)若干人

(3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピアサポーター及びピアアドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピアサポーター及びピアアドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は、本学の専任教員である者にあつては2年、学外の者にあつては1年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 ピアサポートルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
(設置場所)

第5条 ピアサポートルームは、学生プラザ4階に設置する。

(開室時間)

第6条 ピアサポートルームの開室時間は、原則として、通則第9条に規定する休業日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(事務)

○広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(平成16年4月1日規則第129号)

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第56条(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第24条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、修学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第3条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることもができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第5条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第6条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成28年6月21日規則第160号)

この規則は、平成28年6月21日から施行し、この規則による改正後の広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成16年4月1日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則(平成16年4月1日規則第129号)第6条第2項の規定に基づき、障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則(平成16年4月1日規則第129号)第3条に定める支援の申し出を行い、当該学生が志望する、若しくは所属する学部、研究科又は専攻科が試験等における特別措置の必要性を認められた者

C 特別措置の内容・方法等

- 1 教育室アクセシビリティセンター会議は、障害の有無に関係なく公平な評価を可能とするために入学センター試験における特別措置等を基準として、試験の特別措置の内容・方法についてガイドラインを定め学生及び教職員に公開する。
- 2 入学試験における特別措置の内容・方法については、前項に定めるガイドラインを基準として、当該学生と志望学部、研究科又は専攻科(以下「志望学部等」という。)が協議して決める。
- 3 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の内容・方法については、第1項に定めるガイドラインを基準として、当該学生及びチューター(指導教員)又はアクセシビリティセンター会議委員と授業担当教員が協議して決める。

D 特別措置の申請

- 1 入学試験における特別措置を希望する者は、原則として、出願受付開始日の1週間前までに、点字受験等、準備に時間を要する特別措置を希望する者は、出願受付開始日の4週間前までに、志望学部等に対して特別措置を申請することとする。
- 2 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置を希望する者は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部、研究科又は専攻科(以下、「開設学部等」という。)に、原則として履修登録確定後から2週間以内に特別措置を申請することとする。  
なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 入学試験における特別措置の申請を受けた志望学部等は、速やかに当該入試担当者に連絡する。
- 4 授業の成績・評価に関わる試験における特別措置の申請を受けた開設学

部等は、速やかに当該授業の担当教員に連絡する。

- 5 特別措置の申請を受けた志望学部等又は開設学部等は、必要に応じて、特別措置の内容・方法について教育室アクセシビリティセンター会議に助言を求めることとする。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況ととりまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

附 則(平成17年11月1日 一部改正)

この申合せは、平成17年11月1日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成17年7月15日から適用する。

(略)

附 則(平成28年3月31日 一部改正)

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。



学章  証 明 書  氏 名 学部(研究科)等 生 年 月 日  氏 名 学部(研究科)等 生 年 月 日	第 号
大学印	
上記学生は、次のとおり社会貢献活動に従事したことを証明します。	
従事した社会貢献活動	
従事した期間	
その他特記事項	
年 月 日	印  広島大学長

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成16年4月1日学長決裁)

1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。

(2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。

2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学生懲戒規則(平成28年3月7日規則第20号)により懲戒処分を行う。

3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1及び2に準じて取り扱う。

(注)(平成18年3月14日 一部改正)

1 この改正は、平成18年4月1日から適用する。

2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

(略)

(注)(平成30年3月9日 一部改正)

この改正は、平成30年4月1日から適用する。

## ○広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

### 広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」といふ。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」といふ。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」といふ。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」といふ。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
  - (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者
- 2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者
- 第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならぬ。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
  - (2) 履歴書
  - (3) 最終学校の卒業証明書
  - (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書
- 2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第 6 条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 15 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第 1 条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。  
(入学料)

第 7 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならぬ。ただし、第 3 条第 2 項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第 8 条 研究生は、1 月につき 29,700 円の研究料を、研究期間に応じ 6 月分ずつ(研究期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。(指導教員)

第 9 条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。  
(費用の負担)

第 10 条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第 11 条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実ががらがないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第 12 条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。  
(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

### 附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和 51 年広島大学規程第 1 号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条



## ○広島大学外国人研究生規則

(平成16年4月1日規則第11号)

### 広島大学外国人研究生規則 (趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。  
(研究の願い出及び検定料)

第2条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
  - (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
  - (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者
- 2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

第3条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の30日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として4月前までに、次に掲げる書類に検定料9,800円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならぬ。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は滞在資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校の所属学科長以上の長又は指導教員の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

2 外国人研究生として志願する者が、志願する学部若しくは研究科に特別聴講学生として在学中の場合又は広島大学森戸国際高等教育学院3+1プログラムの特例聴講学生として在学中の場合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類により願い出ることができる。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 在留カードの写し  
(受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。  
(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、原則として1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。  
(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならぬ。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

- (1) 外国人研究生研究継続許可願
- (2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があらがないと認められるとき。
  - (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- 2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

第12条 削除

(既納の検定料、入学科及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学科及び研究料は、返還しない。

(研究留學生等に対する特例)

第14条 研究留學生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学科及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留學生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する特別聴講學生(広島大学学生交流規則(平成16年4月1日規則第7号)第2条第2項に規定する特別聴講學生をいう。)が、履修期間終了後から当該学期末まで、外国人の研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同利用施設に入学を希望し、受入れを許可された場合は、当該者に係る検定料、入学科及び研究料は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

(1) 履修期間が終了するまでに本学大学院に入学するために入学試験を受験し、学生として本学大学院に入学が認められた者又は試験の結果が出ない者

(2) 履修期間終了後から当該学期末までに学生として本学大学院に入学するために入学試験を受験する者

(3) 履修期間を終了した次学期から外国人の研究生として本学大学院に入学する者(研究期間終了後、本学大学院に学生として入学を希望する者に限る。)

2 前項の外国人の研究生が次のいずれかに該当するに至ったときは、研究の許可を取り消す。

- (1) 本学大学院の入学出願手続又は研究の願い出を期日までに行わなかったとき。
- (2) 本学大学院の入学試験を受験しなかったとき。
- (3) 本学大学院の入学試験の結果が不合格となったとき。
- (4) 本学大学院への入学手続を期日までに行わなかったとき。

3 前項の規定にかかわらず、同項第3号に該当するに至った者が次学期から外国人の研究生として大学院に入学を希望するときは、研究許可の取消しは行わない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学科及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成30年10月1日規則第126号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

## ○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

### 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則 (趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。))における自動車及び二輪車(以下「車両」という。))の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動車二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動車二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究所、図書館、教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、総合戦略室、グローバル化推進室、基金室、監査室、理事室及び東広島地区運営支援部をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。))が発行する職員証、学生証、利用登録証又は構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。))を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に配属又は所属する者にとっては当該部局等の長、

その他の者にとっては関係の部局等の長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、本学の公用車、消防車等の緊急自動車、構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上、必要があると認められる自動車に対しては、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。))が入構の許可を行うことができる。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に配属又は所属する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。))で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。))の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はほかから職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。))で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。))を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。))。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御園宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 商用等のため構内を訪れる業者

(4) 部局等に配属若しくは所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの。

イ 職員にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 学生にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの

(5) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者  
(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第 5 条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前条第 1 号から第 3 号までに該当する者 次に掲げる期間

イ 毎年理事が定める日から 4 月 15 日まで

ロ 毎年理事が定める日から 10 月 15 日まで

ハ 4 月 16 日以降及び 10 月 16 日以降(ただし、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。)

(2) 前条第 4 号から第 6 号までに該当する者 随時

2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第 1 のとおりとする。

3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があつた場合は、部局等の長は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

(1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1 週間

(2) 本学構内での管繕工事等により自動車による入構が必要な者 1 月

(3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3 月

4 前条の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に配属又は所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。  
(経費等)

- 第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。
- 3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分		金額
1	第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1)	駐車場を利用する期間1年	6,000円
(2)	駐車場を利用する期間半年	3,000円
2	第4条第4号又は第5号に該当する者	無料

- 4 特別の事情により前項の表第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を出請できない者であって、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額とする。
- 5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求が、入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかった場合は、この限りでない。

- (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額
- (2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額
- (3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額
- (4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額
- (5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
- (7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、第3条第3項に規定する自動車にあっては許可された期間、臨時構内駐車証にあっては当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。(指導及び取締り)

第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 違反車両については、別紙第3の告知書を当該車両に掲示した上、車両番号を記録する。
- (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させ等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。(放置車両に対する措置)

第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。(事故処理等)

第14条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。(臨時の規制)

別紙第1(第5条第2項関係)

区分	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請者	申請書の受付及び交付担当(以下「受付担当」という。)	交付申請書等
自動車	職員証又は学生証 職員証又は学生証	理事が定める日から4月15日又は理事が定める日から10月15日	職員 (第4条第1号に該当する者)	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式
	学生 (第4条第2号に該当する者)				
	利用登録証		商用等のため構内を訪れる業者 (第4条第3号に該当する者)	東広島地区運営支援部共通事務室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
	職員証又は学生証	4月16日及び10月16日以降(駐車場に余裕がある場合のみ受付)	職員 (第4条第1号に該当する者)	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式
	利用登録証		学生 (第4条第2号に該当する者)		
	職員証又は学生証	随時	商用等のため構内を訪れる業者 (第4条第3号に該当する者)	東広島地区運営支援部共通事務室	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
	利用登録証		職員 学生 (第4条第4号に該当する者)		
	構内駐車証(別記様式第2号)		教員、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者(第4条第5号に該当する者)	用務先の支援室	
	職員証又は学生証	随時(駐車場に余裕がある場合のみ受付)	職員 学生 (第4条第6号に該当する者)	配属又は所属部局等の支援室	理事が定める様式 交付申請理由書(様式自由)
	利用登録証				

第15条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

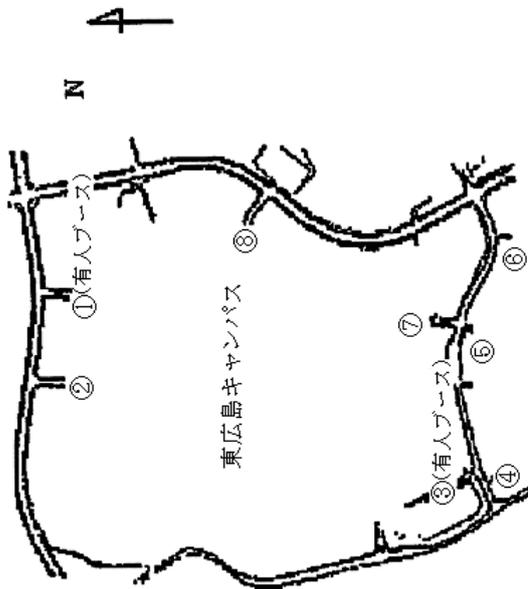
附 則(平成30年4月1日 一部改正)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

臨時構内駐車証(別記様式第3号)	職員 学生 外来者	第1ゲート及び第3ゲート	
	構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者	当初交付又は貸与を受けた際の受付担当	紛失届 (別記様式第4号)
	構内駐車証等を紛失した時		

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

(1) 平日

- ・ 終日規制を行う。

ただし、許可を受けていない職員、学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18:00以降ゲート①(18:00~6:00)を利用することができる。また、16:30以降ゲート④(16:30~21:00)を開放する。

(2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

- ・ 昼間(6:00~21:00)の規制は行わない。

参考

- 春季休業 (4月1日~4月8日)
- 夏季休業 (8月1日~9月30日)
- 冬季休業 (12月24日~1月7日)
- 学年末休業 (2月12日~3月31日)

構内駐車証等交付申請書  
(自動車)

この車両は、広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則に下記のとおり違反していませんので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間 :  
広島大学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内駐車証がありません。
2. 構内駐車証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、外来者用の駐車場です。
5. この場所は、身障者用の駐車場です。
6. この車両は、長期間放置された車両です。

措置(○印が措置事項)

1. 違反車両については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。
2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。

平成 年 月 日	申請理由	・新規 ・更新 ・自動車の変更 ・その他
申請者等	会社名等	電話番号 ( ) —
	所在地	
	フリガナ氏名	
主たる用務先		
利用登録番号		
登録申込車	車種	乗用車(普・軽) 貨物車(バン・トラック) その他
	車名(色)	(色)
	車両番号	
現在の登録番号		
		部局等担当者確認印

\*この申請書に記載された個人情報、構内駐車証等の交付手続き及び東広島キャンパス内に駐車する車両の管理等を行う目的で利用するものであり、この目的以外の目的で利用又は提供することはありません。

以下の欄は記入しないで下さい。

構内駐車証番号	
---------	--

別記様式第2号  
表面

構内駐車証	
職員・学生 (外来者等)	
氏名	
登録番号	
車両番号	
有効期限	

広島大学東広島キャンパス

裏面

注 意 事 項

1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
2. 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
3. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
4. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。
5. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
6. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。
7. 交通指導員の指示に従うこと。
8. 緊急事態が発生した場合は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。

違反に対する措置

1. 違反者については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。
2. 違反回数が3回以上については、以後車両による入構を禁止する。

ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

別記様式第3号  
運転席前面に置くこと。

臨時構内駐車証			
(注) 有効期限は、当日限りです。			
入構年月日	平成	年	月 日
運転者氏名		用 務 先	
勤務先・所属局又は住所	連絡電話番号(内線)		
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。</li> <li>2. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。</li> <li>3. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。</li> <li>4. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。</li> <li>5. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。</li> <li>6. 交通指導員の指示に従うこと。</li> <li>7. 緊急事態が発生した場合は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。</li> </ol> <p>違反に対する措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 違反者については、告知書を車両に掲示した上、車両番号を記録する。</li> <li>2. 違反回数が3回以上については、以後車両による入構を禁止する。</li> </ol> <p>ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。</p>		

この記載事項は、緊急に車両の移動をお願いする際に利用しますので、必ず記載してください。

広 島 大 学

平成 年 月 日

紛失届

学生番号 \_\_\_\_\_  
 職員番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

下記理由により利用登録証(構内駐車証)を紛失しました。

理由: \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

以下の欄は記入しないで下さい。

旧利用登録番号 \_\_\_\_\_ 新利用登録番号 \_\_\_\_\_

○広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則  
 (平成 16 年 4 月 1 日 副学長(財務担当)決裁)

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則  
 (趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、図書館、学内共同教育研究施設及び東広島地区運営支援部東千田地区支援室(以下「支援室」という。)をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又はパスカードのいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に配属又は所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の許可を受けた者以外で、自動車により入構しようとするときは、臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上、業務先の確認印及び駐車券とともに支援室へ提示し、関係の部局等の長の許可を得なければならない。

4 支援室は、前項の許可を受けた者に対して、駐車券の無料認証を行うこととする。

(構内駐車証等の交付申請資格等)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に配属又は所属する職員(第 7 号イに該当する者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

(2) 本学の学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において第 7 号ロに該当する者を除く。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ構

内への通学が困難であり、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者。ただし、次に該当する者を除く。

イ 学部学生の1年次生

ロ 広島市内(中区、南区、西区及び東区に限る。)在住者。ただし、勤務先が遠隔地である者又は公共の交通機関が極端に少ない地域に居住している者と認められるときは、この限りでない。

(3) 放送大学広島学習センターの職員(第8号に該当する者を除く。)

(4) 放送大学広島学習センターの学生(第8号に該当する者を除く。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

(5) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(6) 商用等のため構内を訪れる業者

(7) 部局等に配属又は所属する職員及び本学の学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの

イ 職員にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 本学の学生にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの

(8) 放送大学広島学習センターの職員及び学生のうち障害者手帳の交付を受けている者

(9) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(10) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)

(以下「理事」という。)が認めた者

(構内駐車証等の申請期間等)

第5条 構内駐車証等交付申請期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号から第6号までに該当する者にあつては、毎年4月1日から4月15日まで、又は10月1日から10月15日までとし、それ以外の期間は、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。

(2) 前条第7号から第10号までに該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

2 構内駐車証等の様式及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。(整理業務等)

第6条 車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については、本学が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構及び駐車証の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、次に掲げるとおりとする。

(1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前7時から午後11時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。

(2) 利用者の負担金の額は、車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。

(3) 前号に規定する利用者(第4条第1号から第6号までのいずれか又は第10号に該当する者に限る。)の負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
イ 駐車場を利用する期間1年	10,000円
ロ 駐車場を利用する期間半年	5,000円
ハ 駐車場を利用する期間1月	1,000円

3 利用者の負担金については、次に掲げる者にあつては、これを免除することができる。

(1) 第4条第7号、第8号又は第9号に該当する者

(2) 二輪車により入構する者

4 第3条第3項の許可を受けずに入構した者(以下この項において「一般外来者」という。)が負担する経費に関し必要な事項は、理事が定める。

5 特別の事情により第2項第3号の表に規定する期間の構内駐車証等を申請できなかった者であつて、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるとする。

6 利用者の負担金は、現金により納付するものとする。

7 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者の負担金の返還の請求があつたときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求の対象となる事実が発生した日の属する年度の3月末日までに、当該返還の請求が受理されなかった場合は、この限りでない。

(1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額

(2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額

(3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額

- (4) 錯誤による納付があった場合 第2項第3号の表に規定する利用者の負担金の額を超えて納付した額
- (5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額
- (6) 本学の学生が休学又は卒業した場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額
- (7) 放送大学広島学習センターの職員及び学生並びに構内において食堂、売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員が構内への入構を要しなくなった場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額
- (8) その他理事が認めた場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額
- (構内駐車証等の貸与等の禁止)
- 第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。(構内駐車証等の有効期間)
- 第8条 構内駐車証等の有効期間は、5月1日から翌年の4月30日までの間とする。
- (ゲートの運用)
- 第9条 車両により入出構できる時間等については、原則として午前7時から午後11時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、理事が指定する者(以下「警備員」という。)に申し出て入出構することができるものとする。(遵守事項)
- 第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
  - (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
  - (3) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
  - (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
  - (5) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。(指導及び取締り)
- 第11条 構内の車両の交通指導及び取締りは、警備員が行うものとする。

- (違反者に対する措置)
- 第12条 車両を運転して入構した者が、第10条の規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。
- (1) 違反車両については、別紙第2の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
  - (2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。
- 2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、本学の学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上、固定解除を受けるものとする。
- (放置車両に対する措置)
- 第13条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。
- (適用除外)
- 第14条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。
- (1) 清掃車
  - (2) 消防車等の緊急自動車
  - (3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両
  - (4) その他学長が特別に認めた車両(事故処理等)
- 第15条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の事故処理等については、関係法令の定めるところによる。
- 2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。
- (臨時の規制)
- 第16条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則の規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。
- (雑則)
- 第17条 この細則に定めるもののほか、東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。
- 附 則
- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成13年11月13日制定)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成29年5月8日 一部改正)

この細則は、平成29年5月8日から施行し、この細則による改正後の広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

別紙第1(第5条第2項関係)

(常時又は一定の期間入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	申請の受付期間	申請者	担当係	申請書の種類	備考
自動車	構内駐車証(別記様式第3号) パスカード(別記様式第5号) ・常時又は一定の期間入構する者	4月1日～4月15日	職員 (第4条第1号又は第7号イに該当する者) 学生 (第4条第2号又は第7号ロに該当する者) 放送大学等の職員・学生 事業所の職員・業者 (第4条第3号、第4号、第5号、第6号又は第8号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等 交付申請書(別記様式第1号)	
		・上記以外の期間は駐車場に余裕がある場合のみ受付 随時	同上	同上	同上	・受付する場合は、東千田地区支援室から各部局等へ連絡する。
			職員 学生 (第4条第9号又は第10号に該当する者)	東千田地区支援室	構内駐車証等 貸与申請書(別記様式第2号)	

(臨時に入構する者)

区分	構内駐車証等の種類	受付期間	申請者	受付場所	備考

自動車	臨時入構許可申請書・証明書(別記様式第4号) ・臨時に入構する者	職員 外来者	東千田地区支援室	東千田キャンパスへ業務により入構する場合は、臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上、駐車券とともに支援室へ提示することとし、支援室において入構許可を受けたものと確認できる場合は、駐車券の認証を行うこととする。
-----	-------------------------------------	-----------	----------	--

別紙第2 指導及び取締り等(第12条関係)

告知書

この車両は、広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則に下記のとおり違反していただきますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間 :  
広島大学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内通行証がありません。
2. 構内通行証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、身障者用の駐車場です。
5. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・ 車両を動かさないように固定しております。
- ・ 固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部長等の長、学外者にあつては用務先の部長等の署名、押印を受けて、日曜日及び休日を除き、午前9時から午後5時までに警備員室へ出頭してください。
- ・ 出頭しないで車両を動かしたために生じた移送費、保管費、損害については、広島大学は一切責任を負いません。

固定解除承諾願

平成 年 月 日

運転者氏名

住所・連絡先

車両番号

以後、「広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則」を遵守いたしますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いいたします。

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

平成 年 月 日

署名

別記様式第1号

東千田キャンパス 構内駐車証等交付申請書

(自動車)

申請理由	新規・更新・更替・自動車の変更・その他	
申請期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
職員	職員番号	内線番号
	部署名	
	住所	自宅電話番号 ( ) ( )
学生	氏名	( ) ( )
	学生番号	学部 専攻
	氏名	研究科
	氏名	研究室(内線番号)
登録申込車	自宅住所	□( ) ( )
	勤務先住所	□( ) ( )
	安全教育受講年月日	平成 年 月 日
	車種	乗用車(普・軽)・貨物車(バン・トラック)・その他
車名(色)	(色)	(色)
車両番号		
自動車(任意)保険契約期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
		印

以下の欄は記入しないでください。

交付年月日	平成 年 月 日
駐車証番号	パスカード ・年券 ・半年券 ・1カ月券
利用者負担金	

別記様式第2号

東千田キャンパス 構内駐車証等貸与申請書

(自動車)

申請理由	新規・更新・自動車の変更・その他	
申請期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
職員	職員番号	内線番号
	部署名	
	住所	自宅電話番号
学生	氏名	( ) ( ) ( )
	学生番号	学部 学科
	研究室名	研究室(内線番号)
	自宅住所	□( ) ( ) ( )
その他	勤務先名	□( ) ( ) ( )
	及び住所	【担当部署・係まで詳細に記入してください。】
	安全教育 受講年月日	平成 年 月 日
	会社名	自宅電話番号
所在地	所 在 地	( ) ( ) ( )
	氏 名	
	主たる用務先	
登録申込車	車種	乗用車(普・軽)・貨物車(バン・トラック)・その他
	車名(色)	(色 ) (色 )
	車両番号	
自動車(任意)保険契約期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	

申請理由		
パスカードNo.		部局等担当者確認印

(No. A・B・C― )	
構内駐車証(東千田キャンパス)	
職員・学生	職員=配属又は所属 学生=学生番号
氏名	
連絡先電話番号	
車両番号	
有効期限	

広島大学

(本証は、広島大学東千田キャンパス構内に駐車する者専用の駐車証です。)

\* 退職、卒業、退学、有効期限の到来等構内駐車証の交付申請資格を欠くに至ったときは、交付を受けた係に速やかに返還すること。

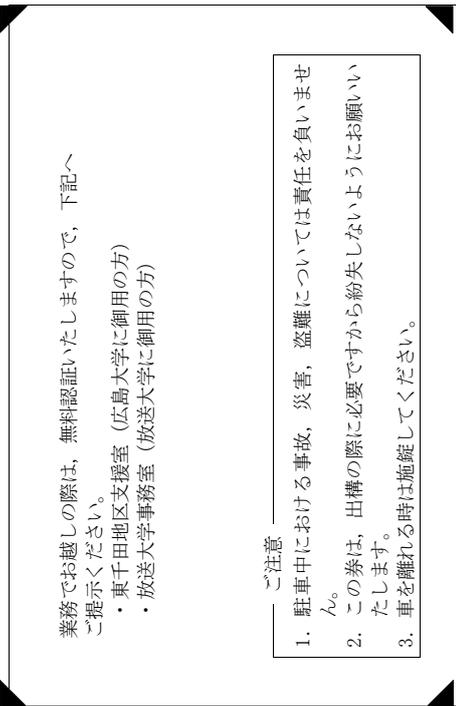
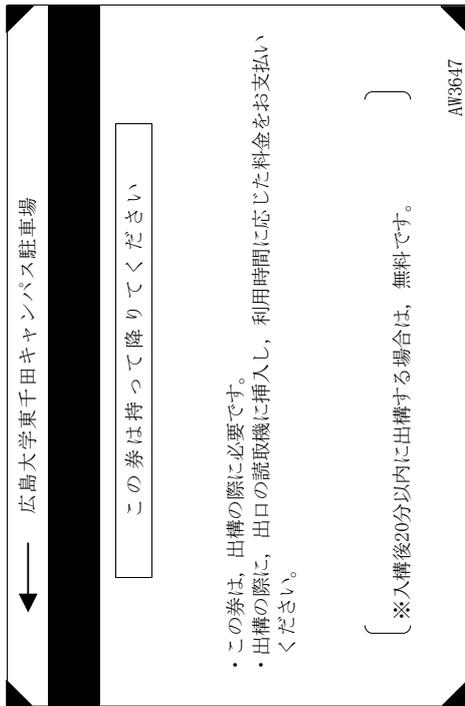
注 意 事 項

1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
2. 構内駐車証は、運転席前面に表面が見えるように置くこと。
3. 構内では、時速20キロメートル以内とすること。
4. 所定の駐車場以外に駐車しないこと。
5. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。
6. 構内の部局の行事又は緊急事態の発生等により、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。
7. その他騒音の防止など教育環境の保持に注意すること。

違反に対する措置

1. 違反者については、告知書を違反車両にのり付けした上、車両を固定する。
2. 違反回数が3回以上の者については、3箇月間、構内への駐車を禁止する。  
ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。





○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則  
(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びひそひそかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手は、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手は、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるとする。

- (1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。
- (2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

- 第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事実ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。
- 2 前項の調査会に關し必要な事項は、別に定める。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めるときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。  
(措置等の決定)
- 第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。
- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。  
(措置等の実施)
- 第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。  
(告知及び不服申立て)
- 第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。
- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。  
(雑則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに關する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

(略)

附 則(平成28年3月31日規則第63号)  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○広島大学学部の生の大学院授業科目の履修に関する細則  
(平成 21 年 3 月 31 日理事(教育担当)決裁)

広島大学学部の生の大学院授業科目の履修に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部生が本学大学院の授業科目を履修すること(以下「早期履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(実施研究科及び授業科目等)

第 3 条 早期履修を実施する研究科、授業科目等は、別表のとおりとする。

(履修資格)

第 4 条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

(1) 履修時に本学の学部の卒業予定年次に在籍する者

(2) 本学大学院に進学を志望する者

(3) 進学を志望する研究科が定める GPA の値を上回る者

(申請手続)

第 5 条 早期履修を希望する者は、履修しようとする年度の始めの 1 月前までに大学院授業科目早期履修申請書(別記様式第 1 号)により、研究科が指定する授業科目を記載の上、所属学部の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる研究科は、一の研究科に限るものとする。

(学部長の推薦)

第 6 条 所属学部の長は、本学大学院の授業科目を履修することが教育上有益と認めるときは、大学院授業科目早期履修申請書を開設する研究科の長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第 7 条 研究科の長は、前条の推薦に基づき審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとし、大学院授業科目早期履修通知書(別記様式第 2 号)により、所属学部の長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第 8 条 履修科目として申請することができる単位数は、10 単位の範囲内で各研究科が定める。

(履修科目の取消し・変更)

第 9 条 早期履修を許可された授業科目の取消し又は変更をしようとする者は、履修手続期間内に、大学院授業科目早期履修取消・変更届(別記様式第 3 号)により、当該授業科目を開設する研究科の長に届け出るものとする。

2 前項に規定する授業科目の取消しは、早期履修を許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情がある場合に限り、認めることができるものとする。

3 第 1 項に規定する授業科目の変更は、前項の規定による授業科目の取消しを行う場合限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、認めることができるものとする。

(授業科目の成績評価及び単位の授与)

第 10 条 授業科目の成績評価及び単位の授与については、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 29 条及び第 30 条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第 11 条 第 6 条の規定により履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)が修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10 単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項に規定する研究科が定める単位数を、広島大学既修得単位数等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)第 2 条第 2 項に規定する認定単位数等に含めるかどうかは、各研究科が定める。

3 早期履修者が修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(授業料)

第 12 条 早期履修者が履修する本学大学院の授業科目に係る授業料は、徴収しないものとする。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 30 年 3 月 5 日 一部改正)

1 この細則は、平成 30 年 3 月 5 日から施行する。

2 この細則による改正後の広島大学学部の生の大学院授業科目の履修に関する細則の規定は、平成 27 年度入学生から適用する。

別表(第 3 条関係)

(略)

別記様式第1号(第5条関係)

大学院授業科目早期履修申請書

平成 年 月 日

(履修を希望する研究科の長)  
広島大学  
長 殿

(申請者)  
所属学部  
学生番号  
氏 名

貴研究科の下記授業科目を履修したいので、御許可願います。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

申請者の履修計画・目的等

所属学部のチューター・指導教員・学科長等の所見

教員名 印

本学部所属の上記申請者が、貴研究科の授業科目を履修することについて、教育上有益と認め、推薦いたします。

平成 年 月 日

(所属学部の長)  
広島大学  
長

- ※「氏名」は、必ず申請者本人が自署すること。
- ※履修しようとする年度の前年度までの成績を記載した書類(GPA含む。)を、所属学部の学生支援室で添付します。
- ※記入された個人情報、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

別記様式第2号(第7条関係)

大学院授業科目早期履修通知書

(申請者)  
所属学部  
学生番号  
氏 名

上記申請者の〇〇研究科における早期履修について、下記のとおり審査結果を通知する。

記

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別	許可・不許可の別	備考

平成 年 月 日

(研究科の長)  
広島大学  
長 印

- (注)
1. 履修が許可された授業科目については、本研究科で履修登録を行います。
  2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合は、必ず履修手続期間中に本研究科の学生支援グループに申し出てください。
  3. 2に基づき履修科目の取消しを行った場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、本研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあつては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。

平成 年 月 日

(研究科の長)  
広島大学

長 殿

(届出者)  
所属学部  
学生番号  
氏 名

貴研究科で早期履修を許可されている下記の授業科目について、履修科目の取消し・変更をお願いいたします。

記

履修科目の取消しをする授業科目

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別

取消理由

--

履修科目の変更をする授業科目 ※履修科目の取消しのみの場合は、記載不要

専攻名	授業科目名	単位数	前期・後期・通年の別	承諾印

(注) 1. 履修手続期間中に届出をしてください。なお、届出の際は、大学院授業科目早期履修通知書を持参してください。

2. 履修が許可された授業科目と学部の授業科目の曜日・時限が重複する等、特別の事情により履修できない授業科目がある場合に限り、履修科目の取消しを認めることができます。

3. 2に基づき履修科目の取消しを行う場合に限り、その取消しを行う単位数の範囲内において、履修を許可された研究科が指定する授業科目(後期の履修手続期間中の届出にあっては、前期及び通年開講の授業科目を除く。)の中から履修科目の変更が可能です。なお、その場合は、履修を希望する授業科目の担当教員に予め押印(サイン可)により承諾を得てください。

4. 記入された個人情報、履修管理に関する業務にのみ利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。

○ 学業に関する評価の取扱いについて

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができ。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0~100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA: Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA: Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学期から直前の期)で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

- 1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。
- 5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

2. ただし、特別な理由により、5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の可否評価とする。

### III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

### IV 適用について

1. この取扱いは、平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

(注) (平成22年3月16日 一部改正)

この改正は、平成22年4月1日から適用する。

(注) (平成23年3月10日 一部改正)

この改正は、平成23年4月1日から適用する。

(注) (平成27年1月7日 一部改正)

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

○気象警報の発表、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて  
平成24年2月13日  
理事(教育担当)決裁

気象警報の発表、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第1 授業を一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育・東千田担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない一斉休講

広島地方気象台から、特別警報が広島市又は東広島市に対して発表された場合は、その地域に所在するキャンパスのすべての授業を一斉休講とする。

ただし、東広島市に対して波浪又は高潮の特別警報のみが発表された場合は、一斉休講は行わない。

2 理事の判断を必要とする一斉休講

次の場合で、各キャンパスにおける授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当該キャンパスの当日の授業を一斉休講とする。なお、霞キャンパス(東千田キャンパス)においては(1)から(3)までの場合により一斉休講とするときは、東千田キャンパス(霞キャンパス)においても同様に一斉休講とする。

一斉休講とする授業時間の範囲とその判断時刻の目安は3.のとおりとする。

(1) 広島地方気象台から、大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市に対して発表された場合

(2) 台風の接近等によりあらかじめ広島市又は東広島市に対して大雨、洪水、大雪、暴風又は暴風雪のいずれかの警報の発表が予想される場合

(3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

3 一斉休講する授業時間の範囲と判断時刻の目安

一斉休講とする授業時間の範囲	判断時刻
8:45から12:10までに開始される授業	06:45 頃まで
12:50から17:05までに開始される授業	10:50 頃まで
17:30から19:40までに開始される授業	16:00 頃まで

4 一斉休講時における授業実施の特例

一斉休講時において授業を実施できる特例は、次のとおりとする。

- (1) インターネットや野外実習、ボランティア活動等一斉休講措置としたキャンパス内で開講されない授業で、受講生の安全が確実に確保されていると開設部局の長等が判断した場合

は、当該授業を実施できる。

(2) 双方向システムによる授業で、配信先のキャンパスのみが一斉休講である場合は、配信先キャンパスでの受講生に対して当日配付資料の配付、レポート提出等により当日の授業を補完し、受講者間で教育内容に差が生じないと開設部局の長等が判断した場合に、配信元の授業を実施できる。

## 第2 第1以外の取扱い

第1の取扱いに基づき、開設部局等の長は授業を休講とするかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

## 第3 その他

第2にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。

## 第4 適用

この取扱いは、平成28年10月1日から適用する。

## 27 広島大学震地区体育館使用細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、広島大学震地区体育館及び広島大学震地区課外活動等共用施設内規第6条の規定に基づき、広島大学震地区体育館（以下「体育館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

### (用途)

第2条 体育館は、次の用途に使用するものとする。

- (1) 震地区に所在する部局が承認する体育系学生団体が行う課外体育活動
- (2) 震地区に所在する部局の学生及び職員のスポート活動
- (3) 医学部長が適当と認めた行事等

### (使用日時)

第3条 体育館を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間以外の日とする。

- (2) 使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、月曜日から金曜日の午後5時以降及び土曜日の午後3時以降は、体育活動以外には使用できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

### (使用手続)

第4条 体育館を使用しようとするときは、別紙様式により使用しようとする3日前までに所属部局の事務部を経て医学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

### (使用の中止)

第5条 使用責任者は、使用を中止しようとするときは、直ちに医学部長に届け出るものとする。

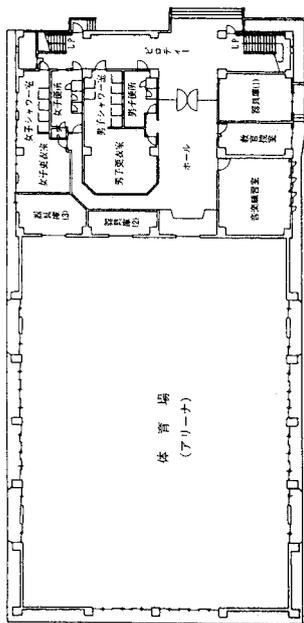
### (遵守事項)

第6条 体育館を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

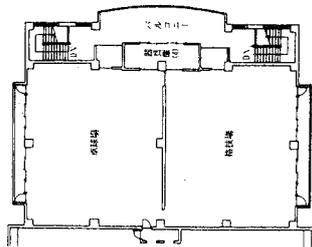
- (1) 許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 他の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用時間を遵守し、土足での出入りはしないこと。
- (4) 火気は使用しないこと。
- (5) 指定の場所以外では喫煙をしないこと。
- (6) 飲食物の持込はしないこと。
- (7) 指定の場所以外に掲示や貼り紙をしないこと。
- (8) 使用許可を受けた場所、備品又は用具以外のものを無断で使用しないこと。
- (9) 施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、速やかに係員に連絡し、その指しに従うこと。
- (10) 使用後は、清掃をするともに、使用物品を整理整頓し、消灯及び戸締りを行うこと。
- (11) 係員の指示事項を遵守すること。

（震体育館平面図） 鉄筋コンクリート造，1部4階建  
昭和58年5月7日開館

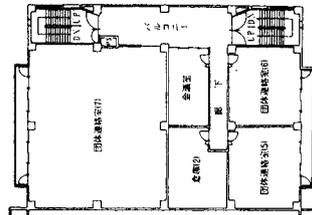
1階



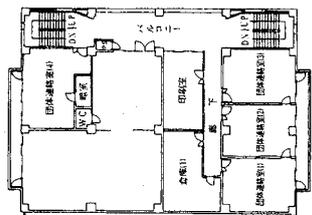
4階



3階



2階



（面積）

区分	1階	2階	3階	4階	合計
体育場	814				814
音楽練習室	49				49
格技室				179	179
卓球場				186	186
団体連絡室(7室)		138	284		422
器具庫・倉庫(6室)	92	34	34	16	176
会議室			27		27
印刷室		27			27
その他	250.23	208.11	62.11	41.10	561.55
計	1,205.23	407.11	407.11	422.10	2,441.55

（使用許可の取消し）

第7条 医学部長は、使用者が第6条の規定に違反したときは、使用の許可を取り消すことがある。

2 医学部長は、前項に規定する場合のほか、公務上必要があると認められた場合は、使用条件を変更し、又は体育館の全部若しくは一部の使用を取り消すことができる。

（損害賠償）

第8条 使用者が、故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第9条 体育館に関する事務は、学生支援室において処理する。

（その他）

第10条 この細則に定めるもののほか、体育館の使用に関し必要な事項は、医学部長が定める。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

○広島大学医学部自治会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、広島大学医学部自治会と称する。
- 第2条 本会の事務局は広島大学医学部内におく。
- 第3条 本会は、会員の自治精神の昂揚並びに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は本学部の学生を正会員とし、別に卒業生を会友とする。
- 第5条 本会は、医学部長を名誉顧問とし、顧問には本学部教職員の中より、本会役員が委託する。

第6条 本会はその目的達成のために次の機関をおく。

- (1) 広島大学医学部自治総会
- (2) 広島大学医学部自治会代議員会
- (3) 広島大学医学部自治会役員会

第2章 自治会総会

- 第7条 自治会総会は最高の権限を有する議決機関である。
- 第8条 自治会総会は正会員によって構成される。
- 第9条 自治会総会は、正会員の3分の1以上の要請がある場合召集される。
- 第10条 自治会総会は、正会員の3分の1以上の出席によるのみ成立し、出席人数が正会員の3分の1を下回った時点で流会とする。また、その議決は出席者の過半数をもって議決される。

第11条 総会に際しては次の議員団3名を選出する。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 1名
- (3) 書記 1名

第12条 自治会総会議長は議会の運営を総括し、副議長は議長を補佐するとともに、議長に事故ある時は、その任務を代行する。ただし議長は議決権を持たず、議決が2分した場合は議長に一任される。

第3章 代議員会

第13条 代議員会は自治会総会に次ぐ議決機関であって、代議員会の任務は次の通りである。

- (1) 役員会又は代議員から選出された事項の議決を行う。
  - (2) 自治会の予算案並びに決算の承認、会計監査を行う。
  - (3) 自治会細則を定める。
  - (3) 自治会総会、代議員会での議事内容を広報する。必要な場合にはクラス討論を行う。
- 第14条 代議員会は、各学年の代表者および各学科の代表者によって構成される。また欠員が生じた場合にはだちに補充される。その選出に関しては細則を別に定める。
- 第15条 代議員会は次の場合に議長より召集される。

(1) 定例代議員総会(年1回)

(2) 役員会からの要請がある場合

第16条 代議員会の決議は、出席者の過半数をもって議決される。ただし、代議員の2分の1以上の出席を要する。

第17条 代議員会の議長は自治会長が、副議長は自治副会長がその職務を兼任する。

第18条 代議員会議長は議会の運営を総括し、副議長は議長を補佐すると共に、議長に事故ある時はその任務を代行する。ただし議長ならびに副議長は議決権を持たず、議決が2分した場合は、議長に一任される。

第19条 代議員の辞任においては、その選出母体の過半数の承認を得なければならない。

第20条 各代議員は、代議員議長に対してその選出母体の過半数の署名による罷免要求が提出された場合に罷免される。

第4章 役員会

第21条 役員会は、自治会総会および代議員会の決定に従い、本会の活動を統轄し、執行する。

第22条 役員会は、定例代議員会に活動方針、予算案ならびに決算報告をしなければならぬ。

第23条 役員会は次の役員で構成される。

- (1) 自治会長 1名
- (2) 自治副会長 1名
- (3) 会計局長 1名
- (4) 広報局長 1名
- (5) クラブ運営局長名 1名
- (6) 庶務局長 1名
- (7) 第25条に定める専門局の局長 1名

第24条 自治会長は、本会の代用者にして運営全般を総括する。その選出に関しては細則を別に定める。

第25条 各役員は自治会長の任目によって決定される。この時、役員は代議員と兼任できない

第26条 自治副会長は自治会長を補佐し、自治会長に事故ある時は、これを代行する。

第27条 各局長は、必要に応じて局員を任命することができる。

第28条 自治会長が必要と認めた場合、新たな専門局を設置できる。

第29条 役員任期は5月1日から翌年の4月30日までの1年とし、年度途中に役員会が選出された役員はその人気は次年度の4月30日までとする。但し、年度途中に役員会の解散が可決された場合は第30条に従う。

第30条 次の場合役員会は解散し、新たに自治会長を選出し役員会を構成しなければならない。

○広島大学医学部自治会細則

- (1) 役員不信任案が代議員会で可決されたとき  
(2) 正会員の2分の1以上の署名による役員会リコール要求が自治総会もしくは代議員会に提出されたとき。
- 第31条 役員会の総辞職は、代議員会の承認を得なければならぬ。
- 第5章 運動部・文化部
- 第32条 本会は第3条の目的達成のため、運動部および文化部を設け運営する。これに関する細則は別に定める。
- 第6章 会計
- 第33条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。  
第34条 会員は入会金を納付しなければならない。これに関する細則は別に定める。  
第35条 臨時会費徴収のある場合は、第16条により徴収し得る。  
第36条 本会の会計年度は5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。  
第37条 経費の保管および支出は会計局が掌り、自治会長がその責を負う。  
第38条 会計報告は年1回会員に対して行われる。
- 第7章 会則の改正
- 第39条 会則の改正は自治会総会の議決による。

- 第1章 自治会長選出
- 第1条 代議員会は自治会長の選出を管理する。  
第2条 代議員会は4月15日までに自治会長選挙の公示をしなければならない。但し、役員会が総辞職又はリコールにより解散した場合は、その解散が決定した日から3日以内に自治会選挙の公示をしなければならない。  
第3条 自治会長立候補者は医学部4年の正会員でなければならない。また、立候補者は公治から3日以内に代議員会に届け出なければならない。  
第4条 公示から選挙までの期間を選挙運動期間とする。代議員会は、選挙運動期間中に立候補者の演説会を開くことができる。  
第5条 自治会長選挙は公示から10日以内に行うものとする。自治会長選出は、代議員による無記名投票を行い、立候補者中の最高得票者を当選とする。尚、有効得票数が代議員数の過半数に達しない場合は、その投票は無効となり、新たに投票を行う。  
第6条 自治会長立候補者が1名の場合は、代議員による信任投票を行い、有効得票数の過半数をもって新任する。尚、有効得票数が代議員数の過半数に達しない場合は、その投票は無効となり、新たに投票を行う。  
第7条 自治会長立候補者のいない場合は再度公布する。  
第8条 選挙運動に不正行為があるとみなされた立候補者は、その資格を失う。尚、その決定は代議員会が行う。
- 第2章 代議員選出
- 第9条 代議員の選出においては、その選出母体の過半数の承認を得なければならない。  
第10条 代議員は会則第14条に基づき、次のものが選出される。  
(1) 医学科、総合薬学科、保健学科の各学年から選出された学年代表者(各1名)  
(2) 医学科、総合薬学科、保健学科の各学科から選出された学科代表者(各1名)
- 第11条 各学科代表者は、医学科4年、総合薬学科3年、保健学科3年の正会員でなければならない。その選出に関しては、上記の各学年がその選出母体であるとし、該当者がいない場合は、上記学年の代表者がそれぞれの学科代表者を兼任する。  
第12条 会則第19条、20条により新たに代議員の選出の必要があるときは、それが決定した日から3日以内に代議員の選出を行うものとする。
- 第3章 代議員会運営
- 第13条 代議員会会議案は、役員会あるいは1名以上の代議員によって、原則として次回代議員会の1週間前までに代議員会議長に提出されなければならない。  
第14条 代議員議案は、代議員会に先立ち、提出理由を含めた議案説明会にかけることができる。  
第15条 前条における議案説明会の運営は、代議員会議長が担当する。  
第16条 代議員会議長が必要と認められた場合は、当日の議案提出も認める。

第17条 議案審議は、議案説明、意見、賛成・反対討論、議決の順に行われる。  
第18条 修正動議は、2名以上の代議員がその旨を意思表示すれば、議案として検討の対象とする。  
第19条 賛成・反対が過半数を超えない保留多数の場合は審議継続とする。  
第4章 入会金  
第20条 会則第34条により、医学科の会員については10,000円を、総合薬学科及び保健学科の会員については6,000円を、入会金として納付しなければならない。

#### ○広島大学医学部自治会運動部および文化部細則

第1条 本細則は、広島大学医学部自治会会則第32条の規定に基づき、これを定める。  
第2条 クラブ運営局は、局長ならびに局長から任命された局員により構成され、運動部・文化部の円滑な運営を図る。  
第3条 クラブ運営局要は、必要に応じて、部の代表者を招集できる。  
2.会議を、クラブ代表者会議とする。  
3.クラブ代表者会議の議決には、部の代表者の過半数を必要とする。  
4.部の代表者3名の署名があれば、クラブ代表者会議を招集することができる。  
5.動向お買いの代表者は、クラブ代表者会議に出席して意見を述べることはできるが、議決権を有しない。  
第4条 部は原則として、次の条件を満たすものとする。  
(1) 部員は、医学科の学年中2学年以上にわたり構成されていること。  
(2) 部員数は、10名以上であること。  
(3) 本学部教職員の中より顧問を委託していること。  
以上の要件を満たさない部は、各年度の初めに、クラブ運営局によって審査される。  
第5条 部の新設は、同好会からの昇格によるものとする。  
第6条 各部の支部新設・廃止・解散は、クラブ運営局に届け出て、承認を得なければならぬ。  
第7条 運動部・文化部以外に同好会をおく。ただし、同好会は予算請求をすることができない。  
第8条 同好会を新設するときは、所定の様式に次のものを添えて、クラブ運営局に届け出て、承認を得なければならない。  
(1) 会員名簿  
(2) 活動の目的  
(3) その他、同好会の活動内容を明らかにする諸資料  
第9条 同好会が部に昇格を希望するときは、原則として次の条件を満たしたうえで、クラブ運営局の承認を経て、クラブ代表者会議で議決されるものとする。  
(1) 1年以上活動を続けていること。  
(2) 第4条における部としての条件を満たしていること。  
第10条 各部・同好会は、代表者をおく。  
第11条 各部・同好会は、自治会会則、本細則に矛盾しない範囲において、独自の規則を定めることができる。  
第12条 各部・同好会は任意に部員(会員)を募集し、部費(会費)を徴収し得る。  
第13条 各部・同好会は各年度初めに、クラブ運営局に次のものを提出しなければならない。  
(1) 部員名簿(会員名簿)

(2) 活動実績報告書

(3) 決算書

(4) 年間の活動計画および予算案

第14条 前条の義務を怠った部は、当該年度の予算請求をすることができない。

第15条 西日本医科大学生体育連盟の評議員は、本自治会の正会員の中より、クラブ運営局が委託する。

第16条 本細則の改正はクラブ代表者会議の議決を必要とする。

## IV 職員・配置図

- 1 組織及び職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他 1
- 2 震地区建物配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その他 4





# 1 組織及び職員（平成31年4月1日）

## 医学科

研究室名	教 授	准 教 授	講 師
解剖学及び発生生物学	池上 浩司		
神経生物学	相澤 秀紀		
心臓血管生理医学	吉栖 正生	石田 万里	小久保 博樹
神経生理学	橋本 浩一		竹本 裕美
分子細胞情報学	今泉 和則	金子 雅幸	
医科学	浅野 知一郎	鎌田 英明	中津 祐介
ウイルス学	坂口 剛正	入江 崇	
神経薬理学	酒井 規雄		田中 茂
			秀 和泉
免疫学			
分子病理学	安井 弥	大上 直秀	仙谷 和弘
病理学	武島 幸男		AMATYA VISHWA JEET
消化器・代謝内科学	茶山 一彰	HAYES CLAIR NELSON	三木 大樹
		伊藤 公訓	
分子内科学	服部 登		藤高 一慶
			岩本 博志
精神神経医科学	岡本 泰昌	山下 英尚	岡田 剛
外科学		村上 義昭	上村 健一郎
脳神経外科学	栗栖 薫	飯田 幸治	
整形外科	安達 伸生	久保 忠彦	
皮膚科学	秀 道広	田中 暁生	
腎泌尿器科学	松原 昭郎	亭島 淳	
視覚病態学	木内 良明	近間 泰一郎	
		高 知愛	
耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学	竹野 幸夫	上田 勉	
産科婦人科学	工藤 美樹		
法医学	長尾 正崇	奈女良 昭	
脳神経内科学	丸山 博文	細見 直永	
小児科学			岡田 賢
消化器・移植外科学	大段 秀樹	田中 友加	
放射線診断学	栗井 和夫	馬場 康貴	
放射線腫瘍学	永田 靖		村上 祐司
麻酔蘇生科学		濱田 宏	
循環器内科学	木原 康樹	中野 由紀子	
		栗栖 智	
救急集中治療医学	志馬 伸朗	大下 慎一郎	
疫学・疾病制御学	田中 純子		
公衆衛生学			
医学教育学(医学教育センター)	蓮沼 直子		
		茶山 弘美	KIRK PAUL THOMSEN

病院

(H31.4.1現在)

分野名	診療科名	教授	准教授	講師
医系総合診療科	総合内科・総合診療科	田妻 進	菅野 啓司	岸川 暢介
	感染症科	大毛 宏喜		
脳・神経・精神診療科	脳神経内科			高橋 哲也
	脳神経外科			大下 智彦
	精神科			山崎 文之
	脊椎・脊髄外科		亀井 直輔	坂本 繁幸
感覚器・頭頸部診療科	眼科		廣岡 一行	淵上 学
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科			原田 陽介
呼吸器診療科	呼吸器内科			工田 昌也
	呼吸器外科			石野 岳志
循環器診療科	循環器内科			福田 幸弘
	心臓血管外科			高橋 信也
消化器診療科	消化器・代謝内科			岡 志郎
				相方 浩
	消化器外科 移植外科			今村 道雄
				濱井 洋一
内分泌代謝診療科	内分泌・糖尿病内科			惠木 浩之
	乳腺外科			沖 健司
造血器診療科	血液内科			三原 圭一朗
	小児血液腫瘍科			川口 浩史
皮膚・運動器診療科	皮膚科			河合 幹雄
	整形外科			中前 敦雄
	形成外科	横田 和典		
	麻酔科			讃岐 美智義
泌尿・生殖器診療科	リウマチ・膠原病科	杉山 英二		平田 信太郎
	腎臓内科	正木 崇生		
放射線診療科	泌尿器科			井上 省吾
	産科婦人科			
	放射線診断科			立神 史稔
成育診療科	放射線治療科			木村 智樹
	新生児・小児科			
	小児外科			
救急診療科	産科婦人科			
	救急科			
化学療法診療科	がん化学療法科	杉山 一彦		
	検査部		横崎 典哉	
	手術部		仁井内 浩	佐伯 昇
	放射線部			飯田 慎
	輸血部		藤井 輝久	
	高度救命救急センター			津村 龍
	病理診断科	有廣 光司		
	集中治療部			細川 康二
	リハビリテーション科	木村 浩彰		
	周産母子センター			上田 祐華
	内視鏡診療科	田中 信治		
	遺伝子診療部	檜井 孝夫		
	がん治療センター		岡本 渉	
	未来医療センター			中佐 智幸
	国際リンパ浮腫治療センター	光嶋 勲	吉田 周平	味八木 茂
	医療情報部		津久間 秀彦	
	医療安全管理部			宮本 真太郎
	総合医療研究推進センター	梅本 誠治	黒崎 達也	渡谷 祐介
	薬剤部	松尾 裕彰		川野 伶緒
				中原 隆志

# 保健学科

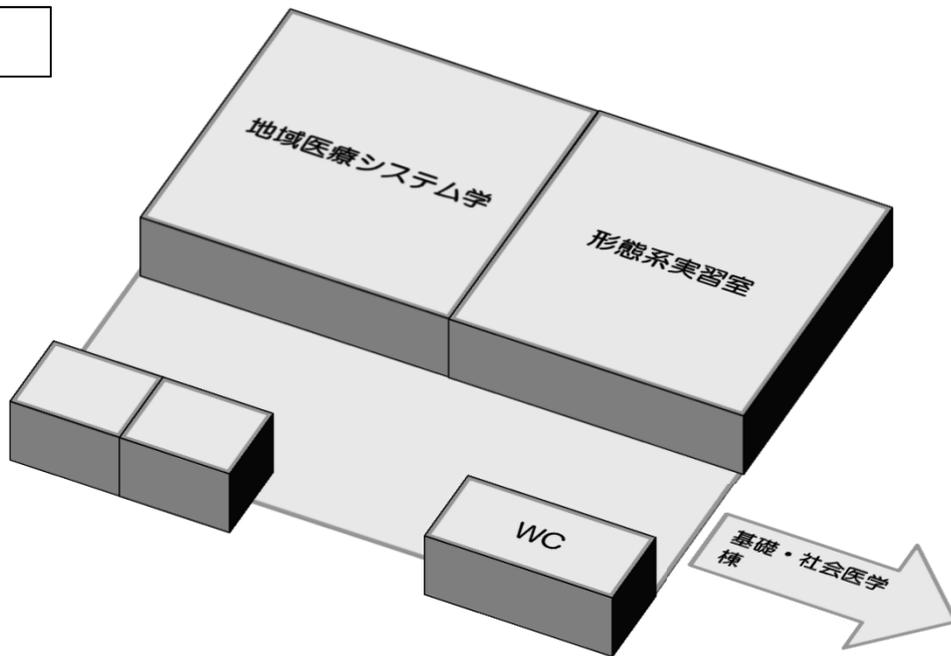
(H31.4.1現在)

	研究室名	教 授	准 教 授	講 師
看護学	健康開発科学			
	健康情報学	梯 正之		恒松 美輪子
	基礎看護開発学	折山 早苗	小澤 未緒	
	助産・母性看護開発学	大平 光子		藤本 紗央里
	成人看護開発学	森山 美知子		
	小児看護開発学	祖父江 育子		竹中 和子
	精神保健看護開発学	國生 拓子		
	成人健康学	田邊 和照		二井谷 真由美
	地域・在宅看護開発学	中谷 久恵	菅井 敏行	
	地域・学校看護開発学	川崎 裕美		
	老年・がん看護開発学	宮下 美香		
理学療法学	スポーツリハビリテーション学	浦邊 幸夫		前田 慶明
	生体構造学			
	生体運動・動作解析学	高橋 真		
	生体機能解析制御科学	濱田 泰伸	関川 清一	
	生態環境適応科学	弓削 類		
	運動器機能医科学	浦川 将		藤田 直人
作業療法学	生理機能情報科学	中西 一義		
	作業行動探索科学	宮口 英樹		石附 智奈美
	感覚運動神経科学	桐本 光		
	精神機能制御科学	岡村 仁		金子 史子
	上肢機能解析制御科学	砂川 融		車谷 洋
	老年・地域作業機能制御科学	花岡 秀明		

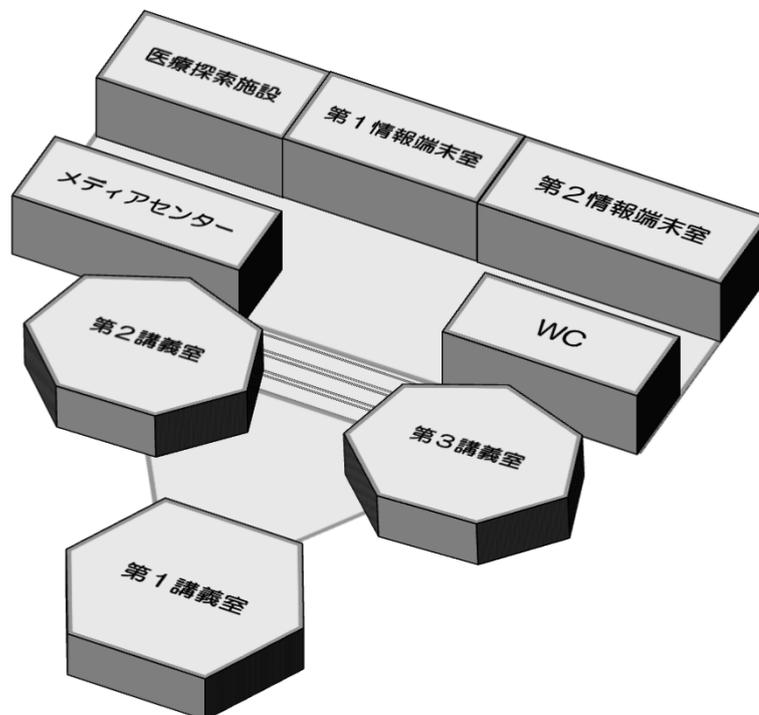


基礎講義棟 各階案内図

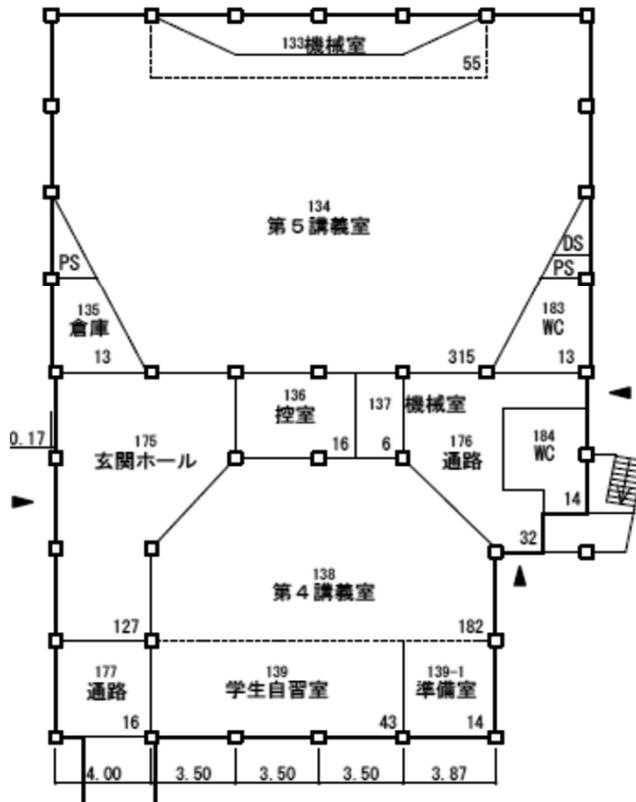
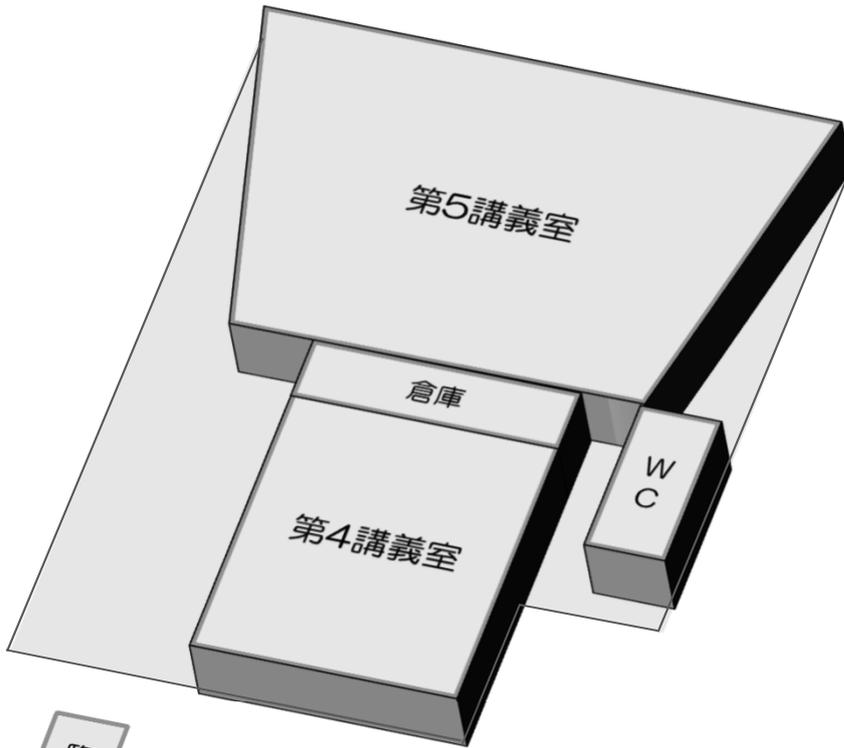
2F



1F



臨床講義棟 案内図



基礎・社会医学棟・総合研究棟 各階案内図

9F		
8F	神経薬理学、法医学	
7F	公衆衛生学、疫学・疾病制御学	
6F	ウイルス学	
5F	神経生理学	
4F	分子病理学、病理学	
3F	解剖学及び発生生物学、神経生物学	スキルスラボ 医学教育センター
2F	チュートリアル室	第2実習室
1F	学生支援室・国際室 学生ロッカー（1～4年生）	第1実習室

8F	
7F	心臓血管生理医学、免疫学
6F	分子細胞情報学、医化学
5F	
4F	
3F	
2F	
1F	

## 臨床研究棟・中央研究棟 各階案内図

4F	視覚病態学
3F	麻酔蘇生学、救急集中治療医学、腎泌尿器学
2F	分子内科学、腎臓内科
1F	脳神経内科学、小児科学、皮膚科学

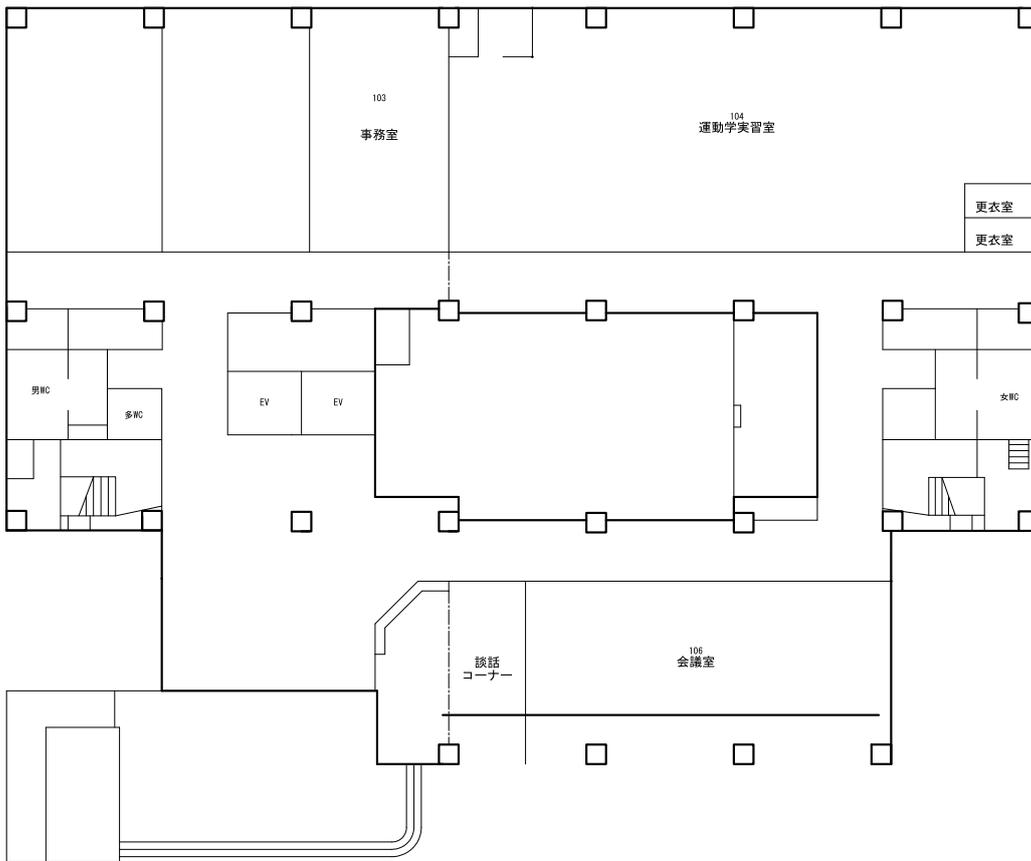
	9F
8F	精神神経医学、緩和ケアチーム
7F	消化器・移植外科学
6F	脳神経外科学
5F	整形外科
4F	循環器内科学
3F	産婦人科学、放射線腫瘍学、病理診断科
2F	外科学
1F	

## 研究棟A・臨床管理棟 各階案内図

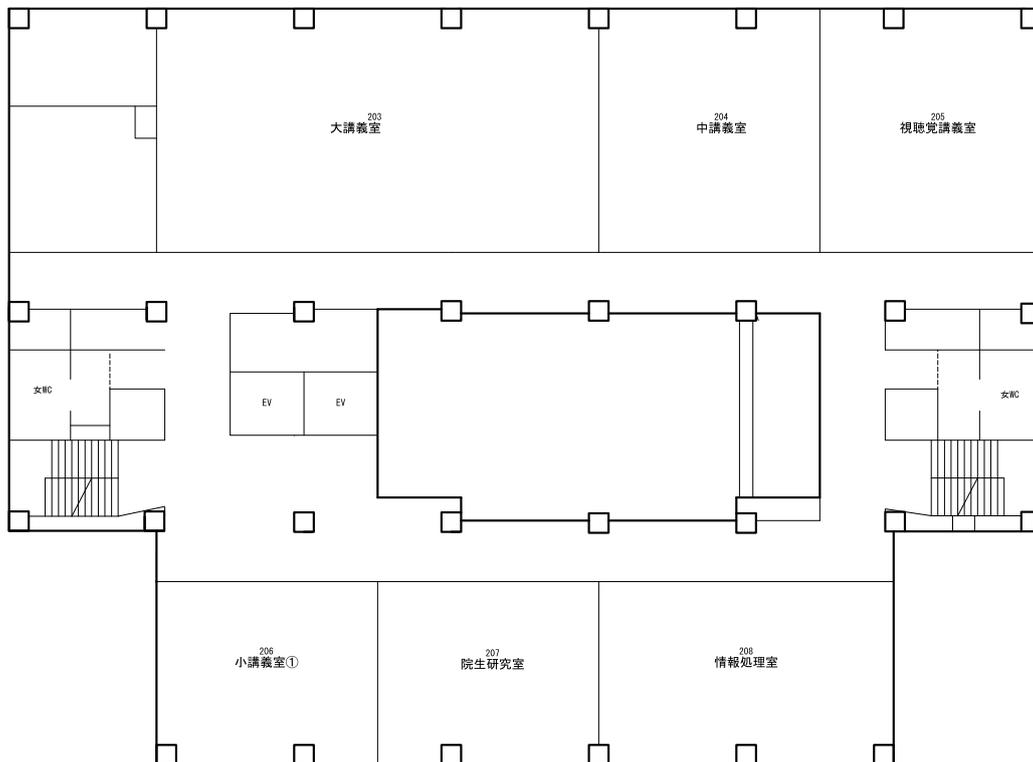
9F	
8F	
7F	
6F	
5F	
4F	
3F	
2F	消化器・代謝内科学
1F	放射線診断科、耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学

3F	
2F	リハビリテーション科，形成外科，腎臓内科，学生ロッカー， チュートリアル室
1F	リウマチ・膠原病科，内視鏡診療科，総合診療科，感染症科，がん化学療法科

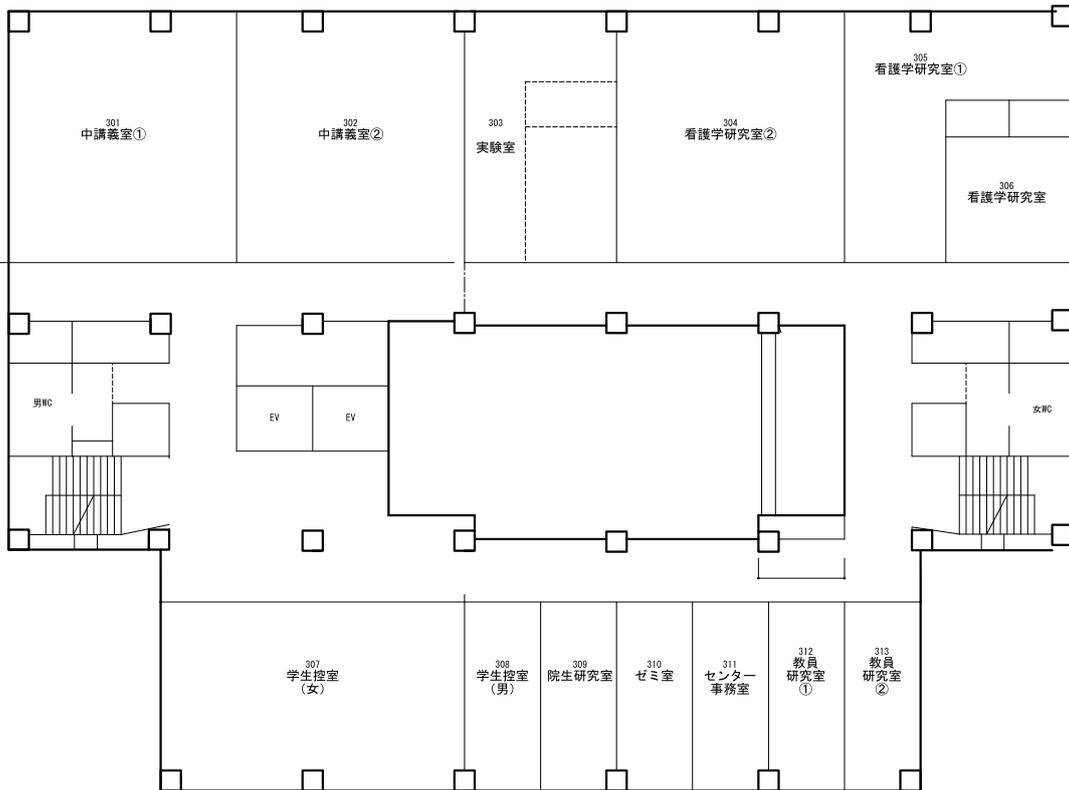
# 保健学科棟



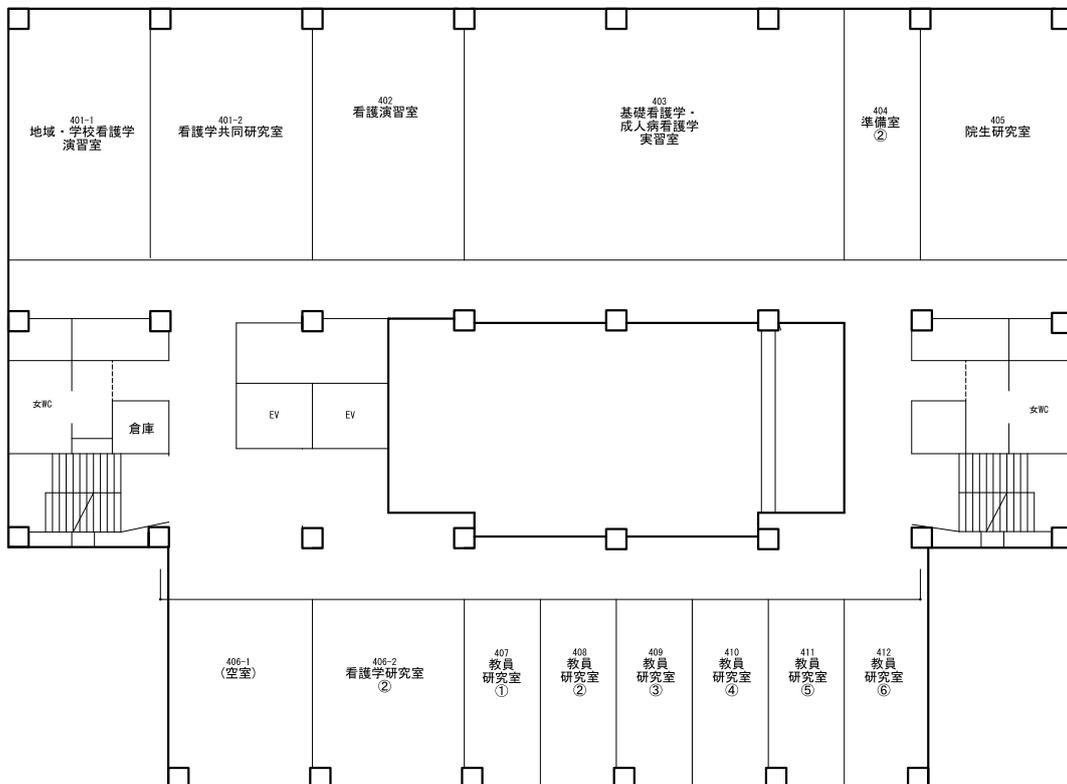
## 1 階



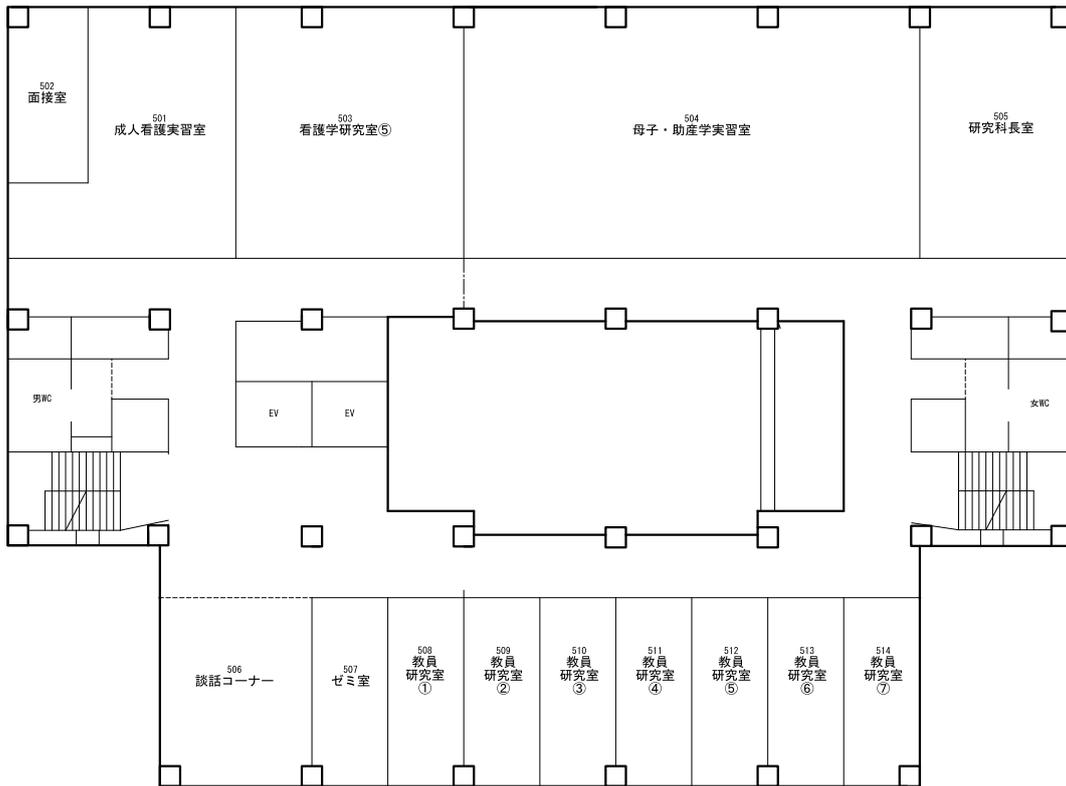
## 2 階



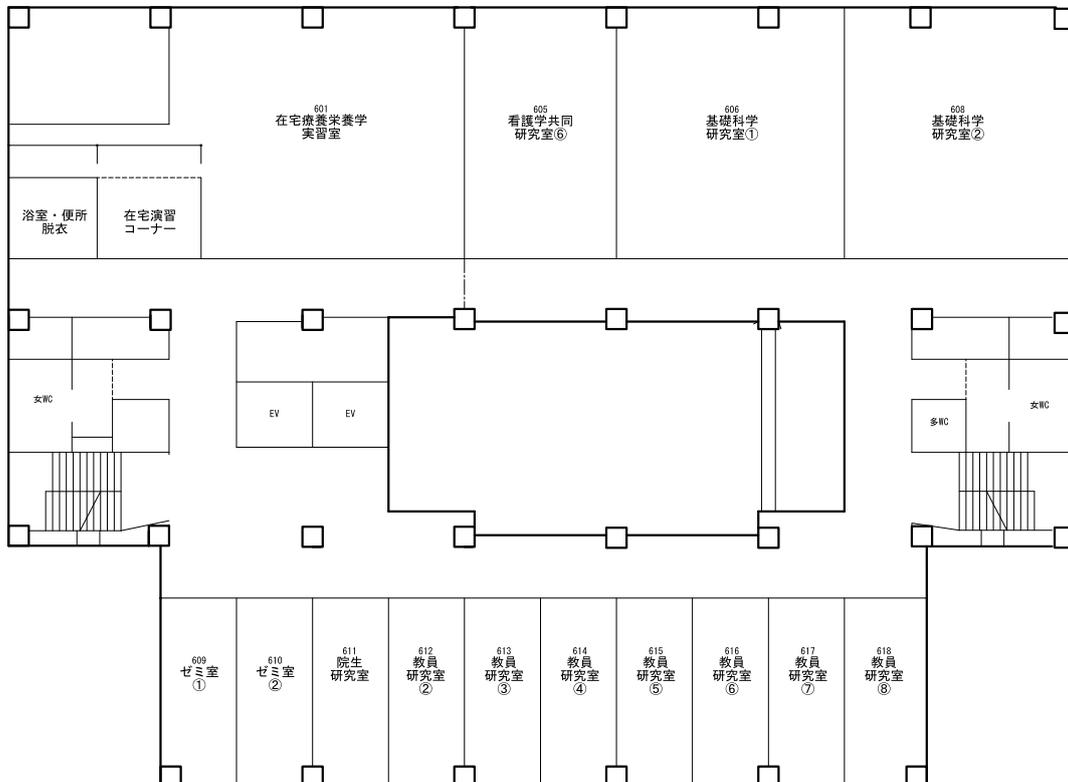
### 3 階



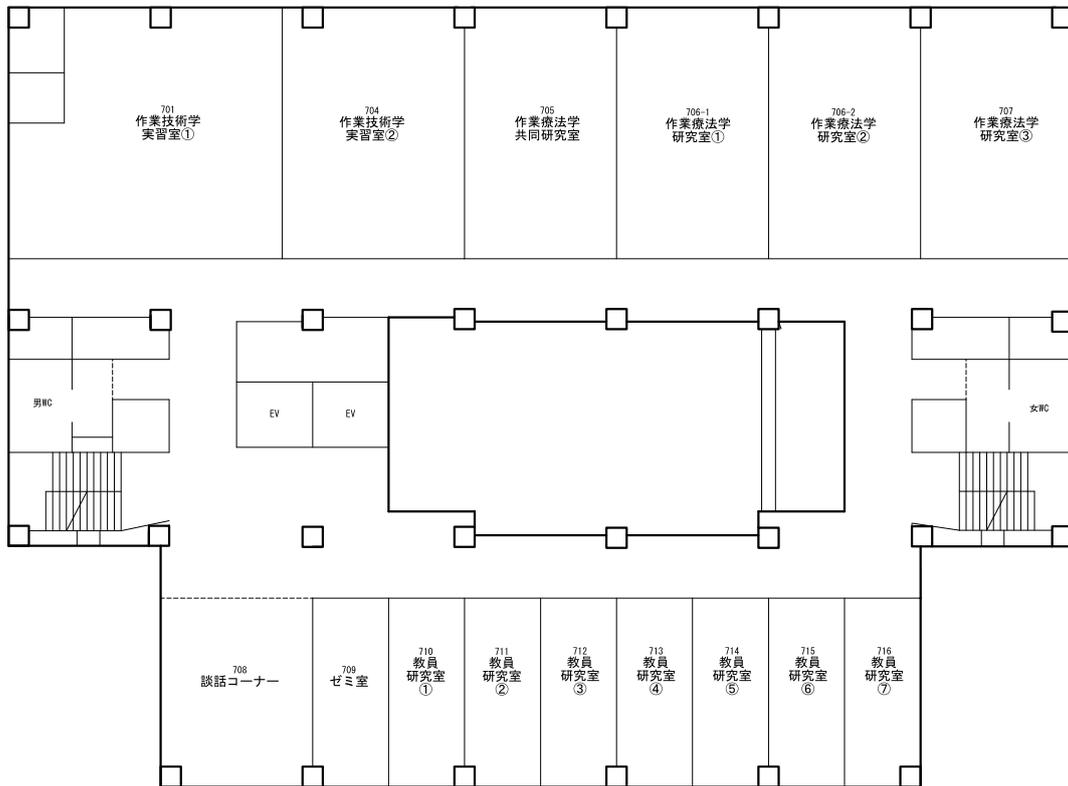
### 4 階



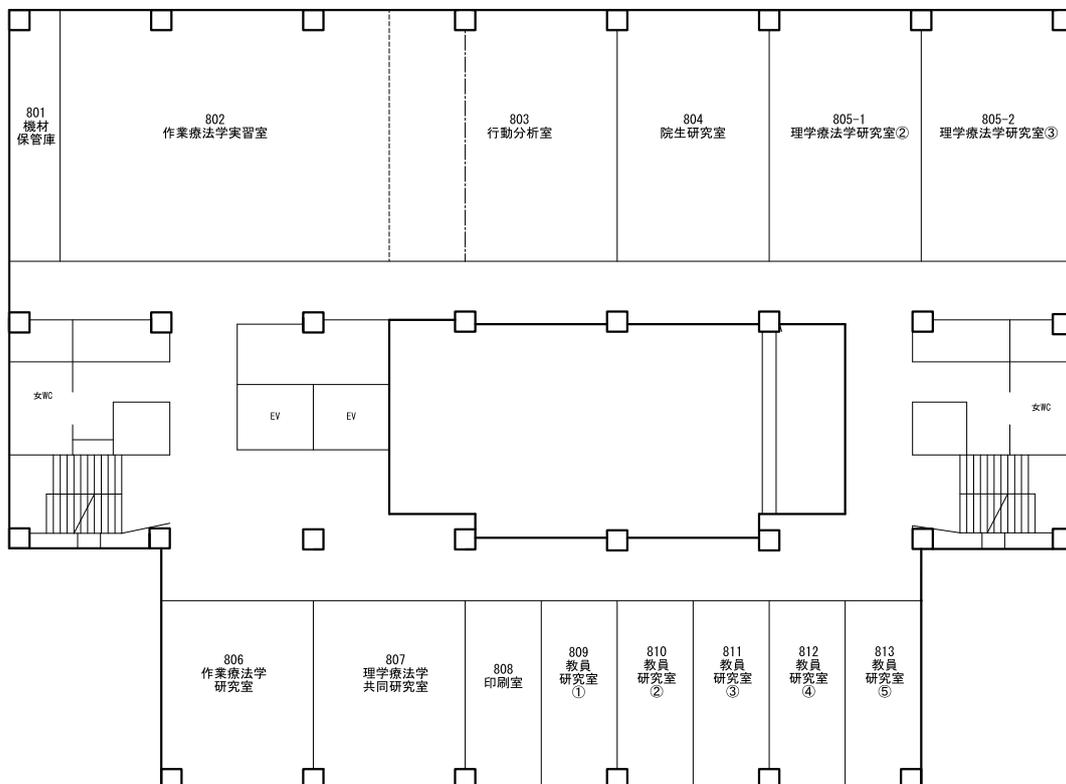
## 5 階



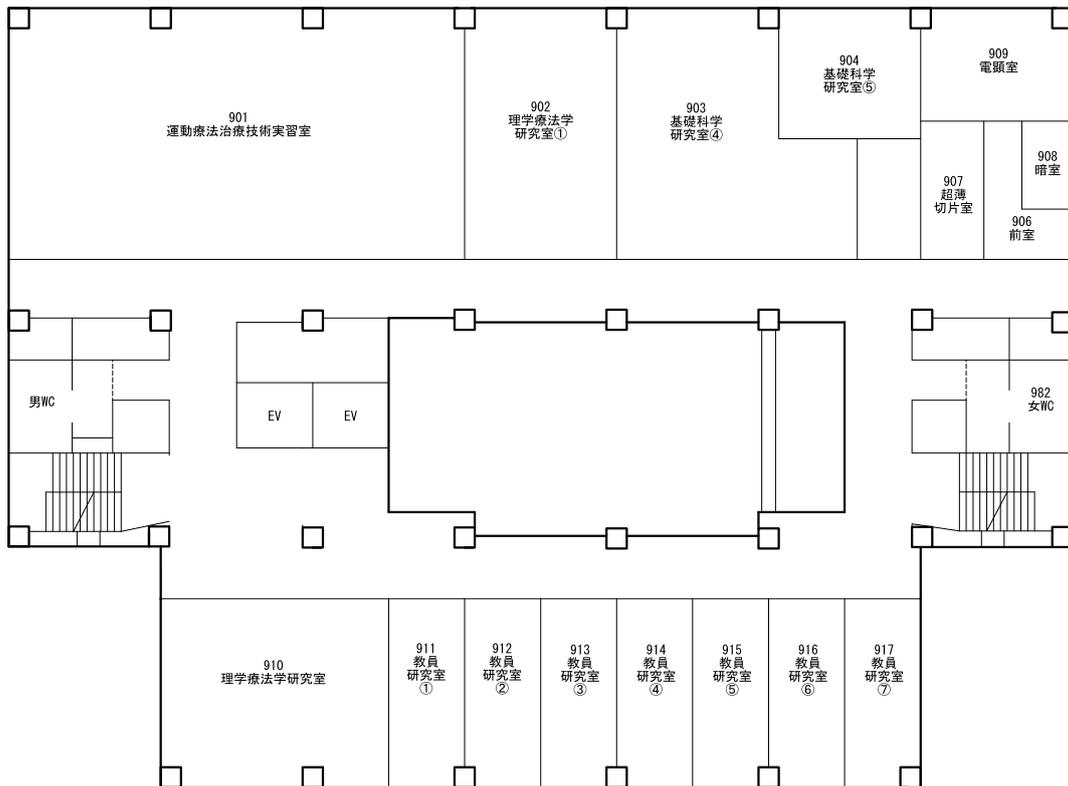
## 6 階



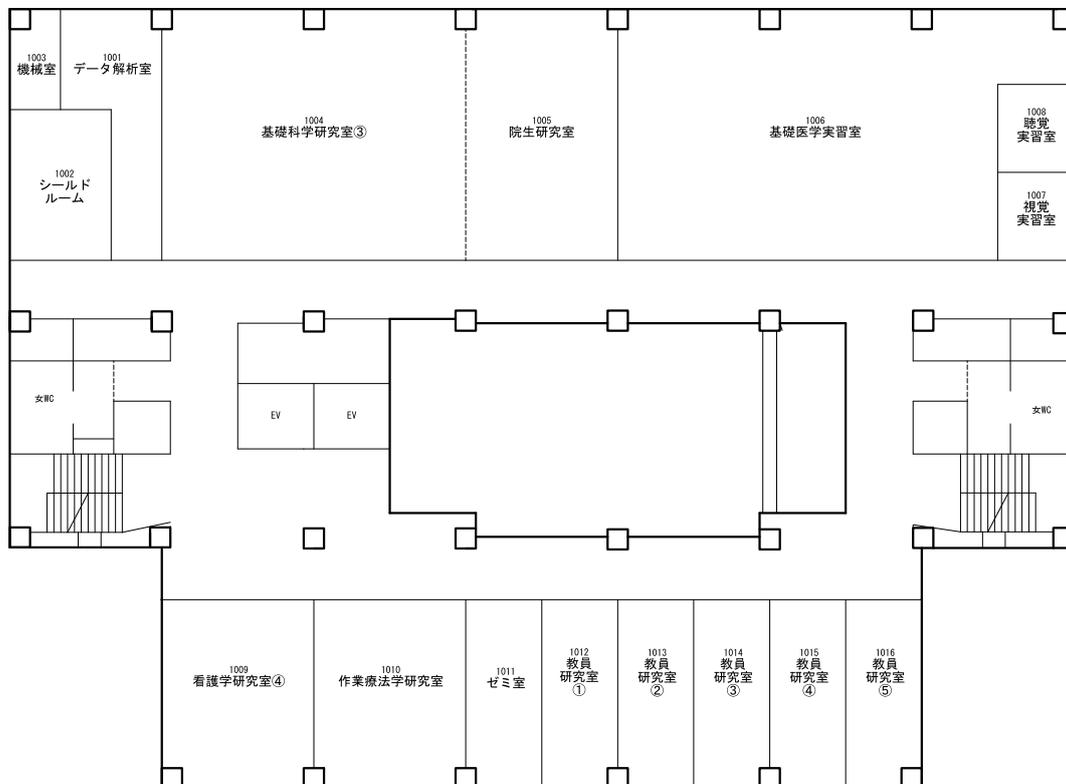
## 7 階



## 8 階



## 9 階



## 10 階